

広島代言人組合沿革誌

附・広島始審裁判所の官許代書人

増 田 修

- 一 はじめに
- 二 代言人の出現
 - 1 「司法職務定制」と「訴答文例」に現れた代言人
 - 2 「代言人規則」による代言人
- 三 広島代言人組合素描
 - 1 「改正代言人規則」に基づく代言人
 - 2 広島代言人組合の設立
 - 3 広島代言人組合の沿革
- 四 法律研究会
 - 1 法律研究会の盛況
 - 2 討論会問題集
 - 3 無罪獲得一覧表
- 五 中国状師会
 - 1 中国状師会の結成
 - 2 中国状師会の議題

六 代言人の政治活動

1 政社設立・加盟

2 政談演説会

3 条約改正問題

4 県会議員・市会議員・衆議院議員

七 弁護士法案に対する対応

1 広島代言人組合の意見(1)

2 広島代言人組合の意見(2)

3 広島代言人組合の意見(3)

4 弁護士法の成立

八 広島始審裁判所の官許代書人

1 明治前期の代書人

2 訴訟控所代書人取締仮規則

3 広島代書人組合

九 おわりに

一 はじめに

現在の弁護士会は、明治二十六年(一八九三年)五月一日施行の「弁護士法」(明治二十六年三月四日法律第七号。以下「旧々弁護士法」という)により弁護士会が設立されたことに始まる。その設立手続は、代言人組合がこれを取扱(明治二十六年四月十日司法省令第六号)、組合代言人は地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録をして弁護士となり、弁護士会に加入し

た。この「旧々弁護士法」に基づく弁護士会は、昭和十一（一九三六）年四月一日施行の改正「弁護士法」（昭和八年四月二十八日法律第五三号。以下「旧弁護士法」という）による弁護士会を経て、昭和二十一（一九四七）年五月三日「日本国憲法」が施行された後、昭和二十四（一九四九）年六月十日公布された現行「弁護士法」（法律第二〇五号。昭和二十四年九月一日施行）による、現在の弁護士会となった。したがって、代言人組合は、現在の弁護士会の前身なのである。そして、代言人は、代言人組合が設立される以前から、「司法職務定制」（明治五年八月三日太政官無号達）により創設されて存在していた。

しかし、『広島弁護士会史』（会史編集委員会編集・広島弁護士会発行、一九八六年）は、内容は戦後編で戦前編は欠けており、広島代言人組合に関する記述はない。広島弁護士会が保有する、第二次世界大戦前の広島における代言人組合・弁護士会およびその組合員・会員についての資料は、原爆により焼失し、「会員名簿 第四号（昭和十三年三月改）」が一冊と、田上諸藏著『法曹閑話』（私家版、一九三七年）が残っているだけで、古い資料を収集することが出来なかつた。ゆえ、戦前編の編纂は断念されたという。僅かに「資料編」の「先進（物故）会員を偲ぶ——座談会——」において、記憶に残る代言人が取り上げられ、その人となりや業績が語られているが、広島代言人組合の設立とその活動については、話題は及んでいない。椎木緑司「広島弁護士会小史」（広島弁護士会『会報』第三〇号・創立百周年記念特集号、一九八二年）も、代言人組合史とその前史ならびに弁護士会史については、一般論として触れてはいるが、広島代言人組合および戦前の広島弁護士会の活動に関しては、資料を得ることが出来ず、言及していない。そして、広島の免許代言人および弁護士については、その中で著名な者を紹介しているに止まる。

そこで、明治五（一八七二）年八月三日「司法職務定制」（太政官無号達）により創設された代言人、および明治九（一八七六）年四月一日から施行された「代言人規則」（明治九年二月二十二日司法省甲第一号布達）、および「代言人規則中手続」

(明治九年二月二十二日司法省達第二五号達)に基づく代言人について、広島における実態を点描した。次に、明治十三(一八八〇)年五月十三日、改正「代言人規則」(司法省甲第一号布達)、および改正「代言人取扱手続」(司法省内第八号達)に基づき広島代言人組合が設立(明治十三年六月二十九日)されてから、「旧々弁護士法」に基づき広島弁護士会が設立(明治二十六年五月一日)されるまでの間における、広島代言人組合と組合代言人らの活動について素描した。

本稿は、拙稿「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年)に次ぐ、第二次世界大戦前の広島の代言人・弁護士の活動を復元する試行の第二弾である。広島法律学校は、明治二十(一八八七)年三月、広島代言人組合の代言人らが広島区大手町三丁目(明治二十五年四月、大手町七丁目に移転)に設立し、明治二十九(一八九六)年八月三十一日までの約九年半に涉つて存続した、三年制の「法律実務家の養成機関」である。そこでは、主として、広島控訴院・広島始審裁判所(明治二十三年十一月一日、広島地方裁判所と改称)に在勤する司法官が、講師となつて無報酬で生徒を教えた。しかし、本稿で取り上げる期間と重なるので、広島法律学校に関しては、前掲「広島法律学校沿革誌」を参照されたい。

なお、広島では、明治十二(一八七九)年十二月頃には、既に、裁判所構内に入り込んで営業する、代書人が四、五〇人もいたという。広島始審裁判所は、取締に差支えんとして、明治十九(一八八六)年三月「訴訟控所代書人取締仮規則」を制定し、試験により官許代書人七名を選び、構内で営業することを許可した。当時の代書人は、訴状・答書を初めとする訴訟書類の作成に欠かすことの出来ない存在であり、更には、代人として、代言人と同様に法廷に立つて、訴訟行為を行う者もいた。そこで、官許代書人と、それに対抗する代書人組合結成の動きについても紹介した。

本稿の資料の主体をなすものは、『芸備日報』(第一号・明治十九年一月三十日)第七〇〇号・明治二十一年六月三十日、芸備日

報社）、『芸備日日新聞』（第七〇一号・明治二十一年七月一日以降、芸備日日新聞社）、『中国（注、後の中国新聞）』（第一号・明治二十五年五月五日以降、中国新聞社）である（ただし、『中国』は、明治二十七年九月十五日以前の紙面は、僅かしか残っていない）。その外に、『小田県新聞』（第一号・明治六年十一月〜第二三号・明治七年四月、小田県新聞社）、『広島新聞』（第一号・明治十年十一月二十二日〜第三二二二号・明治十三年四月四日、興風社）、『広島日報』（第一号・明治十二年七月八日〜第五八三三号・明治十四年七月三十日、介川社・広島日報社。第五八四号・明治十四年八月一日〜第八〇四号・明治十五年五月五日、広島日報本局）、『芸備日報』（第一号・明治十五年九月一日〜第六二七号・明治十七年十二月、芸備日報社）、『芸備新報』（第一号・明治二十一年五月〜明治二十一年六月三十日、早速社）であるが、これらは断片的にししか残存していない。

そして、広島地方裁判所には、明治七（一八七四）年からの「訴状受取録」、明治十（一八七七）年以降の「上訴裁判通知録」、「裁判申渡案」（自明治五年至明治九年）、および「判決謄本綴」（自明治十年至明治十四年）など多くの訴訟関係書類が現存している。更に、国立公文書館に保存されることになった民事判決原本は、広島に関するものは、明治十（一八七七）年から残っている。これらの「訴状受取録」、「民事判決原本」などによって、広島の前代人・弁護士の氏名・族籍および彼等が遂行した民事事件、更には、代書人・無免許代理人が代人として取扱った民事事件や、その実情を知ることが出来る。

（注一）『日注雑記』（第一号・明治四年十二月〜第二号・明治五年一月、山田十竹）、『広島新聞』（第一号・明治五年四月〜第二九号・明治六年七月、承流舎）、『広島新聞』（第一号・明治十年二月〜第二二二二号・明治十年三月、真報社）、『小田県新聞』（第一号・明治六年一月〜第七号・明治六年十月、森田佐平）、『美佐々新聞』（第一号・明治十四年十二月一日〜第九号・明治十四年十二月二十三日、広島社）の残存しているものには、代書人・代書人に関する記事は見当たらない。

また、『泰磨自由新聞』（第一号・明治十五年十二月、早速社）、『中国日日新聞』（第一号・明治二十二年二月十一日〜第二二

二号・明治二十二年十月二十七日、中国日日新聞社）、『安芸津新報』（第一号・明治二十二年七月十七日）明治二十六年十二月、安芸津新報社）、『広島新聞』（第一号・明治二十二年十一月二十日）明治二十三年四月一日、広島新聞社）は、現在のところ残存紙を見出せない。

なお、『広島新聞』は「広新」、「広島日報」は「広日」、「芸備日報」・『芸備日日新聞』は「芸日」、「中国」は「中国」、「芸備新報」は「芸新」、「官報」は「官報」と略し、例えば、明治十三年七月十二日発行の『広島新聞』は、「広新」明十三・七・十（一）のように表示する。

(注2) 広島地方裁判所に現存する「訴状受取録」などについては、現在調査中であるが、その一端については、加藤高「明治初年代、府県裁判所異聞（一）」——広島県裁判所を中心として——（『修道法学』第三卷第一・二合併号、二〇〇〇年）、加藤高「明治前期、司法官任用制の一断面——明治十年、広島裁判所の場合——」（『修道法学』第三卷第二号、二〇〇一年）および加藤高「明治初年、広島県聴訟課の家事裁判——訴状受取録」の検討を通して——（『修道法学』第二七卷第一号、二〇〇四年）に紹介されている。

(注3) 本稿を執筆するに当たっては、次の弁護士史・弁護士会史を参考にした。

奥平昌洪『日本弁護士史』、巖南堂書店・一九一四年二月・第二刷一九七一年二月
安達元之助『東京弁護士会史』、東京弁護士会事務所・一九三五年三月

大阪弁護士会編『大阪弁護士史稿』上・下、大阪弁護士会事務所・一九三七年七月

東京弁護士会編『弁護士史』、東京弁護士会・一九三九年三月

新潟弁護士会史編纂委員編『新潟弁護士会史』新潟弁護士会・一九四〇年五月

岸永博・松井康浩・真室光春・橋本基一・大島英一編著『日本弁護士沿革史』、日本弁護士連合会・一九五九年三月

法曹百年史編纂委員編『法曹百年史』、法曹公論社・一九六九年一〇月

第一東京弁護士会会史編纂委員会編『われらの弁護士会史』、第一東京弁護士会・一九七一年二月

第二東京弁護士会会史編纂委員会編『第二東京弁護士会史』、第二東京弁護士会・一九七六年一月

日本弁護士連合会編『弁護士百年』、日本弁護士連合会・一九七六年二月
弁護士制度一〇〇年記念事業委員会編『和歌山弁護士会小史』、和歌山弁護士会・一九七六年二月
「岡山の弁護士」編集委員会編『岡山の弁護士』、弁護士制度百年記念、岡山弁護士会・一九七六年一〇月
神戸弁護士会会史編纂委員会編『神戸弁護士会史』、神戸弁護士会・一九七六年二月
金沢弁護士会会史編纂委員会編『金沢弁護士会誌』、金沢弁護士会・一九七九年一〇月
愛媛弁護士会会史編纂委員会編『愛媛弁護士会史』、愛媛弁護士会・一九八〇年三月
東京弁護士会百年史編纂刊行特別委員会編『東京弁護士会百年史』、東京弁護士会・一九八〇年一〇月
横浜弁護士会会史編纂委員会編『横浜弁護士会史』上巻、横浜弁護士会・一九八〇年十一月
会史編纂委員会編『岐阜県弁護士会の歩み』、弁護士制度百年記念、岐阜県弁護士会・一九八一年四月
仙台弁護士会会史編纂委員会編『仙台弁護士会史』、仙台弁護士会・一九八二年十一月
札幌弁護士会会史編纂委員会編『札幌弁護士会百年史』、札幌弁護士会・一九八三年七月
仙台弁護士会会史編纂委員会編『仙台弁護士会史追録』、仙台弁護士会・一九八四年一月
静岡県弁護士会会史編纂委員会編『静岡県弁護士会史』、静岡県弁護士会・一九八四年三月
京都弁護士会会史編纂委員会編『京都弁護士会史』、明治大正昭和戦前編、京都弁護士会・一九八四年二月
熊本県弁護士会会誌編纂委員会編『熊本県弁護士会史』、熊本県弁護士会・一九八六年三月
徳島弁護士会会誌編纂委員会編『徳島弁護士会誌』、徳島弁護士会・一九八六年三月
会史編纂委員会編『広島弁護士会史』、広島弁護士会・一九八六年七月
東北弁護士会連合会会史編纂委員会編『東北弁護士会連合会史』、東北弁護士会連合会・一九八七年二月
福岡県弁護士会会史編纂委員会編『福岡県弁護士会史』上巻、福岡県弁護士会・一九八九年一月
大阪弁護士会編『大阪弁護士会百年史』、大阪弁護士会・一九八九年一月
会史編纂委員会編『香川県弁護士会百年史』、香川県弁護士会・一九九〇年一〇月

広島代言人組合沿革誌（増田）

- 水戸弁護士会史編さん委員会編『水戸弁護士会史』、水戸弁護士会・一九九二年三月
- 群馬弁護士会会史編集特別委員会編『群馬弁護士会史』、群馬弁護士会・一九九二年六月
- 奈良弁護士会会史編纂委員会編『奈良弁護士会史』、奈良弁護士会・一九九二年七月
- 新潟県弁護士会創立百周年記念行事実行委員会編『新潟県弁護士会史』第三卷、新潟県弁護士会・一九九三年五月
- 神戸弁護士会会史編纂委員会編『神戸弁護士会史』Ⅱ、神戸弁護士会・一九九三年五月
- 福島県弁護士会会史編纂委員会編『福島県弁護士会百周年記念誌』、福島県弁護士会・一九九三年一〇月
- 秋田弁護士会史編纂委員会編『秋田弁護士会史』、秋田弁護士会・一九九三年一月
- 名古屋弁護士会会史編纂特別委員会編『名古屋弁護士会史』戦前編、名古屋弁護士会・一九九三年二月
- 千葉県弁護士会会史編纂委員会編『千葉県弁護士会史』、千葉県弁護士会・一九九五年六月
- 金沢弁護士会百年史出版部会編『金沢弁護士会百年史』、金沢弁護士会・一九九六年三月
- 愛媛弁護士会百年史編纂委員会編『愛媛弁護士会百年史』、愛媛弁護士会・一九九六年三月
- 岩手弁護士会史編纂委員会編『岩手の弁護士』、岩手弁護士会・一九九七年一月
- 滋賀弁護士会会史編纂委員会編『滋賀弁護士会史』、滋賀弁護士会・二〇〇三年三月
- 鹿児島県弁護士会会史編纂委員会編『鹿児島県弁護士会史』、鹿児島県弁護士会・二〇〇四年五月

(注4)

代言人名簿・弁護士名簿は、次のものを使用した。

- 山田耕造編『日本全国代言人姓名録』、局外社・一八八四年、山本光稔編『日本帝国代言人姓名録 附録法律学士姓名録』、文源堂・一八八七年、磯野新『帝国弁護士法及附属令 帝国弁護士録』、東洋社・一八九三年

二 代言人の出現

1 「司法職務定制」と「訴答文例」に現れた代言人

(1) 江藤新平は、明治五（一八七二）年四月二十五日、初代司法卿に就任すると、同年七月には、「司法職務定制」を太政官に上奏した。太政官は、僅か一ヶ月でこれを裁可し、同年八月三日無号達により、司法省に「司法職務定制」を施行するよう達した。司法省は、これを同年九月一日から施行した（明治五年八月二十三日司法省達）。「司法職務定制」は、司法権独立の最初の礎石であり、近代日本の司法制度の起点となるものであった。

「司法職務定制」は、第一章 綱領、第二章 本省職制、第三章 本省章程、第四章 本省分課、第五章 判事職制附断刑課、第六章 検事職制、第七章 検事章程、第八章 地方邏卒兼逮部職制、第九章 捕亡章程、第十章 証書人代書人代言人職制、第十一章 司法省臨時裁判所章程、第十二章 司法省裁判所章程、第十三章 司法省裁判所分課、第十四章 出張裁判所章程、第十五章 府県裁判所章程、第十六章 府県裁判所分課、第十七章 各区裁判所章程、第十八章 各区裁判所分課、第十九章 明法寮職制、第二十章 明法寮章程、第二十一章 司法省及司法省裁判所処務順序、第二十二章 監倉規則、以上の合計三二章一〇八条から構成されている。

こうして、我国で初めて、代言人制度が創設されたのである。「第十章 証書人代書人代言人」は、次のように規定している。

第四十一条

証書人

広島代言人組合沿革誌（増田）

第一 各区戸長役所ニ於テ証書人ヲ置キ田畑家屋等不動産ノ売買貸借及生存中所持物ヲ人ニ贈与スル約定書ニ奥印セシム

第二 証書奥印手数ノ為ニ其世話料ヲ出サシム

第四十二条

代書人

第一 各区代書人ヲ置キ各人民ノ訴状ヲ調成シテ其詞訟ノ遺漏無カラシム

但シ代書人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ情願ニ任ス

第二 訴状ヲ調成スルヲ乞フ者ハ其世話料ヲ出サシム

第四十三条

代言人

第一 各区代言人ヲ置キ自ラ訴フル能ハサル者ノ為ニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シテ枉冤無カラシム

但シ代言人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ情願ニ任ス

第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サシム

証書人代書人代言人世話料ノ数目ハ後日ヲ待テ商量スヘシ

こゝに見える証書人、代書人、代言人は、規定された職務の内容から、それぞれ今日の公証人、司法書士、弁護士の前身に当たる。しかし、「司法職務定制」の規定は、極めて簡単なもので、職務内容は具体性を欠いていた。

そこで、明治六(一八七三)年七月十七日「訴答文例並附録」(太政官第二四七号達)が布告され、同年九月一日から実施

された。「訴答文例並附録」は、第一巻「原告人ノ訴状」(三二ヶ条)、第二巻「被告人ノ答書」(一八ヶ条)および附録の書式から成り、訴状・答弁書の作成方式を定めたものであるが、その中には、代書人・代言人に関する規定、請求の客観的・主観的併合に関する若干の規定、それに実体法として有意義な規定も含み、明治二十四(一八九一)年一月一日「民事訴訟法」(明治二十三年四月二十一日法律第二十九号)が施行されるまでの間、事実上民事訴訟法の役割を果たした。「訴答文例並附録」に規定された代書人・代言人の具体的な役割は、次の通りである。

第一巻 原告人ノ訴状

第二章 代書人ヲ用フル事

第三条 原告人訴状ヲ作ルハ必ス代書人ヲ撰ミ代書セシメ自ラ書スルコトヲ得ス但シ従前ノ差添人ヲ廃シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テス

(注) 「司法職務定制」第七二条には、「総テ詞訟ハ原告被告共町村役人付添ヒ願ヒ出ツ可シ」とある。これを、廃止したのである。第四条 訴訟中訴状ニ関係スルノ事件ニ付被告人ト往復スルノ文書モ亦代書人ヲシテ書セシメ且代書人ノ氏名ヲ記入セシム可シ若シ代書人ヲ経サル者ハ訴訟ノ証ト為スコトヲ得ス

第五条 代書人疾病事故アリテ之ヲ改撰スル時ハ即日頼主ヨリ裁判所ニ届ケ且ツ相手方ニ報告ス可シ其裁判所ニ届ケス被告人ニ報告セサル以前ハ仮令代書スルモ代書人ト看做スコトヲ得ス

但外国人ハ此章ノ限ニアラス

第十章 代言人ノ事

第三十条 原告人ノ情願ニ因テ代言人ヲシテ代言セシムルコトヲ許ス代言人ヲ用フル者ハ其訴状ノ奥書ニ代言人ニ依

頼シタル旨ヲ記載シテ原告人及ヒ代言人ノ連印ヲ為ス可シ若シ連印ナケレハ代言セシムルコトヲ許サス附録第十一号ヲ見合ス可シ

第三十一条 原告人代言人ヲシテ代言セシムル時訟庭ニ同席スル事ハ其情願ニ任カス

第三十二条 訴訟ニ關係スル書類ハ代言人又ハ保証人ノ類ト雖モ原告人ノ証ト為ル可キ者ハ原告人ノ撰ヒタル代書人ヲシテ代書セシメ其代書人ノ氏名ヲ記入セシム可シ原告人ノ自書ヲ用フルコトヲ得ス

書面ノ末ニ署スル氏名ハ其本人ノ自筆ヲ用ヒ代書人ヲシテ代書セシム可カラス若シ本人自書スルコト能ハサレハ其旨ヲ氏名ノ肩ニ記ス可シ

但第二章但シ書ヲ見ル可シ

訴訟中原告人又ハ代言人ノ疾病事故ニ因テ仮リノ代言人ヲ出ス時ハ原告人又ハ代言人ヨリ仮リノ代言人ニ依頼スルノ証書ヲ出ス可シ若シ証書ナケレハ仮リノ代言人ト為スコトヲ許サス附録第十二号ヲ見合ス可シ

第二卷 被告人ノ答書

第二章 代書人ヲ用フル事

第三十四条 被告人自ラ答書ヲ書スルヲ許サス必ス代書人ヲシテ代書セシム可シ其代書人ヲ撰ミタル時ハ即日裁判所ニ届ケ且原告人ニ報告スヘシ其他代書人ヲ用フル方法ハ第三条第四条第五条第六条ニ照ス可シ

(注) 第六条は「訴状ヲ作ルニハ左ノ定則ニ循フ可シ」とある条文である。

第三章 代言人ノ事

第三十五条 被告人ノ代言人ヲ用ルモ亦其情願ニ任ス然レトモ必ス本人自ラ同伴シテ訟庭ニ出席シ其結局ハ本人ヨリ

決答ヲ為ス可シ

第三十六条 被告人代言人ヲ出ス時ハ答書ノ奥書及ヒ連印等ノ方法第三十条ニ照ス可シ

第三十七条 答書ニ関係スルノ書類ハ代言人又ハ保証人ノ類ト雖モ被告人ノ証ト為ルヘキ者ハ被告人ノ撰ミタル代書

人ヲシテ代書セシメ且ツ代書人ノ氏名ヲ記入セシム可シ被告人ノ自書ヲ用フルヲ得ス

書面ノ末ニ署スル氏名ハ其本人ノ自筆ヲ用ヒ代書人ヲシテ代書セシム可カラス若シ本人自書スルコト能ハサル時ハ其旨ヲ氏名ノ肩ニ記ス可シ

(2) 「司法職務定制」と「訴答文例並附録」による、代言人制度を要約すると、次のようなものである。

第一に、「訴答文例並附録」では、民事訴訟に当たっては、代書人と代言人とが関与するが、訴状・答書など訴訟書類を作成するには、総て必ず代書人を用いなければならない強制主義が取られ、代言人を用いるのは任意主義となっている。しかし、代書人強制主義は、明治七（一八七四）年七月十四日「訴答文例中代書人ノ件改定」（太政官第七五号布告）により、「司法職務定制」の任意主義に復帰し、代書人を用いない場合は、親戚または朋友を差添人として、訴状・答書等へ連印するように定められた。この差添人も、明治八（一八七五）年二月三日「訴答文例中訴訟手續ニ差支サル者差添人ニ及ハス」（太政官第一三号布告）により、任意的なものとなり、更に、明治十二（一八七九）年十月二十七日「訴訟入費償却規則中差添人ニ係ル件々删除」（司法省甲第二号布達）により、訴訟入費として請求することも出来なくなり、廃止同然となった。

第二に、代書人、代言人のいずれも、資格要件が定められておらず、誰でもなれた。もつとも、「盲人、聾者、無筆の者、及び未成年者」は、代言人になることは禁止されたようである。

第三に、代言人の職務は、「司法職務定制」に「枉冤無カラシム」とあるが、民事訴訟代理のみが規定され、刑事弁護については、何等の規定も置かれていない。

(3) この時期、広島における代言人の活動状況は、広島地方裁判所が保存している「自明治七年至同八年訴状受取録」(民第六号ノ二)、「自明治九年一月至同年六月訴状受取録」(民第六号ノ二)、「明治十年訴状受取録」(民第六号ノ五) および「自明治五年至同九年裁判申渡案」(民第二二六号) によつて窺うことが出来る(注、民第六号ノ四は欠号)。

広島における、この時期の代言人は、一度でも代言人として訴訟をした者も含めて、三〇〇名を越える。

明治九(一八七六)年に免許代言人となる、満野順一、原田東三郎、宮原毎太郎、小林藤三郎、澤半三郎、吉井護、奥本數奇男、岡謙藏は、全員この時期から代言人として、訴訟活動をしている。明治十(一八七七)年に免許代言人になつた者も、大多数はこの時期から代言人を名乗っているが、明治九(一八七六)年四月一日「代言人規則」施行以後は、代人として訴訟をする外、代書人、差添人をしてきた。また、彼等は、免許代言人となつた後も、直ぐには代書人・差添人を止めではない。

免許代言人になれなかつた者も、例えば平元和七郎(広島県平民)は、従来多くの事件について代言人として訴訟をしていたが、「代言人規則」施行以後は、代言人とは名乗らないようになる。しかし、代人(あるいは、貸金催促事件などは、債権を買取つたのであろう、本人名義で訴訟を提起する)として、代書代言業を続け、差添人もしている。石津延藏(広島県士族)も、明治二十五(一八九二)年九月頃まで、三百代言として活動していた。

注目すべきは、女性と思われる三浦ツ子、山瀬アイ、岡田トメ、藤井ミツの四名が原告人の代言人として「訴状受取録」に見えることである。山瀬、岡田、藤井は、僅か各一回しか現れないが、三浦ツ子は、原告人の代言人として一三件ほど

訴訟を提起しているので、代書代言葉を営んでいたと思われる。「代言人規則」では、女性であることは代言人の欠格事由でもないのに、男尊女卑が当然の時代であったので、司法省は女性の免許代言人を認めなかった。三浦ツ子は、それ以降は、代人としても現れない。廃業したのであろう。なお、河野ツ子が、一件だけ原告人本人として現れるが、三浦ツ子と同一人かどうかは分からない。

ところで、明治七（一八七四）年六月十五日（届出認可は、七月二十二日）、大阪において設立された代言代書結社「北洲舎」は、同年十二月十日、広島支舎を設け、馬渡俊猷、三宅徳馨が派遣され、その事務を担当した。広島支舎は、馬渡、三宅の外、河村訥、佐治公雄も出張し、生徒として高屋亮功、玉木市兵衛、吉井護、須磨巴、和田辰巳一、一井正雄、長岡直夫、原田東三郎等が入社して、その業は盛んで、収入も尠なく無かったが、馬渡、三宅が、明治八（一八七五）年四月二十二日、北洲舎を退社した。め、広島支舎は閉じられた（前掲『大阪弁護士会史稿』、五九六・五九七頁）。

馬渡俊猷（嘉永三年七月生、長崎県土族）は、肥前諫早の人で、明治五（一八七二）年七月大阪府に出仕し、取締大区長北田正董の部下であったが、北田と共に職を辞して北洲舎の創立に参加し、代書代言を担当する舎員であった（前掲『日本弁護士史』、一〇九頁）。馬渡は、同年八月十四日、広島県に出仕し（広島県中属）、庶務課をへて聴訟課に移り、明治九（一八七六）年四月二十二日、兼任三級判事補となった。そして、同年六月二十五日、兼任判事補を含めて依願免官となり、明治十（一八七七）年には神戸裁判所判事補となっている。

（注1）「司法職務定制」が、江藤新平の発意で起草されたことは、明治五年七月に彼の氏名を付した、「司法職務定制附奏」（『法規分類大全』第一編・官職門・官制・司法省一）と題する上申書を提出していることでも分かる（霞信彦「実像の『司法職務定制』」1～4）（『NBL』七六八・七七〇・七七二・七七五号、二〇〇三年）参照。

(注2) 「司法職務定制」の意義については、福島正夫「司法職務定制の制定とその意義——江藤新平とブスケの功業——」(『法学新報』第八三卷第七・八・九合併号、一九七七年。後に、『福島正夫著作集』第一卷・日本近代法史、勁草書房・一九九三年に収録)を参照されたい。

(注3) 「司法職務定制」は、明治七年一月二十八日「検事職制章程司法警察規則」(太政官第一四号達)、および明治八年五月八日「司法省及検事並大審院諸裁判所職制章程」(司法省達第一〇号達)により消滅した。そして、代書代言人については、明治八年五月八日「司法省検事職制章程」中の「司法省章程」において、「第九 代書代言人ヲ監シ其規律ヲ制シ裁ヲ乞フ事」と規定された。次に、明治十年三月五日、改正「司法省職制章程並検事職制章程」(太政官第三二号達)では、「第九 代書代言人ヲ監シ及許可スル事」と改正された。その次の明治十三年十二月二日改正「各省使職制並事務章程」(太政官第六〇号達)では、もはや代書代言人については規定していない。代言人については、明治九年二月二十二日「代言人規則」が公布され、明治十三年五月十三日には改正「代言人規則」が施行されたからである。しかし、代書人については、「代書人規則」は制定されず、大正八年九月十五日、「司法代書人法」(大正八年四月九日法律第四八号)が施行されるまで、職業的専門職として公認されていなかった。証書人制度は実際には実施されず、戸長がその職務を行った(『日本公証制度沿革史』、日本公証人連合会・一九六八年、一二頁参照)。公証人制度の発足は、明治十九年八月十一日公布の「公証人規則」(明治十九年八月十一日法律第二号)からである。(注4) 「訴答文例」は、単に訴状、答弁書など書面の作成方法を定めたに過ぎないものではない。この点については、瀧川毅「『訴答文例小考』」(小山昇編『裁判法の諸問題』兼子博士還暦記念・上、有斐閣・一九六九年。後に、『日本裁判制度史論考』、信山社出版・一九九一年に収録)、および福島正夫「日本資本主義の発達と私法(二)」(『法律時報』第二五卷第二号、一九五三年)を参照されたい。

(注5) 真空光春「刑事弁護人制度の確立」(前掲『日本弁護士沿革史』、三六頁)によると、現在の刑事訴訟法に当たる「治罪法」(明治十三年七月十七日太政官第三七号布告)が、明治十五年一月一日から施行(明治十四年七月八日太政官第三六号布告)される以前から、代言人が刑事訴訟に参与する道は、開かれてはいた。すなわち、明治九年になると、刑事訴訟において、外国人の被告人に代言人を依頼することが認められた。そして、明治九年六月以降は、日本人被告人にも拡大されたが、司法省の自由

裁量により、これを許可しまたは拒否することが出来るというものであった。明治十年には、刑事被告人による代言人選任申請を、総て許可することになったが、今日の刑事被告人が憲法上弁護人選任権を持つているのとは全く觀念が異なり、かつ、代言人それ自身の機能も甚だ不完全なものであったという。

(注6) 明治十九年二月二十五日、広島区白鳥の平元和七郎は、訴答代書の渡世をし、詞訟事件の代人としてその名を知られていたが、委託金費消事件で重禁錮二ヶ月の刑に処せられたという〔芸日〕明十九・三・三、明二十・四・二十三。広島市三川町に住み、私書偽造で処刑されたこともある、三百代言石津延藏は、明治二十五年九月には、証拠湮滅で逮捕されたという〔芸日〕明二十五・九・十四〜十五。

(注7) 女性代言人については、前掲『京都弁護士会史』が、明治九年十一月十五日付「郵便報知新聞」(二一四〇号)に、その名が知れ涉っていた女性代言人園輝子が、「代言人規則」制定後は代言業を廢業し、講談師・曲馬師のもとで働いている記事があることを紹介している(同書四三頁参照)。

(注8) 馬渡俊猷の広島における履歴は、『広島県史料』十八〔官員履歴〕明治八年ヨリ明治九年十二月二尽)、および加藤高「明治前期、司法官任用の一断面——明治十年、広島裁判所の場合——」〔修道法学〕第二三卷第二号、二〇〇一年)を参照されたい。馬渡は、その後、明治十六年横浜始審裁判所八王子支庁判事、明治十八年横浜始審裁判所判事を歴任し(寺岡壽一編『明治初期の官員録・職員録』第三〜六卷、一九七七・七九〜八一年)、明治三十一年十二月十五日、東京控訴院判事の時に退職した(『官報』明三十一・十二・十六)。

三宅徳馨(岡山県土族)は、北洲舎の代書代言担当の舎員であったが、明治八年四月二十二日、北洲舎を退舎し、明治九年六月、大阪上等裁判所と大阪裁判所の代言人免許を取得している。前掲『日本全国代言人姓名録』では、明治十六年八月現在、大阪始審裁判所々属の代言人である。

2 「代言人規則」による代言人

(1) 「司法職務定制」で創設された代言人制度は、誰でも代言人になれたので、法律的素養もなく人格品性低劣な者も

広島代言人組合沿革誌(増田)

代言人となり、代言營業に過当競争が起こり、いわゆる三百代言の弊害が生じたという。前掲『日本弁護士史』(一六六頁)によると、次のような状況であった。

一利を興せば、一弊随て生ずるは、事物の数なり。曩に政府は、文明の曙光を輝かして法廷に代言を許したるは、人民をして代言の利を得しめんと望みたるなり。然れども、代言人と為るべき資格に制限あらざるを以て、無学無識の徒統統この業に従事し、甚しきは、椎埋屠狗(注、ついまいとく。暴悪残賊の徒)亦法廷の内に縦横したり。且、其取締方法の設あらざるを以て、詞訟を教唆し、権利を売買し、裁判の遷延を図り、利の在る所、風儀体面の何たるかを顧みず、青錢三百文又は玄米一升の報酬にて代言を引受くる者多く、遂に三百代言といへる諺を生ずるに至れり。されば、代言人とだにいへば、之を忌憚して往時の公事師の輩と同一視し、与に齒することを恥ぢたり。偶、北洲舎員の如きは巋然(注、独立自足)として、其間に立ち代言人の面目を保存せんと期し、世人をして代言人の利を知らしむるに乏しからざるものありたれども、一般代言人の弊風の世に横溢するを擁闕(注、ようあつ。押さえ止める)するほどの勢力なかりしかば、竟に、玉石混淆薰蕕(注、香草と臭草)雜糅(注、ざつじゅう。入交じつて区別がない)の看あるを免かれざりき。

そこで、その対策として、司法省は、明治九(一八七六)年二月二十二日「代言人規則」(司法省甲第一号布達)および「代言人規則中手続」(司法省達第二五号達)を制定し、同年四月一日から施行した。

「代言人規則」は、一五ヶ条で構成されている。その概略は、次の通りである。

代言人になろうとする者は、専ら代言を行おうとする「所轄地方官」の検査(注、試験)を受け、地方官が可とする者の願書、検査結果(議案または答案)、区戸長の具状書を司法省に送呈し、司法省が審議して免許状を下付した(第一条、「手

統「第三条乃至第五条」。検査項目は、「布告布達沿革ノ概略」、「刑律ノ概略」、「現今裁判上手續ノ概略」、「本人品行並ニ履歴」であった（第二条）。

欠格事由は、「懲役一年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者」、「身代限ノ処分ヲ受ケシ者」、「其地方内ニ定マリタル住居アラサル者」、「官職アル者 但准官吏タル者モ亦同」、「諸官員華士族及ヒ商家其他一般ノ雇人タル者 但雇主承諾ノ証書アル者ハ此限ニアラス」（第三条）で、これらに該当する者は、免許を与えられなかった。

免許を得た者は、司法省と各裁判所の「代言人名表」に登載され、当該裁判所所在地大区内（明治九年三月三十一日司法省甲第三号布達により、「該裁判所所在ノ地三里内」と改正し、次いで、同年十一月四日司法省甲第一四号布達を以て、「該地方裁判所ノ区内」と改めた）に住居しなければならなかった（第四条）。免許の有効期限は一年、免許料は一〇円で、更新できたが、その度に免許料を納める必要があった（第五条）。

この規則の意義は、代言人を免許制にして、専門的職業として認知し、代言人の質の向上に寄与したことである。しかし、次のような問題点があった。

第一は、試験制度が、全国統一ではなく、試験官が法律専門職ではない地方行政官であり、かつ、合格基準も不統一であった。したがって、合格者の法的知識、素養にばらつきがあったという。しかも、代言人の需要に比して合格者の絶対数は少なく、多数の無免許代言人が発生し、三百代言の横行を防げなかった。無免許の代言人らは、明治六（一八七三）年六月十八日公布の「代人規則」（太政官第二二五号布告）を利用し、代人として訴訟代理人となった。

第二は、従来代言人は、何れの裁判所においても自由に代言できたが、営業区域を限定したことである。この免許の効力は、志願した特定の府県裁判所、上等裁判所に限られていた。したがって、府県裁判所と上等裁判所の免許を得ること

が出来たのは、両裁判所の所在地に限られ(双方の免許状の取得に、免許料二〇円を要した)、上等裁判所が設置されていない地方では、当該府県裁判所の免許しか受けられなかった。ただし、大審院は代言人であれば、特に免許は要しない取扱であった。しかも、免許を受けた裁判所を変更するには、先に受けた免許状を返納し、更に変更する予定の裁判所において、免許状を願い受け免許料をも納める必要があった。

第三は、代言人の言動は、「裁判所取締規則」(明治七年五月二十日司法省甲第九号達。「増補」明治七年七月十二日司法省甲第一四号達。「改正」明治七年十月八日司法省甲第一九号達。「増補条改正」明治七年十二月二十日司法省甲第二号達)により、厳重な制限を加えられていたが、「代言人規則」によって、一層強化された。

「裁判所取締規則」では、原被告人、代言人など訴訟関係人は、訴訟で裁判官に尊敬を欠けば、裁判官は直ちに譴責を加えることが出来(「取締規則」第四・五条、代言人の場合は、その事件の代言人たることを得なかった(「改正」第五条但書)。また、裁判官を罵る者は、直ちに断獄課に廻されて本律(「改定律例」罵言律)を科され(「取締規則」第七条)、代言人の場合は、更に三ヶ月以内の期間代言人として裁判所へ出ることを差止められた(「改正」第七条但書)。更に、訴訟関係者が、裁判所の呼出時刻に無届で遅刻または不参すると、裁判官は直ちに相当の罰金を科すことが出来た(「増補改正」第九条)。

「代言人規則」が制定されると、「裁判所取締規則」の中で、直接代言人を対象とした条項は廃止された。しかし、代言人は、「告達諸規則」ノコトニ付裁判官ニ向テ旨趣ヲ陳述スルヲ得ヘシト雖トモ其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス」と、すべての布告・達・規則などについて、その是非や立法趣旨・由来を論議することを禁止された(「第一一条」)。

更に、「代言人規則」は、代言人を懲罰に付す場合を規定した(「第一四条」)。すなわち、「一 訴訟ニ於テ国法ヲ誹議シ及ヒ官吏ヲ侵凌スル者、二 訟庭ニ於テ臆察詐偽ノ弁ヲ為ス者、三 相手方ヲ悪言凌罵シ其面目名譽ヲ汚ス者、四 謝金ヲ

前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貪ル者、五 他人ノ貸借取引等ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ図ル者、六 詞訟ヲ教唆スル者、七 故ラニ時日ヲ遷延シテ訴訟本人ノ妨害ヲ為ス者」について、「右ノ如キ者ハ其軽重ヲ量リ裁判官直チニ之ヲ罰スルヲ得其罰目左ノ如シ 一 譴責、二 停業一月以上一年以下、三 除名三年ヲ經シ後ニ非レハ復代言人タルヲ許サス」と規定した。

これらの懲罰条項は、いわゆる三百代言が行っていた行為を列挙したものであろう。そして、「官吏ヲ侵凌スル者」は、改正「裁判所取締規則」第五条を受けたものであるが、「告達諸規則ノ是非」や「立法ノ原旨」を議論することを禁止され、それを犯すと、「国法ヲ誹議」し、「官吏ヲ侵凌」したとして処罰されるのである。

第四は、規則に明確な定めが無い事項があり、様々な疑義が生じた。例えば、兵庫県から司法省へ、年齢制限、性別制限などに関して、伺が出された。「代人規則」では、代人は「二十一歳以上」(明治九年四月一日太政官第四四号布告により「二十歳以上」と改正)とされているが、代言人の免許状を付与する年齢に関しては制限がない。そこで、「二十一歳以上ニアラサレハ代言人タルヲユルササル歟」という伺に対して、司法省は「年齢ノ制無之事」と回答している。また、「代言人規則」には、代言人の性別により制限する条項はないが、「一戸ノ戸主タリトモ婦女ニハ免状ヲ与フヘカラサル歟」という伺に対して、「伺ノ通」と回答している(前掲『日本弁護士史』一七九頁)。

(2) この「代言人規則」に基づき、広島において代言人免許を取得した者(明治十三年五月以前)は、次の「代言免許取得者名簿」に掲載した三九名である。

明治十三（一八八〇）年	安部 改造 水野 象三	（広島県平民） （大阪府平民）	山内吉郎兵衛 （広島県平民）
	協本 東助	（広島県平民）	

この名簿に登場する免許代言人の多くは、「代言人規則」制定以前から、代言人として活動していた。そして、「代言人規則」が制定される以前は、広島には三〇〇名以上の代言人が存在していたので、この程度の免許代言人では、代言人不足であることは明白であり、無免許代言人が跋扈するのは当然であった。

明治十一（一八七八）年三月、木原章六（広島県士族）は、第一大区（広島）五小区六丁目の元嶺雲院水楼に詞訟鑑定結社「講法館」を設立した（「広新」明十一・三・三十二）。最初は、民事上の事件について、無料で手続や勝算の相談に応じていた。同年七月、館員の稲垣五郎が、代言人免許を得たので、代言部を設け（「広新」明十一・七・二十一、明十一・七・二十三）、同年九月には、大手筋二丁目五百七番邸に移転した（「広新」明十一・九・一）。

明治十二（一八七九）年一月、稲垣が独立して、広島区の場合において代書事務所を開いたので（「広新」明十二・一・十）、木原は、代言部を廃止して、詞訟相談、訴状・答書などの草案を相当の謝金を以て作成する代書事務を開始した（「広新」明十一・十二・二十八、明十二・一・十）。しかし、同年十二月、講法館を改めて、私立法律学校に改組した（「広新」明十二・十二・十六）。この講法館は、明治十四（一八八二）年一月、木原が検事となり神戸裁判所へ赴任したので、明治十三（一八八〇）年中には廃館した。

木原が設立した「講法館」は、この頃に存在した、大阪北洲舎などの代言代書結社の範疇に入るであろう。

(注1) 「代人規則」に基つて明治九年から明治十三年五月までの代言免許取得者名簿、および後記の「改正代言人規則」による明治十三年五月以降の代言免許取得者名簿は、前掲『日本弁護士史』に基つき作成した。同書によると、石井周之祐(明治十六年八月には、石井道と名乗る)は石井周道となっているが、「訴状受取録」(広島地方裁判所々蔵)の表記に従つた。また、富田治左衛門は富田治右衛門、山口武衛門は山口武右衛門となっているが、前掲『日本全国代言人姓名録』、および前掲『日本帝国代言人姓名録』の表記に従つた。

(注2) 「代言免許取得者名簿」の人名の末尾に「^レ」を附した者は、明治十六年八月現在の掲『日本全国代言人姓名録』の「広島始審裁判所々属」欄、および「尾道支庁所属」欄に見えない者である。除名、死亡または廃業したのであろう。ただし、天野鐵輔(明治十一年一月広島免許、広島県平民、後に大阪府平民)は、「大阪始審裁判所々属」欄に、長岡直夫(明治十年三月広島免許、広島県士族)は、「山口始審裁判所々属」欄に見える。

(注3) 「講法館」と木原章六については、拙稿「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」(『修道法学』第二八巻第一号、二〇〇五年)を参照されたい。

(注4) 明治十一年六月、二宮豊三郎は、藤木勘兵衛から代言を頼まれ、有江政五郎が代書した訴状の本人名の下に、他の白紙に押捺した勘兵衛の実印の印影を切り糊付けしたのを知らずに差出した後、その顛末を政五郎から知らされて、承知しながら包蔵して願下げしようとしたが、事已に発覚した後であった。そこで、雑犯律不応為軽に問い、懲役三〇日、情を量り一等を減じ答二〇を申付けられたという(「広新」明十一・六・九)。

(注5) 明治十一年九月二十六日、満野順一は、被告者の代言をして、借米若干を抹殺しようとして謀り、私印を偽造し偽証書をつくり、未だ財を得ざる科の内、士族たるを以て一の破廉恥甚を重とし、賊盜律詐欺取財条に依り、窃盜未得財に準じて論じ、改正閏刑律に照らし、「除族ノ上答四十及代言人規則第十四条ニ依リ代言人除名ヲ申付クル」という判決を受けた(「広新」明十一・十・三)。

(注6) 無免許得代言人が利用した、「代人」に関する規定の変遷は、次の通りである。

① 明治六年六月十八日公布の「代人規則」(太政官第二一五号布告)は、「商業及ヒ其他ノ事ニ因リ代人ヲ以テ契約取引等致シ

候規則」であり、訴訟代理を想定したものではなかった。ここでは、代人を、総理代人と部理代人の二種に分け、総理代人は「本人身上諸般ノ事務」を代理し、部理代人は「特ニ其委任スル部内ノ事務」を代理する代人とした。そして、代人は、「心術正実ニシテ満二十一歳以上ノ者」とされていたが、明治九年四月一日太政官第四四号布告により、年齢は「満二十歳以上」に改正された。

② 明治九年四月一日から実施された「代言人規則」（明治九年二月二十二日司法省甲第一号布達）は、「免許ヲ経サル者へ代言相頼候儀不相成候」としながら、「但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故ニテ不得已場合ニ於テハ其至親（父子兄弟又ハ叔姪）ノ内之ニ代ルヲ得ヘク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦」と、代言人の例外を許した。なお、「但書」に定める「至親」については、明治九年四月十日司法省甲第四号布達によって、「布達但書ニ代人ノ儀掲載候処尚ホ一般人民ノ雇人十ヶ月以上不断雇置候者ニ限り至親同様代人トナスヲ得ヘシ」と雇人にも拡大した。

③ 次に、明治十三年五月十三日、改正「代言人規則」（司法省甲第一号布達）が施行されたのに伴い、明治十三年五月十三日司法省甲第二号布達を以て、「代人規則」の「但書」は、次のように改正された。

明治九年甲第一号但書同甲第四号ヲ以テ詞訟代人ノ儀相達シ置候処今般代言人規則改正ニ付右代人ノ儀左ノ通り可相心得此旨布達候事 詞訟ニ付原告又ハ引合人等疾病事故アリ出頭シ難キ時又免許代言人之ナキ歟又ハ已ムヲ得サルノ事情アリテ代言人ニ代言ヲ委託シ難キ場合ニ於テハ戸長又ハ区長ノ公証ヲ以テ親族又は相当ノ者ヲ代人ト為スヲ得然レトモ其代人タル者ハ一事件ヲ限り受任スヘシ若シ二件以上ヲ受任シ又ハ詞訟ヲ教唆シ私利ヲ営ム等ノ事アル時ハ裁判官ニ於テ直ニ其代人ヲ停止スヘシ

④ 更に、明治十七年一月二十四日太政官第一号布達を以て、明治十三年五月十三日司法省甲第二号布達は、次のように改正された。

詞訟又ハ勸解ニ付已ムヲ得ス代人ヲ出サントスル者ハ親族又ハ相当ノ者ヲ撰ミ管轄裁判所ノ許可ヲ受ク可シ但代人タル者同時ニ二人以上ヨリ二件以上ヲ受任シ其他不適当ノ所為アリト認ムル時ハ裁判所ニ於テ之ヲ差止ムルコトアル可シ

⑤ そして、明治二十四年一月一日から施行された「民事訴訟法」（明治二十三年四月二十一日法律第二九号）は、訴訟代理人について、次のように定めた（同法第六三条）。

原告若クハ被告自ラ訴訟ヲ為ササルトキハ弁護士ヲ以テ訴訟代理人トシ之ヲ為ス 弁護士ノ在ラサル場合ニ於テハ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人ト為シ若シ此等ノ者ノ在ラサルトキハ他ノ訴訟能力者ヲ以テ訴訟代理人ト為スコトヲ得 区裁判所ニ於テハ弁護士ノ在ルトキト雖モ訴訟能力者タル親族若クハ雇人ヲ以テ訴訟代理人ト為スコトヲ得

⑥ しかし、明治二十五年三月頃になつても、三百代言の防止法は無かつたという。「民事訴訟法」第六三条第一項・第二項によれば、訴訟能力ある親族若くは雇人を以て訴訟代理人となすことを得るので、当時、原告・被告とも法学生等を親族若くは雇人と称し、訴訟を提起するものが多く、そのために、代言人の事務が減少するので、司法省はこれを防止する方法を取調べ、差向き親族であるときは債権者若くは債務者の証明書、雇人であるときは差配人等の証明書を訴状に添えて出訴させることにした。しかし、区役所等で充分証明する途のない従兄弟と称し或は差配人に若干の手数料を与え雇人であると証明させることが流行し、到底通常の方法では、これを防止することが出来ないので、当局者は良い方法を考案中であるという（芸日」明二十五・三・十三）。

三 広島代言人組合素描

1 「改正代言人規則」に基づく代言人

(1) 明治十三（一八八〇）年五月十三日、改正「代言人規則」（司法省甲第一号布達）、および改正「代言人取扱手続」（司法省丙第八号達）が公布され、直ちに施行された。

この改正は、従来の規則に不備なところがあり、本分に悖り私利私欲のみ凶る質の悪い代言人も往々あるので、その取締の方法を嚴重にして、弊風を改良することを目的としたという。また、「治罪法」（明治十三年七月十七日太政官第三七号布告。明治十四年七月八日太政官第三六号布告を以て明治十五年一月一日施行）の制定・公布による刑事弁護人制度の実施や不平等条約改正に備えるためにも、代言人規則を整備する必要があつたともいう。改正の特色は、次の通りである。

第一は、各府県の地方官が行っていた検査（試験）を廃し、司法卿が出題し、各地の検事が主催する全国統一の試験に改めた（「規則」第四款、「取扱手続」第一条乃至第四条）。

第二は、裁判所別、審級別の営業区域の限定が、廃止された。これにより、代言人は、全国どこの裁判所でも代理人として執務が出来ることになった（「規則」第三条）。

第三は、代言人は、各地方裁判所本支庁所轄毎に、代言人組合を設立して議會を設け、規則を定め、組合へ加入することを義務づけられた（「規則」第二款）。組合規則は、次の目的を以て定め、契約を固くせよという（「規則」第四款）。

- 一 互ニ風儀ヲ矯正スル事、二 名誉ヲ保存スル事、三 法律ヲ研究スル事、四 誠実ヲ以テ本人ノ依頼ニ応スル事、五 強テ本人ノ権利ヲ捏造セサル事、六 妄リニ言詞ヲ変改セサル事、七 故ナク時日ヲ遷延セサル事、八 相当ノ謝金ノ額ヲ定ムル事 但該規則ハ必ス検事ノ照閲ヲ經可シ其改正増補モ亦之ニ同シ

そして、代言人および代言人組合は、その職務上対立関係にある、検事の監督を受けることになった（「取扱手続」第六條）。

第四は、代言人を懲罰する条件を詳細に定めて、その量定を重くし（「規則」第三款）、その条件を犯すものがある時は、代言人組合会長が検事に告発し、会長が告発を遷延するときは各代言人から検事に告発し、検事から司法卿へ上申することになった（「規則」第一七條、「取扱手続」第一二條）。

代言人の懲罰条件は、「一 訟庭ニ於テ現行ノ法律ヲ誹議スル者、二 訟庭ニ於テ官吏ニ対シ不敬ノ所業ヲ為ス者、三 訟庭ニ於テ相手方ヲ凌辱罵詈シタル者、四 詞訟ヲ教唆シタル者、五 証拠ト為ル可キ者ヲ捏造シタル者、六 他人ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ図ル者、七 強テ謝金ヲ前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貪リタル者、八 故ラニ時日ヲ遷延シ詞訟本人並

二相手方関係人ノ妨害ヲ為シタル者、九 議會組合ノ外私ニ社ヲ結ヒ号ヲ設ケ營業ヲ為シタル者、十 議會ニ於テ定メタル取締規則ヲ犯シタル者」であり(「規則」第三二条)、懲戒ノ目次と期間は、「一 譴責、二 停業(二月以上一年以下)、三 除名(三年ヲ経ルノ後ニ非サレハ復タ代言人タルヲ得ス若シ其所犯ノ情状重キ者ハ終身之ヲ許サス)」である(「規則」第三二条・第三五条)。

この懲罰条件の中、「議會組合ノ外私ニ社ヲ結ヒ号ヲ設ケ營業ヲ為シタル者」は、最盛期を迎えようとする自由民権運動と代言人結社の活動が結びつくのを恐れた、めとという。これにより、かの有名な大阪北洲舎、便宜商社を始めとする代言代書結社は、次々と解散せざるを得なかつた。

第五は、代言人の欠格事由を、「一 未丁年者(明治九年四月一日太政官第四一号布告により、満二〇歳を以て丁年と定めた)、二 身代限りノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘサル者、三 盜罪詐偽罪ニ付刑ヲ受ケタル者、四 国事犯ヲ除クノ外懲役並ニ禁獄一年以上ノ刑ヲ受ケタル者(明治十四年一月二十四日司法省第二号布達により、「懲役禁獄一年以上ノ刑ニ処セラレタル者」と改正)、五 官吏准官吏及ヒ公私ノ雇人」とした(「規則」第四二条)。

すなわち、未成年者には、免許を与えないことを明確にした。しかし、女性については、欠格事由には該当する規定は無いにも拘わらず、代言人免許を受けることが出来ない取扱は変わらなかつた。

この「改正代言人規則」によって、広島において代言人免許を取得した者は、次の「代言免許取得者名簿」に記載した五名にしか過ぎない。その内、三名は、今でいうイソ弁から、代言人の第一歩を踏み出している。

明治 (西曆)	氏名 (族籍)	備考
明治 十三 (一八八〇) 年 (十二月免許)	中野 一雄 (広島県平民)	
明治 二十三 (一八九〇) 年 (二月免許・二十二年度出願)	藤本直治郎 (大阪府平民)	最初、岡崎仁三郎代言事務所で執務 (芸日) 明二十三・一・十三
明治 二十三 (一八九〇) 年 (十二月免許)	高橋嘉一郎 (広島県平民)	最初、安倍萬太郎代言事務所で執務 (芸日) 二十四・一・九
明治 二十六 (一八九三) 年 (二月免許・二十五年度出願)	富島豊太郎 (鳥根県平民) 大芝 榮廣 (東京府士族)	広島で独立開業 最初、松山廣居代言事務所で執務 (芸日) 明二十六・二・二十四

(2) ところで、明治十六 (一八八三) 年八月現在、広島控訴裁判所管内の広島・尾道の代言人は、次の二七名 (広島二一名、尾道六名) である (前掲『日本全国代言人姓名名録』)。

広島始審裁判所々属 岩田彌太之輔 (明治十一年一月広島免許、広島県士族)、石井周之祐 (明治十年三月広島免許、広島県平民、後に、道と改名)、香川齋 (明治十年三月広島免許、広島県平民)、山中正雄 (明治十年三月広島免許、広島県平民)、山口武衛門 (明治十年三月広島免許、広島県平民)、富田治左衛門 (明治十年三月広島免許、広島県平民)、二宮豊三郎 (明治十一年一月広島免許、広島県平民)、結城勝 (明治十一年一月広島免許、広島県平民)、玉木市兵衛 (明治十年三月広島免許、広島県平民)、奥本數奇男 (明治九年十二月広島免許、広島県平民)、河端守綱 (明治十年三月広島免許、愛媛県士族、後に広島県士族)、山内吉郎兵衛

(明治十二年六月広島免許、広島県平民)、林十之助(明治十二年一月広島免許、広島県土族)、白根淳六(明治十一年七月広島免許、広島県平民)、宮原毎太郎(明治九年八月広島免許、広島県土族)、高木尉太郎(明治十二年一月高知免許、徳島県土族、元高知県土族)、渡邊又三郎(明治十年三月広島免許、広島県土族)、原田東三郎(明治九年八月広島免許、広島県平民)、岡謙藏(明治九年十二月広島免許、広島県平民)、長屋謙二(明治十一年七月広島免許、広島県平民)、水野象三(明治十二年六月広島免許、大阪府平民)尾道支庁所属 河野大一郎(明治十年三月広島免許、広島県平民)、喜多英七郎(明治十年三月広島免許、広島県平民)、和田詔美(明治十一年七月広島免許、広島県平民、後に広島県土族)、安部改造(明治十二年一月広島免許、広島県平民)、橋野嘉三郎(明治十二年一月広島免許、広島県平民)、脇本東助(明治十三年一月広島免許、広島県平民)

明治九(一八七六)年四月に「代言人規則」が施行されてから、明治十三(一八八〇)年五月に「改正代言人規則」が施行されるまでの間に、広島で免許代言人となった者が三九名いたのに、明治十六(一八八三)年八月には、二七名に目減りした原因は、長岡直夫が山口始審裁判所々属、天野鐵輔が大阪始審裁判所々属となり、満野順一が除名され、その外に死亡や廃業した者が九名いたからである。

(3) 他方、明治十三(一八八〇)年以降、他府県で代言人免許を取得した広島県人や他府県人が、広島に帰郷・移住して代言事務所を開くという現象が見られるようになる。

明治十六(一八八三)年九月、高田似壠は、大阪から広島に帰郷し(「芸日」明十六・九・二十一)、続いて同年十月、澤村良太郎も、大阪から広島に移住し(「芸日」明十六・十二・二十三)、両名は連名で、同年十二月、広島区竹屋町に共同事務所を開いた旨の新聞広告を出している(「芸日」明十六・十二・十四)。更に、同年十一月には、東京組合代言人谷口清太は、広島に出張所を設けている(「芸日」明十六・十一・九)。

明治十九（一八八六）年五月には、安倍萬太郎が、詞訟鑑定社「東京審理社広島支局」の事務に従事し代言業を開業するため、東京から広島に移住してきた（芸日）明十九・五・六。同年五月には、野平穰も、大阪から広島に帰県して代言業を開業し、同年六月から詞訟鑑定社「広島明法館」で代言弁護の事務を取扱うようになった（芸日）明十九・六・二。

また、無免許代言人堀江源次郎は、明治十六（一八八三）年九月、「今般左の所（注、広島区尾道町）へ転居し、旧により訴訟事件の依頼に応ず」という、新聞広告をしている（芸日）明十六・九・二十二。

これらの帰郷、移住、および無免許代言人の広告は、広島においては、免許代言人が不足していることを示している。こうして、明治十六（一八八三）年八月現在の二七名に較べ、明治二十（一八八七）年四月現在の広島と尾道の代言人数は、三五名（広島二五名、尾道一〇名）と、約三割ほど増加しているが（前掲『日本帝国代言人姓名録』）、その原因の七割強は、他府県人が移住して来たことにある。

広島・尾道において、明治十六（一八八三）年八月現在の前掲『日本全国代言人姓名録』には見えないが、明治二十（一八八七）年四月現在の前掲『日本帝国代言人姓名録』に、新たに現れた者は、次の一名（広島七名、尾道四名）である。

広島では、松山廣居（明治九年七月大阪免許、滋賀県平民）、岡崎仁三郎（明治十四年八月高知免許、大阪府平民、後に広島県平民）、高野一步（明治十五年七月東京免許、広島県平民）、野平穰（明治十六年七月東京免許、広島県平民）、高田似壠（明治十六年七月大阪免許、広島県平民）、天野確郎（明治十六年七月松江免許、島根県平民）、安倍萬太郎（明治十八年八月東京免許、大分県平民）の七名である。尾道では、難波泰慈（明治十一年七月岡山免許、岡山県平民）、谷口清太（明治十三年五月愛媛免許、島根県土族）、澤村良太郎（明治十六年一月大阪免許、高知県平民）、栗原茂之（明治十七年一月大阪免許、東京府平民）の四名である。

一方で、前掲『日本帝国代言人姓名録』には見えなくなった者、すなわち、その間に死亡・廃業などで消えた者が三名

(二宮豊三郎、結城勝、水野象三) いる。

(4) その後も、代言人は、次々と広島に帰郷・移住してきた。しかし、一方で死亡する者などもいて、広島の前代言人はあまり増加しなかった。

明治二十一(一八八八)年八月には、平田卓爾(明治二十年十一月東京免許、広島県平民。後に、森田に改姓)が東京から帰郷した〔芸日〕明二十一・九・一)。

明治二十三(一八九〇)年五月には、藤井公道(明治二十年十一月東京免許、広島県平民。旧名は「九一郎」)か)が、東京から帰郷して広島に代言事務所を開き、尾道に出張所を設けた〔芸日〕明二十三・五・二十七)。同年十二月には、平本希一郎(明治十二年一月静岡免許、広島県平民)が、静岡から帰郷してきた〔芸日〕明二十三・十二・三)。

明治二十四(一八九一)年八月には、小川浩行(明治二十三年十二月東京免許、広島県士族)が、東京から帰ってきた〔芸日〕明二十四・八・九)。

明治二十五(一八九二)年一月、横山金太郎は(明治二十五年一月東京免許、広島県平民)、前年明治二十四(一八九一)年十二月に東京で代言人試験に及第すると、広島に帰ってきて、かつて書生をしていた渡邊又三郎代言事務所を執務を始め〔芸日〕明二十五・一・八)、同年三月には、また、大西虎造(明治二十五年一月岡山免許、岡山県平民)が、尾道の難波代言事務所を開業した〔芸日〕明二十五・三・五)。更に、同年五月、藤井乾助(明治二十年十一月東京免許、広島県平民)が、福山に代言事務所を開設した〔芸日〕明二十五・五・十一)。

明治二十六(一八九三)年四月、土屋達太郎(明治二十四年七月帝国大学法科大学卒業、山口県士族)が、代言人免許を受け〔官報〕明二十六・四・十三)、広島で開業し、代言人山中正雄の出張を受けることになったという〔芸日〕明二十六・三・八、

明二十六・四・十八)。

このような経過により、明治二十六(一八九三)年五月一日、「旧々弁護士法」が施行された時に、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した者は、次の二八名である(「官報」明二十六・六・九)。この時、尾道支庁所屬の代言人も広島弁護士会に加入している。これらの者が、広島弁護士会を設立した会員である。

岡謙藏(広島県平民)、天野確郎(高根県平民)、森田卓爾(広島県平民)、松山廣居(滋賀県平民)、平本希一郎(広島県平民)、安倍萬太郎(大分県平民)、高野一步(広島県平民)、香川齋(広島県平民)、山中正雄(広島県平民)、土屋達太郎(山口県士族)、岡崎仁三郎(広島県平民)、高橋嘉一郎(広島県平民)、渡邊又三郎(広島県士族)、横山金太郎(広島県平民)、富島豊太郎(高根県平民)、難波泰慈(岡山県平民)、安部改造(広島県平民)、大芝榮廣(東京府士族)、藤井公道(広島県平民)、藤井乾助(広島県平民)、大西虎造(岡山県平民)、河端守綱(広島県士族)、小川浩行(広島県士族)、橋野嘉三郎(広島県平民)、脇本東助(広島県平民)、和田詫美(広島県士族)、宮原毎太郎(広島県士族)、林十之助(広島県士族)

その外に、代言人は、「本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ弁護士名簿ニ登録」すれば、試験を要せず弁護士となることが出来たので(「旧々弁護士法」第三五条)、広島においては、五月一日以降六月三十日まで、この規定に基づいて登録した者が八名、および「旧々弁護士法」第四条第一項(元判事)に基づいて登録した者が一名、合計九名いる。こゝまでが、広島弁護士会設立当初の会員である。

五月 五日 栗原茂之(東京府平民、「官報」明二十六・六・九)

五月十九日 高橋榮之助(広島県平民、「官報」明二十六・六・九)

五月二十日 谷音助(岡山県平民、「官報」明二十六・六・九)

五月廿七日 岩本寅治(元判事・高知県士族、「官報」明二十六・七・八)

六月廿二日 奥本數奇男(広島県平民、「官報」明二十六・六・二十九)

六月廿四日 長屋謙二(広島県平民、「官報」明二十六・七・二)

六月廿六日 山内吉郎兵衛(広島県平民、「官報」明二十六・七・三)

六月廿七日 玉木市兵衛(広島県平民、「官報」明二十六・七・五)

六月廿九日 高木尉太郎(徳島県士族、「官報」明二十六・七・五)

(注1) 明治十三年五月十三日改正の「代言人規則」によって、大阪北洲舎などの代言代書結社は解散したが、それに代わって、東京、

大阪などに、政府の高官、法学博士など知名の士による、詞訟鑑定社が出現した(前掲『仙台弁護士会史』、三九頁)。例えば、

明治十六年十一月、詞訟事件鑑定社「審理社」(社員・藤田高之、米田精、浅田愿次郎、鑑定者・鳩山和夫、磯部醇、岡山謙吉、

高橋一勝、山田喜之助、砂川雄峻など)が東京京橋に設立されたが、同年十二月には、その広島支局が、脇榮太郎(県会議員・

立憲改進黨員)らによって、広島胡町に開業した(「芸日」明十七・一・五)。藤田高之は、広島県士族で、芸藩学問所句読師か

ら軍監、広島県出仕を経て、司法省に出仕し同省検務課長、東京上等待裁判所検事などを歴任し、明治十五年立憲改進黨に入党し、

明治二十五年、同二十七年には衆議院議員に当選するなどした(市川太一「広島の代議士」広島修道大学研究叢書第七一号、広

島修道大学総合研究所・一九九二年)。

この他に、明治十六年十月、広重昇と中井市太郎が幹事となって、広島区塩屋町(同年十一月、中島本町に移転)に詞訟鑑定事務所を開き、富田信英(東京組合代言人)が、事件で広島に来たときに主任として余暇を以て、「第一 民刑両事の詞訟鑑定、第二 紛議の仲裁或は弁護のこと、第三 契約又は訴状及答書等の文案」の業務を執るという(「芸日」明十六・十・十七、明十六・十一・二十七)。

また、明治十九年頃から、東京・大阪の代言人、特に広島県出身者による、代言事務取扱の新聞広告が散見されるようになる。

(注2) 明治二十年四月現在、広島始審裁判所々属の代言人二五名の中、士族は六名(宮原毎太郎、河端守綱・愛媛、渡邊又三郎、岩

田彌太之輔、林十之助、高木尉太郎・徳島。他府県人二名)、平民は一九名(原田東三郎、山中正雄、松山廣居、滋賀、奥本數奇男、岡謙藏、石井道、香川齋、山口武衛門、富田治左衛門、玉木市兵衛、白根淳六、長屋謙二、山内吉郎兵衛、岡崎仁三郎・大阪、高野一步、野平穰、高田似壠、天野確郎・島根、安倍萬太郎・大分。他府県人四名)である。尾道支庁所属の代言人一〇名の中、士族は一名(谷口清太・島根県。他府県人一名)、平民は九名(喜多英七郎、難波泰慈・岡山、河野大一郎、和田詫美、安部改造、橋野嘉一郎、脇本東助、澤村良太郎・高知、栗原茂之・東京。他府県人三名)である(前掲『日本帝国代言人姓名名録』)。

(注3) 大山剛(明治十八年一月東京免許)は、明治十九年一月、東京から広島に帰郷して、広島法学校を設立し(「芸日」明十九・一・三十、明十九・二・七)、明治十九年五月の「広島組合代言人現員」(「芸日」明十九・五・十二)に掲載されているが、明

治二十年四月の前掲『日本帝国代言人姓名名録』には見えない。瀧本駒太郎(明治十五年一月大阪免許、島根県平民)は、明治十九年五月の「広島組合代言人現員」に掲載されているが、前掲『日本帝国代言人姓名名録』では、松江始審裁判所浜田支庁所属に登録換している。野平穰(明治十六年七月東京免許、広島県平民)は、明治二十年七月には、大阪代言人組合(転じている(「芸日」明二十・七・十二)。藤本直治郎(明治二十三年一月広島免許、大阪府平民)は、明治二十六年五月一日、山口地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録している(「官報」明二十六・六・九)。

(注4) 平本希一郎(明治十二年一月静岡免許、広島県平民)は、最初、静岡の代言人鈴木泰藏方で代言事務を執ったという(橋本誠一「静岡県代言人・弁護士名一覧」(『静岡県近代史研究』第二四号、一九九八年)参照)。

(注5) 安倍萬太郎は、明治十六年十月、司法省法学校速成科第三期生(私費生)となり、明治十七年三月、第一学期の試験成績は、総人員一九八人中二八番であった。速成科第三期生は、明治十九年九月卒業時期に達したが延長されて、明治二十年十月卒業し、速成科は廃止となった(手塚豊『手塚豊著作集』第九卷・明治法学校教育史の研究、慶応通信・一九八八年、一三三〜一三八頁)。しかし、安倍は、明治十八年八月東京で代言人免許を取得している。これは、明治十八年中頃から、速成科が廃止されるという噂が流れ始めたからである。

(注6) 玉木市兵衛は、明治二十三年七月、満期引続き出願をせず代言資格を失うが(「官報」明二十三・七・四)、明治二十六年四月、

引続営業願いを聴され代言人免許を再取得した(「官報」明二十六・五・五)。玉木は、その間、広島県会議員、質屋商であった(「芸日」明二十四・一・一八)。元広島組合代言人水野象三も、明治二十六年四月、引続営業願いを聴され代言人免許を再取得し(「官報」明二十六・四・二九)、明治二十六年五月二日、大阪府において弁護士名簿に登録した(「官報」明二十六・六・二)。玉木と水野は、代言業を廃業していたが、弁護士登録には、現に代言人である必要があり、再度代言人免許を取得したのである(「旧々弁護士法」第三五条)。

(注7) 高田似壠は、明治二十四年十一月東京に移住し(「芸日」明二十四・十一・一五)、明治二十六年五月八日東京において弁護士名簿に登録し(「官報」明二十六・五・二七)、明治二十七年一月広島に帰郷した後(「芸日」明二十七・一・二五)、明治二十八年一月二十五日広島に登録換した(「官報」明二十八・二・一)。

(注8) 尾道組合代言人澤村良太郎は、明治二十三年七月十七日死去(「官報」明二十三・七・三十一)。谷口清太は、明治二十三年十月十七日、代言人規則違反で除名(「官報」明二十四・一・八)。白根淳六は、明治二十三年十二月二十九日死去(「官報」明二十四・一・一六)。石井道は、明治二十五年一月十七日死去(「官報」明二十五・二・三)。赤間関組合代長長岡直夫は、明治二十五年三月十五日死去(「官報」明二十五・四・六)。原田東三郎は、明治二十五年十月二十八日死去(「官報」明二十五・十一・八)。

2 広島代言人組合の結成

(1) 広島に在住する代言人は、明治十三(二八八〇)年六月二十九日、広島集産場(広島区播磨屋町二七六番地) 楼上において、代言議會を開いた。そして、「広島組合代言人」(広島代言人組合を、そのように称した)を設立し、会長、副会長の選挙を行なった。会長の氏名は現存の資料では不明であるが、副会長には河端守綱を選んだ。

広島代言人組合の設立に関しては、『広島日報』(第二七三号・明治十三年七月十二日、二七四号・明治十三年七月十三日)に、組合創立總會における三名の代言人の祝詞が掲載されているが、それが現在のところ発見できた、組合設立に関する全資

料である。三名の代言人の祝詞は、次の通りである。

○代言議會祝辭

其五

爰ニ明治十三年六月廿九日広島集産場ニ於テ改正代言人規則ニ倣ヒ本会ヲ開ク蓋シ我カ職務ノ重任タルヤ言ヲ俟ズシテ明カナリ抑々此職務ノ本分ヲ尽スニ欠ク可カラサルモノ一アリ之レ則忍耐ナリ西哲言ニ曰ク事業ノ正否ハ忍耐カノ浅深ニアリト誠ナル哉言乎故ニ我カ本分ヲ尽サント欲セハ孜孜勉強法ノ在ル処理ノ存スル処ヲ明カニセザル可ラス同盟諸氏ハ山野ノ嶮風浪ノ難ヲ冒シ集會計議以テ権理ヲ主張シ社会ヲ利セントスルノ心事ハ忍耐深遠ノ志操ニ富ミ将来ヲ期シテ共ニ成ス処アルハ炳々赫々タリ予モ亦此盛會ノ席末ニ列スルノ榮ヲ得タリ何ソ祝セザル可ケンヤ聊カ管辭ヲ陳テ祝辭ヲ表ス

免許代言人 水野象三 敬白

(「広旦」明十三・七・十二)

○同祝辭

其六

魚肉ノ宰烹ニ於ル塩梅其度ニ適セザレハ則チ喰フニ味ナシ琴瑟ノ弹奏ニ於ル緩急其調ニ諧ハザレハ則チ聽ニ妙ナシ凡ソ壤面万事尽ク之ニ依サルハナシ然リ而テ其最モ要ナルハ人間社会ノ成立ニシテ其調度ヲ得ルヤ最モ難シ蓋シ社会目途タル之ヲ善良ニ之ヲ高尚ニ至開至明ノ地ニ達スルニアルノミ若シ其度ヲ得サルモノハ是レ政府人民ノ間塩梅其度ヲ失シ緩急其調ヲ誤ルニ生ズ豈慎マザル可ケンヤ蓋シ我カ政体ノ鞏固ナルハ盤石ノ如ク人民ノ安全ナルハ泰岳ニ比シク其道ヲ誤ラズ官民其度ヲ得タルノ目今ナレバ曩ニ明治九年代言人規則ヲ頒布セラレ今又本年五月改正成規ヲ布達セラレタリ因テ今回県下広島集産場楼上へ同盟各員參會團結以テ法令ヲ遵奉シ同盟議會ヲ開クノ式ヲ執行ス之レ未會有ノ

盛事ニシテ同盟各員ト共ニ祝セザル可ケンヤ賀セザル可ケンヤ予モ亦其末列ニ班スルヲ得タリ何ノ幸栄カ之ニ若カサルベケンヤ我職ノ重任タルヤ法令ヲ尊ビ成規ヲ守リ權利ヲ保全シ扞屈ヲ伸暢シ其任ノ義務ヲ負ヒ自治ノ精神ヲ全カラシムルハ豈ニ相愛シ相護ルノ念ナカラシヤ況ンヤ同一主義ノ其間ニ存スルモノアルニ於テヤ然リト雖トモ其任ニ耐ヘ其任ヲ尽サ、ルハ恰モ彈奏其調ニ諧ハサルカ如シ苟モ其任ヲ託セラレ其功ヲ奏セント欲セバ法理ニ通曉セザル可ラズ品行方正ナラザル可ラズ故ニ同盟各員ト俱ニ余濫ナリ奮鍊討議以テ世人ノ龜鑑タル即チ我カ職ノ本分ニ耻ヂザランコトヲ期スルハ所謂宰烹塩梅其度ニ適シ而テ社会ノ權議ヲ伸暢補翼シ功ヲ奏シ且ツ始メアリ終リヲ完全セシムルヲ熱望スル処ナリ聊カ蕪辭ヲ述ベ祝辭ニ代フ

免許代言人 白根 淳 六 謹白

〔広日〕明十三・七・十二

○代言議會祝詞

其七

伏テ惟ミルニ茲年司法卿ハ令ヲ敷キ弁護職務ノ規範ヲ一層緻密ニシ蒼生ヲシテ其暢達スヘキニ舒ル能ハス其尽ス可キニ尽サンノ理ヲ識別セサル者誘液シ權利ニ義務ニ公道以テ之ヲ拡充シ其安キニ居ラシメンコトヲ望ムノ切ナルニ原因シ以テ今日議會ノ挙アルニ到レリト然而不才偶々衆ノ公撰ヲ辱シ明リニ副會長ノ地ヲ占ムルニ至レリ其信抛ノ厚キ實ニ歡喜欣悅ニ堪スト雖又甚痛ム其事務ノ挙行ノ如何ヲ故ニ同僚ニ冀クハ親睦ニ協力同心シ其守ル約ニシテ該会ノ基礎ヲ堅固ニセハ我同僚庶丈ノ卒甚而已ナクス周ク公衆ヲシテ其影響ヲ及ホシ冥夢ヲ覺メ開明ノ域ニ入ラシメンコトヲ是議會起ル旨趣ナルヘシト式ニ蒞^シ蕪辭ヲ蒐輯シ慶賀ノ意ヲ陳ス稽顙

明治十三年六月

副會長 河端 守 綱 謹述

〔広日〕明十三・七・十三

(2) 広島代言人組合と尾道代言人組合の歴代会長・副会長で判明する者を、一覧表にすると次の通りである。

明治 (西暦)		広島代言人組合		尾道代言人組合	
		会長	副会長	会長	副会長
十三(一八八〇)			河端守綱		
十四(一八八二)					
十五(一八八二)					
十六(一八八三)		岩田彌太之輔		河野大一郎	
十七(一八八四)					
十八(一八八五)		原田東三郎		喜多英七郎	難波泰慈
十九(一八八六)		原田東三郎	山中正雄、山口武衛門	喜多英七郎	難波泰慈
二十(一八八七)		渡邊又三郎	松山廣居、長屋謙二	河野大一郎	
廿一(一八八八)		原田東三郎	高田似蠟、長屋謙二	難波泰慈	
廿二(一八八九)		長屋謙二	松山廣居、白根淳六	難波泰慈	
廿三(一八九〇)		松山廣居	岡崎仁三郎、天野確郎	難波泰慈	
廿四(一八九一)		松山廣居	岡崎仁三郎、天野確郎		
廿五(一八九二)		松山廣居	岡崎仁三郎、天野確郎		
廿六(一八九三)	広島弁護士会	松山廣居	岡崎仁三郎、安倍萬太郎 安部改造	(常議員) 土屋達太郎、天野確郎、高野一歩、香川齋	

(注) 会長・副会長の任期は、「代言人規則」第一六条により、任期は満一年で、その職務を継続出来るのは、三期までであった。

松山廣居ひろおきは、広島代言人組合の最後の三年間、連続して会長を務め、引続き広島弁護士会の初代会長となった人物である。その後、明治三十六(一九〇三)年度、同三十九(一九〇六)年度の会長にもなった。

松山の代言人・弁護士としての最大の功績は、広島法律学校(自明治二十年三月二十七日至同二十九年八月三十一日)の校主として、司法官、代言人・弁護士、書記官、執達吏などの法律実務家となる学生を養成したことであろう。広島法律学校は、広島組合代言人らの協議の下に、松山廣居、山中正雄、岡崎仁三郎の三名が創立委員に選ばれ、明治二十(一八八七)年三月二十七日、開校した。初代校主は、当時の広島代言人組合会長原田東三郎であったが、残存する記録から判断すると、少なくとも明治二十三(一八九〇)年以降は、松山廣居が廃校に至るまで校主・校長であったと思われる。『広島県学事年報明治二十五年』(広島県・明治二十六年十二月)によると、広島法律学校の設立者は松山廣居となっており、また、『明治二十八年広島県統計書』(広島県・明治二十九年十一月)では、松山は学校長とある。『芸備日日新聞』でも、松山は、明治二十三(一八九〇)年五月十五日の卒業式に際し、校長として卒業証書を生徒に授与し(『芸日』明二十三・五・十六)、明治二十四(一九一〇)年十月二十四日、第二回卒業式においては、校主として卒業証書を生徒に授与し(『芸日』明二十四・十二・二十五)、そして、明治二十九(一九一六)年八月末には、校長として廃校の開申書(上申書)を県知事に提出している(『中国』明二十九・九・二)。松山以外の者が、これほど設立者・校主・校長として現れることはない。これらの資料は、松山が、広島法律学校の設立・運営の中心人物であったことを示している。しかし、その経歴は全く知られていない。

松山廣居は、滋賀県蒲生郡日野町字大窪の出身で、祖先は医者の家であったという(河原崎国太郎『女形百役』、矢来書院・一九七五年)。嘉永元(一八四八)年六月十日に生まれ、明治四十二(一九〇九)年九月十一日、広島において死去した。墓は、報専寺(広島市中区寺町)にあったが、現在は明西寺(東京都調布市)に移されている。廣居は、明治九(一八七六)年

七月、大阪において代言人免許を取得し、明治十六（一八八三）年八月以降、同十七（一八八四）年十月以前の間に、広島に移住してきた。廣居は、妻「津き」との間に長女光子が出生したが、直ぐに死亡したので、生まれて間もない英子（川上元四郎二女）を養女として育てた。廣居は、渡邊又三郎（明治十年三月広島免許）の三男省三と養子縁組を結び、英子は省三と結婚した。明治四十二（一九〇九）年七月、省三は画家を志し、英子を連れて東京に出て、同年十月、長男太郎が生まれた。そして、省三は、明治四十四（一九一一）年春、京橋区日吉町（銀座並木通り）でカフェ・プラントンを始めた（河原崎国太郎『河原なでしこ』、理論社・一九五五年）。省三の長男太郎は、長じて前進座の名女形河原崎国太郎（五代目、平成二年十月死去）となる。国太郎の長男英太郎（平成三年一月死去）、次男省次（芸名、政路）は共に俳優となった。松山政路は、俳優として活動するだけではなく、協同組合日本俳優連合（理事長森繁久彌、組合員約二八〇〇名）の専務理事として、俳優の権利擁護のために尽力している。日本俳優連合は、日本音声製作者連盟、日本芸能マネージメント事業者協会の協力を得て、最近では、組合員による「日本アニメ・音響映像ビデオ化使用料請求訴訟」（最高裁第三小法廷平成十七年六月二十八日決定）において、勝訴をしている（日俳連ニュース・VOICE合同企画『特集 日本アニメ裁判』、協同組合日本俳優連合・二〇〇五年、参照）。

なお、渡邊又三郎の長女豊子は、横山金太郎（明治二十五年一月東京免許）の妻となったが、子がなかったため、金太郎と豊子は又三郎の四男寧道を養子とし、寧道は京都帝国大学を卒業して医師となった。寧道の三男滋も医師で、現在、耳鼻咽喉科医院（広島市中区三川町）を開いており、その長男隆道は、父滋と同じ場所で、歯科医院を開業している。渡邊又三郎の長男・次男は子が無く、渡邊の家名は絶えたが、松山家と横山家に又三郎の三男と四男の子孫が現存し、今も交際を続けている。また、横山金太郎の妹孝は、長屋謙二（明治十一年七月広島免許）の弟勝吉と結婚した。そして、田上諸藏は、

渡邊又三郎の甥で、渡邊代言事務所の書生をしていたが、明治二十六(一八九三)年九月東京において、最初の弁護士試験に及第して、渡邊弁護士事務所で弁護士としての第一歩を踏み出した。諸藏の子孫は、東京において芸能マネージメント事業「田上事務所」を経営しているが、松山政路は「田上事務所」に所属している。

(3) ところで、昭和四十三(一九六八)年度の広島弁護士会会長伊藤仁は、前掲『法曹百年史』において、「広島弁護士会は…明治二十六年五月創立、…初代会会長岡謙吉(注、岡謙藏の誤植であろう。しかし、初代会会長は松山廣居が正しい)。広島のは…旧浅野藩主を紀州よりむかえ、藩侯に随って広島に入国したさむらい方の勢力下につくり出された。明治初期の時代には、仲々法律思想が盛んで、つとに広島法律学校があり、筈を東都に負うて法律勉学に向かう子弟は、その多くがこの階級から出たようである。そのようなわけで、明治大正の広島在野法曹は、権威と気品を身につけた城下町の旦那方で、天災もなく山海の美しいめぐまれた環境の中に、メンバー相互間に礼儀正しく、裁判所検察庁との間も協動的、紳士的で、メツタに喧嘩なぞしなかった。」という(同書七〇三頁)。

ところが、筈を負うて東都に法律勉強に向かい、代言人免許を得て故郷に帰ってきた若者は、高野一步、野平穰、高田似壠、平本希一郎、藤井公道、平田卓爾、横山金太郎らの平民であつて、谷口清太、小川浩行らの士族よりも、平民の方が多かったのである。しかも、代言人組合の会長、副会長には、河端守綱(愛媛県士族、後に広島県士族)、松山廣居(滋賀県平民)、岡崎仁三郎(大阪府平民、後に広島県平民)、天野確郎(島根県平民)ら他府県人が選ばれ、松山廣居に至っては会長に連続四選(初代弁護士会々々長を含む)、岡崎仁三郎は副会長に連続四選(初代弁護士会副会長を含む)されているように、代言人組合における平民で他府県人の勢力は相当なものであつた。

明治の広島は、旧広島藩の武士階級が、各分野で指導的な立場に立っていたと思われている。しかし、広島の代言人組

合は、他府県から移住してきた者に開かれ、かつ、平民が活躍した分野であった。

そして、広島控訴院長堤正己から広島組合代言人に対して、法律学校設立の提案があり、それを受けて代言人らは一体となつて広島法律学校を設立し、裁判官・検事が無償で生徒を教えたように、法曹三者の関係は良好であった(注、広島に赴任してきた判事・検事は、殆どが他府県人の士族である)。

(注1) 渡邊又三郎、松山廣居、横山金太郎に関する、生年月日・死亡年月日、姻戚関係などに関する情報は、松山省次氏、横山滋氏・妻悦子氏から提供を受けた。横山金太郎の閲歴については、拙稿「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」〔修道法学〕第二八卷第一号、二〇〇五年)を参照されたい。なお、横山金太郎の墓は、広島市西区己斐の国泰寺にある。

(注2) 渡邊又三郎(嘉永三年四月一日出生、明治四十三年七月十八日死去)は、旧広島藩士で幼名を田上豊之助という。後に、渡邊家を嗣ぎ、又三郎と改名した(田中重策編『日本現今人名辞典』、日本現今人名辞典発行所・一九〇〇年)。幼少の頃から奥小姓として藩主に昵懇し、版籍奉還後は卒中隊長として永世禄二五石を給付された(林保登編『芸藩輯要』、入玄堂・一九三三年)。明治十年三月代言人免許を得て代言人となり、明治二十年広島代言人組合会長となつた。明治二十一年県会議員に当選し、副議長、常置委員となり、翌明治二十二年広島市会議員に当選し、推されて議長となる。明治二十三年七月、衆議院議員となり、続いて第二回、第五回総選挙において当選した。明治四十二年九月広島市長となるが、任期中の明治四十三年七月十八日喉頭癌のため死去(兼井亨「20人の広島市長6・渡辺又三郎」〔中国新聞〕夕刊・昭和五十四年三月十日)参照。墓は、広島市中区東白島の禿翁寺にある。

(注3) 明治十九年七月三十日、野平穰が、広島控訴院において、弁論中に「実に檢察官の論告は馬鹿げたる弁論にして云々」と立会検事北川精一の職務に侮辱を加えた廉で、「治罪法」第二七三条(即決判決)により、重禁錮一ヶ月、罰金五円の判決を受けた。上告したところ、大審院は、原審を破毀し大阪控訴院に差戻した。しかし、大阪控訴院では、明治二十年一月二十四日、広島控訴院と同一の判決をした。再上告をしたが、今度は上告を棄却された。野平は、大阪で刑の執行を受け、一旦広島に帰つた

が、すぐに大阪代言人組合に登録換した。事件の詳細は、拙稿「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」〔修道法学〕第二八卷第一号、二〇〇五年)の「野平穰の舌禍事件」を参照されたい。

広島控訴院の即決判決を受けて、上告弁護士としては、山中正雄の弟、山中道正(東京組合代言人)が弁護士に当たり、野平が大阪に移った後は、高田似壠が連絡先となった。この事件で、野平は、「代言人規則」による懲戒は受けなかったようである。

3 広島代言人組合の沿革

広島代言人組合の沿革および組合代言人の活動に関する、『広島新聞』、『芸備日報』、『芸備日日新聞』などの記事・広告文を、そのまゝ、(頭に●印を付す)、あるいは編集し(頭に○印を付す)、それらを編年体に序列して構成した。しかし、明治十七(一八八四)年・同十八(一八八五)年は、新聞紙が残存せず、その他の年も欠号があり、かつ、気まぐれな新聞記事を集積したもので、沿革の全貌を伝えることは出来ない。

それでも、広島代言人組合春季会における、会長・副会長選挙は、明治十九(一八八六)年以降は、毎年報道されている。明治十九(一八八六)年は、代言人達の法律討論会が、そして、この年はコレラが流行したもので、それに対する代言人有志による防疫活動が、報道されている。明治二十(一八八七)年以降は、広島法律学校の設立とその運営情報および中国状師会の結成と活動が、割合詳しく報道されている。明治二十一年(一八八八)以降は、政談演説会の報道、特に条約改正問題についての報道の中に、代言人の活動を見ることが出来る。明治二十三(一八九八〇)年末からは、弁護士法案に対する広島代言人組合の取組が、詳細に報道されている。

その外、代言人の訴訟活動に関係する裁判所の事務手続上の動向についても、この沿革に盛込んだ。しかし、代言人の政治活動については、総て「代言人の政治活動」の項に纏めて収録した。

明治十三（一八八〇）年

6月29日 ○組合創立総会開催（「広日」明十三・七・十二、明十三・七・十三）

広島集産場（播磨屋町）において、代言議会を開き、「広島組合代言人」を設立し、副会長に河端守綱を選出した（会長名は、現存資料には見えない）。

明治十四（一八八二）年

10月25日 ○通常議会議会開催（「広日」明十四・十・十九、明十四・十・二十七）

代言人組合通常議会議会を、集産場楼上において開催した。例のとおり、傍聴は自由。「来明治十五年一月より刑法治罪法を実施せらるゝに付き、前以て今日より別に議定し置くこともなしとて直に閉会」したという。

10月26日 ○組合懇親会開催（「広日」明十四・十・二十七）

天神町帽仁において、代言人組合懇親会を開く。

明治十六（一八八三）年

11月16日 ○法律研究会広告（「芸日」明十六・十一・十六）

我組合代言人法律研究会、当分ノ内本区下寺町禅林寺ニ於テ、毎土曜日午後第一時ヨリ開ク、就テハ予テ何人ヲ問ハス、傍聴ハ勿論客員トナリテ討論スルヲ許ス、成規ニ候条此旨広告ス

明治十六年十一月

会頭 山 中 正 雄

8月現在 ○代言人組合会長 (前掲『日本全国代言人姓名録』)

広島組合会長は岩田彌太之輔、尾道組合会長は河野大一郎である。

明治十八 (一八八五) 年

12月31日 ○代言人組合会長 (官報) 明十九・三・二十三

広島組合会長は原田東三郎、尾道組合会長は喜多英七郎である。

明治十九 (一八八六) 年

2月6日 ○法律研究会 (芸日) 明十九・二・六

尾道組合代言人は、毎月日曜日マイに寄集まって、法律の研究をしてきたが、今般、澤村良太郎の發議で、八間・四間の大きさの集会所を建築することになり、工事に着手した。

2月11日 ○法律研究会 (芸日) 明十九・二・十二

尾道組合代言人は、法律研究会を毎土曜日マイ海徳寺で開いているが、会頭は河野大一郎、喜多英七郎の両名である。組合員は九名で、会長は喜多、副会長は難波泰慈である。

2月13日 ○広島法学校仮開業 (芸日) 明十九・一・十三、明十九・二・十六、明十九・二・二十三

大山剛が、広島法学校を仮開業した。

(注) 時機到来せず、開校出来なかった (芸日) 明二十・三・二。

2月25日 ●送別文贈呈〔芸日〕明十九・二・二十五)

松岡当控訴裁判所長(注、広島控訴裁判所長松岡康毅)の上京に付(注、欧州派遣の辞令から、大審院民事第一局長に任命)、当地の組合代言人二十五名の方々は、別に送別宴を張て同君を聘することをなさず、左の一文を贈りて微衷を表せられたり。

菓蓄(注、ばいらい。梅のつぼみ)將に綻ひんとして白雪尚ほ凜たり鶯兒(注、おうじ。うぐいすの雛)轉せんと欲して嬌喉(注、美しい声)未だ滑かならず時に聞く閣下方に朝命を奉し去て輦轂(注、れんこく。天子のいる都)の下に帰らるゝと抑々閣下の綬を佩びて任に当地に就かるゝや実に明治十五年広島控訴裁判所開庁の時に在り爾來拮据(注、忙しく働く)勵精殫思(注、思いを尽くす)焦慮明かに聽斷の利弊を祭し能く有司の能否を甄す(注、けんす。見分ける)故を以て聽訟斷獄決亟かに法晰か(注、あきらか)に管下百黎をして其迪従する所を知らしめ虞芮(注、ぐぜい)復た争を輟して(注、周初、虞芮二国が、田の境界を争い、周の文王に訴えようと周国に入ったが、農夫の廉讓の風を見て恥じて争いを止め、互いに譲った故事)兇悍稍や迹を潜め冤を告げ枉を訴ふる亦鮮しとす是れ古に所謂訟者平なる者歟閣下薦賢任能の識臧否(注、ぞうひ。善悪)陟罰(注、ちよくばつ。賞罰)の明ありて性端直行廉淑なるに非すんは奚ぞ能く事の此に至るを得んや利沢世に洽ねくして名声の時に昭かなる敢て偶然に非ざるなり某等不肖明りに狀師の職に当り未だ曾て恒に声咳に接するを得すと雖ども幸に閣下が長たらるゝの法庁に出入して事に訴訟に従ふを得る其の故を以て又幾分の知を辱ふする所なくんはあらず而して茲に其榮転を聞く惜別の情何ぞ勝へん然れとも朝命時に閣下を擢用し任に重きに当らしむ世利民福知る可き耳此事以て惜別の情を慰せずすはあらず閣下今去て遠く坦道砥の如く其直きこと矢

の如きもの門前より直に宇品洲頭に達す是閣下資性の直にして枉く可からざるに比すへき也埤頭遙かに雲煙渺茫の間に望む所の峻嶂峭嶺は閣下志尚（注、気高い志）の斬然（注、一段と高く聳える）たるなり閣下の汎潤なる度量は浩々湯々として際涯なき一碧万項の海水なり大輪涛を載て駛行箭の如きは閣下か累進栄達乃速かなるなり閣下乃片言隻語能く人の規箴たるものは汽笛一声叫て乗客の夢を破り眠りを醒すと一般のみ彼の凜たる白雪を凌ぎ棟蓄の将に綻びんとするは閣下を送るの情あつて然るに非ざるか嬌喉未だ滑かならざるの鶯児猶且つ囀せんとするは疑らくは別を閣下に惜むの意あつて然るならん山水の以て閣下の性行を象るもの閣下の行に心無くんはあらざるなり山水花禽果して如斯んは豈某等一言以て祖道の宴に代るに躊躇すへけんや不文意を悉す能はず推恕高覧を賜は、幸栄何そ之に加へん頓首々々

3月16日 ○区費營業割取戻請求事件（芸日）明十九・三・十九

組合代人らは、代言人に区費營業割を賦課徴収したのは不当であると、會議を開いた。しかし、議論が二派に別れ、高田似壠外一〇名は、区長を被告に相手取り広島始審裁判所へ取戻請求訴訟を起こすと主張し、一方、白根淳六外一名は、県令へ下戻の請求書を出そうと主張して、意見が一致しなかった。そこで、高田似壠外一〇名は、遂に裁廷に持出した。そうしたところ、審理の末、三月十六日、次のような判決があった。

裁判言渡書

原告人広島県安芸国広島区袋町拾八番邸平民代言人

富田治左衛門

代言人同県同国同区竹屋町百八拾八番邸寄留

高田 似壠

代言人同県同国同区大手町四丁目拾七番邸寄留

松山 廣居

被告人同県同国同区长

栗原 幹

代人同区御用係

北村 虎太郎

右富田治左衛門より栗原幹に対する区費営業割取戻請求の訴訟を審問し双方の陳述を聴く

原告代言人陳述乃要旨は元来代言人の営業は医師又は海員の如く特別なる試験又は監督を受けて営業するものなるのみならず工にあらず又商にあらず然れは一般営業者と同視して営業割を賦課せられたるは不当なるに付其取戻方を請求する処なりと言ふにあり

被告代人陳述の要旨は被告の賦課徴収をなしたるは明治十七年本県丙第百四十五号達単に営業割とあり又同年本県内第二百号達営業割課目課額議案書式中代言の科目あるに基き且つ区会の議決を経て之れが徴収をなしたるものなれば決して不当にあらず随て原告が取戻請求に応ず理由なきものなりと云ふにあり

依て原被の証憑を閲し且つ弁論を聴き説明する左の如し

本訴の論点たる代言人に区費営業割を賦課徴収したるは不当なるや否なを按するに元來区町村費営業割は地方税目中営業税の如く其種類に制限なきのみならず代言人に営業の名目ある上は代言人に対し区費営業割を賦課すへからざるものと言ふを得ず而して区会の区費を以て支弁すべき事件及其経費の支出徴収方法を議定する所なるに拠り被告区長は代言人に区費営業割を賦課する議案を広島区会に付し原告等代議人たる区会議員が為したる評決を施行し代言人に区費営業割を賦課徴収したるものなれば之れを不当の処分と為すを得ず

右の理由に依り判決する左の如し

原告は被告に対し営業割金の取戻を請求する権利なし

訴訟入費は原告負担すへし

右は内閣の裁可を経て明治十九年三月十六日広島始審裁判所公廷に於て裁判を言渡す

明治十九年三月十六日

広島始審裁判所

判事 高野 孟 矩

書記 鎌田 富之助

(注) 代言人に対する区費営業割の賦課は、明治十八年県内第二七〇号達により、明治十九年度からは廃止された。代言人に、区費営業割が賦課されたのは、明治十七年と同十八年だけである。

3月17日 ○代言人溜座（芸日）明十九・三・十七）

広島組合代言人は、広島始審裁判所の許可を得て、民事溜所内東側二間半へ、床座を拵らえ自分達の溜座にするという。

5月12日 ● 広告（芸日）明十九・五・十二

広島組合代言人

会長 原田 東三郎

副会長 山中 正雄

同 山口 武衛門

右ハ本年通常会ニ於テ撰挙セラレ付テハ我組合ニ
関スル事務ハ弊屋ニ於テ是ヲ取扱候間此段他管組

会代言人諸君へ 広告及候也

明治十九年五月

広島区榎町五十八番邸居住

原田 東三郎

広島組合代言人現員左ノ如シ

原田 東三郎 宮原 毎太郎 松山 廣居

岡 謙藏 奥本 數奇男 石井 道

玉木 市兵衛 香川 齋 河端 守綱

広島代言人組合沿革誌（増田）

七七一（一七七）

山中正雄 山口武衛門 富田治左エ門
渡邊又三郎 岩田彌太之輔 結城 勝
白根淳六 長屋謙二 林 十之助
山内吉郎兵衛 高木尉太郎 岡崎 仁三郎
瀧本駒太郎 高野一歩 天野 確郎
高田似壠 大山 剛 安倍 萬太郎
ノ二十七名

(注) 明治十九年十二月三十一日現在、尾道組合の会長は喜多英七郎(「官報」明治二十・二・八、明治二十年四月現在、尾道組合の会長は喜多英七郎、副会長は難波泰慈である(前掲「日本帝国代言人姓名録」)。

5月28日 ○法律討論会(「芸日」明十九・五・二十八)

代言人高田似壠の発起で、法律討論会を開設して、毎月一回開催し、その問題事項は前回において議定して新聞紙に掲げ、会員へ報道する手数を省き、かつ、何人を論ぜず加入し得ることにし、既に大分加入者も出来たので、二十九日、細工町文武館でその相談会を開くという。

5月29日 ○同攻会の開設(「芸日」明十九・六・一)

広島組合代言人高田似壠外有志者一三名は、細工町文武館に会合し、同攻会組織の協議をし、その規約を議定した。その要旨は、同会は、毎月第一、第三日曜日(午前七時より一一時まで)に有志者が、法律経済の二学科に就き、輪講あるいは討論を以て切磋する目的で相会するという。幹事は、栗原政藏、高田似壠であ

る。来る六月六日の討論会の問題は、次の通りである（注、問題は省略）。

（注） 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

5月30日 ○代言人会議（「芸日」明十九・六・三）

尾道組合代言人は、臨時会を開催し、申合規則中へ貧困の依頼人には無謝儀で代言弁護を承諾する、という議題を發した者があつたが、終に否決した。

6月6日 ○法律書籍館（「芸日」明十九・六・六）

代言人高田似壠、岡崎仁三郎、渡邊又三郎外数名の發起で、月々金若干を醸集し、法律書籍館を設ける計畫中である。

○同攻会（「芸日」明十九・六・八、明十九・六・十三）

六日は同攻会の例日に当たり、細工町文武館に會し、午前七時から同一時まで討論した。抽選により堀江源次郎を議長となし、二論題を議論したところ、第一問は甲者より各債主に対し請求する権利なしと決し、第二問は種々討論の末、少し問題の字句を改めて次回提出することに決した。しかし、出題者栗原政藏が俄に帰郷すること、なつたので、次回の二〇日（本月第三日曜日）から、左記の問題を討論することになつた（注、問題は省略）。

同攻会においては、法律上の討論は非常に熾んであつたが、中でも代言人安倍萬太郎、同野平穰両名の雄弁には、傍聴人も感ぜぬ者はなかつたという。

(注1) 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

(注2) 堀江源次郎と栗原政藏には、明治二十年一月七日、広島始審裁判所検事局から、明治十九年秋季に受験した代官人試験は、いずれも不合格との達しがあつた(「芸日」明二十・一・九)。

6月30日 ○井戸浚へ(「芸日」明十九・六・三十)

広島組合代官人天野確郎、岡謙藏、山中正雄の三名の發起で、区内の井戸を一時に浚らへ、飲料水を清潔にし、併せて水道を掃除しようと目下計画中である。

7月1日 ○予防法相談会(「芸日」明十九・六・三十、明十九・七・三)

小町の白神社において、元安橋以東平多屋町以西三〇余町(中通組)の虎列刺予防世話人(民設予防委員)が、聯合会を開いた景況は次の通りである。

發起人天野確郎(小町)、山中正雄(大手町四丁目)、岡謙藏(鉄砲屋町)、その他数名の代官人、および各町の総代人が集会した会場に、広島警察署長四本研一ならびに警部巡査二名が臨席し、先ず、發起人から右三〇余町の井戸を一時に汲換える問題を提出し、これを審議して決定した。次に、不消化の果実を禁売となして、違警罪の課目へ編入するように建議したいと発題して決し、その外に種々の議論があつた。そこで、今後、一週間に一回、白神社へ集会し、衛生上のことにつき相談することに決定した。

7月11日 ●同攻会広告(「芸日」明十九・七・十一)

来ル十八日第三日曜日午前七時(掛引ナシ)、細工町文武館ニ於テ例会相開候、就テハ御相談申上度義モ有之候故、可成御繰合ノ上御出席相成度、且ツ名簿相調候ニ付、実印御携帯相成度、此段会員諸彦へ稟告致

候

同 攻 会 幹 事

7月13日 ○衛生私会〔芸日〕明十九・七・十五

小町白神社において開いた衛生私会には、藤崎供秀警部長は臨席しなかつたが、栗原幹区長は臨席して、種々議論した。その中でも、代言人岡謙藏が、江波村の避病院の病室利用について、等差を設けるように提案したのに対し、多くの人が賛成した。

7月16日 ○同攻会問題広告〔芸日〕明十九・七・十六

(注、問題は省略)

来ル十八日午前七時(掛引ナシ)ヨリ、細工町文武館ニ於テ例会相開キ、右ノ問題ヲ討論ニ付シ候間、此段會員緒彦ニ広告致候

七月十二日

同 攻 会 幹 事

(注) 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

7月18日 ○同攻会例会延期〔芸日〕明十九・七・十八

広島組合代言人らが、集会して法律の研究をなす同攻会は、本日開会相当の処、都合により次の日曜日まで延会した。

7月21日 ○避病院参観〔芸日〕明十九・七・二十一

小町鉄砲屋町コレラ予防委員である代言人天野確郎、岡謙藏は、病状実見のため、この程、吉屋雄一警部

と同行で避病院を參觀した。

7月24日 ○同攻会問題広告(「芸日」明十九・七・二十四)

(注、問題は省略)

来ル二十五日第四日曜日午前七時(掛引ナシ)ヨリ開会、先日提出セシ第二以下ノ問題及ヒ右ノ問題ヲ討論ニ付シ候間、可成的御繰合ノ上御出席相成度、此段会員諸彦ニ報告致候

明治十九年七月二十日

同攻会幹事

(注) 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

○悪疫予防演説(「芸日」明十九・七・二十四)

広島組合代人岡謙蔵、天野確郎、河端守綱、山中正雄の四名が、發起人となり、来る七月二十五日から五日間、悪疫予防の演説会を開催する予定である。場所・日割は、二十五日・小町白神社、二十六日・大手町六丁目金毘羅社、二十七日・播磨屋町集産場、二十八日・中島本町定席、二十九日・天神町天神社である。

●防疫委員連合会広告(「芸日」明十九・七・二十四)

慎テ区内医師諸君へ情願ス、区内人民今ニ虎列拉病ヲ隱蔽シ、或ハ一時ノ吐瀉ナルモ診察ヲ受クレハ虎列拉トセラレント妄想隱蔽シ、終ニ虎列拉ト慢性シ死地ニ陥ルモノアリ、其原因中愚民ノ輩水薬ヲ畏怖スルト薬価ヲ償フ能ハサルヲ恐ル、ニ依ルモノ居多ナリトス、夫レ水薬ノ効驗著大ナルコトハ喋々ヲ要セスト雖トモ、人民畏怖シテ之ヲ服セサレハ、寧口丸散煎薬、人民ノ欲スル所ニ從ヒ之ヲ投与シ、以テ治療スルノ勝レルニ如カサルナリ、況ヤ諸病神経ノ作用ニ関スルモノ多シト聞ク、然ラハ人民自ラ信シテ服用スルニ於テハ、

縦令ヒ煎薬ナルモ若干ノ効用ナシト言フ可ラサルナリ、亦夕薬ヲ用ヒス坐シテ其死ヲ觀ルニ勝ラスヤ、曩キニ中通三十余町防疫委員ノ連合会ニ於テ各員意見ヲ同フセリ、依テ此際凡テ吐瀉虎列拉患者ニシテ丸散煎薬ヲ欲スルモノニハ、其請ニ応シ御投与被下度且又窮民薬価ヲ償フ能ハサルモノト雖モ、速カニ御投剂被下度、左スレハ隱蔽ノ害ヲ防キ病勢撲滅ノ効ヲ奏スルヲ得ン、御損耗ノ廉ハ我輩不肖ナレトモ追テ方法ヲ定メ、幾分ノ報酬可仕候、右ハ參堂嘆願可仕筋ニ候ヘトモ、悉ク名位ニ就クハ不容易ニ乍略儀新聞紙ヲ以テ悃願仕候也

諸君中虚病ヲ構ヘテ、虎列拉患者ノ診察ヲ辞スルノ人ナキハ確信スルモ、万一此ノ如キコトアルニ於テハ、各町村防疫委員ハ直チニ探偵ヲ遂ケ告発可致候間、御注意有之度、杞憂ノ至リナレトモ此段忠告仕候也

鉄砲屋町防疫有志委員 岡 謙 藏

大手町四丁目 山 中正 雄

小町真菰 同 天 野 確 郎

(注) 明治十九年夏の広島県下のコレラは、十月六日現在で、初発からの患者総数は、七〇九九名、死亡四九一九名、全治一七五六名であった(「芸日」明十九・十・七)。法曹界でも、五月には、山口から出張してきた代言人川上貞一が、コレラで死亡し(「芸日」、明十九・五・十九)、八月には、広島控訴院では、会計主任の大塚谷平夫婦がコレラで死亡した(「芸日」明十九・八・二十五)のに続き、古賀朋銓評定官夫婦が八月二十七日コレラで死去している(「芸日」明十九・八・二十九)。

7月25日 ○代言人控席(「芸日」明十九・七・二十五)

広島控訴院は、民事席第三号を、代言人控席とした。

8月4日 ○同攻会広告（「芸日」明十九・八・四）

（注、問題は省略）

右ノ問題ハ、来ル八日第二日曜日ニ論議スル者ナリ。

同攻会幹事

（注）討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

8月11日 ○防疫演説（「芸日」明十九・八・六、明十九・八・十二）

広島組合代言人岡謙藏、天野確郎、河端守綱、山中正雄による、悪疫予防方についての演説は実地に頗る有益なので、四方の有志者は大いに賛成し、平田屋橋以西の西部各地において数日間の演説を行った。東部にあつては、代言人奥本數奇男が發起人となつて、右四名と共に、近々悪疫予防方についての演説会を開くという。

8月13日 ○同攻会広告（「芸日」明十九・八・十三）

（注、問題は省略）

右ノ問題ハ、来ル十五日第三日曜日ニ論議スル者ナリ。

同攻会幹事

（注）討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

8月27日 ○同攻会広告（「芸日」明十九・八・二十七）

(注、問題は省略)

右第四日曜日、来ル二十九日論議スル者ナリ。

同攻会幹事

(注) 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

9月10日 ○代言人へ示談(『芸日』明十九・九・十一)

広島始審裁判所に於ては、代言人一同を召喚し、何か示談した。

(注1) 示談の内容は、『芸備日報』(第一五三号・明治十九年八月十七日)に掲載された、次のような記事に關することであらう。

●代言人へ懇諭すべし 此ほど、司法省より各裁判所へ通牒せられたる趣旨を聞くに、代言人の法廷に於て檢察官に対し弁論するは、共に法律の適用を相談するものにて、檢察官にして不当の弁論をなす時は、之に反対して弁論するは勿論なりと雖も、我が代言人中には徒らに法廷に於て檢察官と喧争するを名誉となし、自ら不理不当の言論と知りつ、之を吐露する状は恰も喧嘩の如き者あり、右にては欧州文明国に対し愧るのみならず、人民の代言たるに背く訳なれば、各裁判所長は代言人に右等の事を懇諭すべしとの趣旨なりといへり。「右本月十一日絵入朝野新聞」。

(注2) 明治十九年七月三十日、野平穰が、広島控訴院において、弁論中に「実に檢察官の論告は馬鹿げたる弁論にして云々」と立会検事北川精一の職務に侮辱を加えた廉で、重禁錮一ヶ月、罰金五円の判決を受けたことに關しても、応答があつたと思われる。

(注3) 『芸備日報』(第一六一号・明治十九年八月二十六日)は、論說欄「時事叢說」において、「代言人の謙遜」と題して、「…夫れ代言人の智識経験に富み法律を明にして、兼て誠実なるべきは勿論にして、又た謙遜の徳を備へずんばあるべからず…凡そ代言人の職は頗る貴重のものなれば、温厚敦実以て傲慢を表することなく、『シセロン』

が法庭弁論潔白なる宛かも哲学者の演説の如く又其謙遜なる幾んど(注、ほとんど)処女の柔順なるか如くならんことを希望すとの言を遵守して、不遜不敬を法庭に学ぶことなく、大に世人の希望を撓むるは、今日の代言其の人の職務ならずや、世人以て如何となす。」と論じている。

9月15日 ○代言人臨時会(「芸日」明十九・九・十五)

広島組合代言人は、来る十七日、細工町文武館において臨時会を開き、去る十日始審裁判所長より示談の義につき、衆議するといふ。

9月18日 ○代言人会議(「芸日」明十九・九・十九)

広島組合代言人の会議は、暴風のため一日延ばし、十八日正午から開会された。会議には、波多野広島始審裁判所長、奥宮同所検事も臨会した。

9月19日 ○法学講習所開設(「芸日」明十九・九・十九)

平野穰が、詞訟鑑定社「明法館」内に法学講習所を開設した。

(注) 活動状況は、不明である。

9月29日 ○同攻会広告(「芸日」明十九・九・二十九)

(注、問題は省略)

来ル十月三日、第壱日曜日例会ナリ。

同攻会幹事

(注) 討論会問題は、後記「討論会問題集」を参照されたい。

11月11日 ○代言人会議場（「芸日」明十九・十一・十二）

広島組合代言人は、中島慈仙寺前の三階楼を借受け、会議場に充てるといふ。

11月25日 ○義捐金募集広告（「芸日」明十九・十一・二十五、明十九・十二・二）

十一月二十五日から十二月二十日にかけて、戸田十畝、三村司吉、辻僊吉、渡邊又三郎（代言人）、戸谷正寛、岡崎仁三郎（代言人）、白根淳六（代言人）、柴野義夫、河野葭一、山中正雄（代言人）、脇榮太郎、高田似壠（代言人）、栗村信武、安倍萬太郎（代言人）は、ノルマントン号沈没事件の日本人溺死者に対する、義捐金の募集を行なった。

（注）ノルマントン号沈没事件とは、明治十九年十月二十四日、英国貨客船「ノルマントン」号が、紀伊半島南端大島付近で岩礁に接し沈没したが、西洋人乗組員は一人も溺死せず、日本人乗客二五人は全員が溺死したという事件である。海難審判では、船長ドレイクの処置に誤りはなく、乗客救助について尽くしたと裁決した。これには、日本国民の憤怒の声が高まり、居留の英国人すらドレイク船長の行動は、英国の名譽を汚したと批難した。日本政府も世論を無視できず、ドレイク船長を殺人罪で告訴した。横浜英国領事裁判所で公判が行われ、明治十九年十二月八日、被告人ドレイクは禁錮三月に処せられた（前掲『横浜弁護士会史』八五頁参照）。

11月27日 ○政談演説会中止（「芸日」明十九・十一・二十五、明十九・十一・三十）

新市芝居小屋（定小屋）において、午後六時からノルマントン号沈没事件に関する政談演説会が開催された。聴衆は、無慮千余名に及んだ。初席弁士岡崎仁三郎の演題は、「ノルマントン号沈没溺死者の惨状を述べ」、次は、戸谷正寛の「勇義捐金は此時に在り」、結びは、戸田十畝の「船長ドレイクの公判」の予定であったが、初席弁士岡崎が「將に局を結ばんとするの頃」、臨場の警官より、演説の事項外に亘ったとして中止解散を

命ぜられた。

11月30日 ○政談演説会中止〔芸日〕明十九・十一・三十、明十九・十二・二)

十日市新市芝居小屋において、午後六時からノルマントン号沈没事件について、政談演説会が開催された。前夜より冷気を覚えたが、聴衆は無慮二千余名で、満場立錫の余地が無いほどであった。

始めに岡崎仁三郎が「ノルマントン号沈没溺死者の惨状を述べ」という題を演じ、次いで高田似權が「船客の権利を論ず」という演題を述べ、その次は戸谷正寛が「勇義捐金は此の時に在り」というのを説いた。最後に、戸田十畝が「船長ドレーク氏の公判」という題で、在兵庫英国領事判決書の不当であることを述べ、次いで、ドレークが去月十九日終に有罪の予審終結があつたことを説き、法学協会の決議を述べて、ドレークは故殺と思われると陳べた際、臨監警察官は、直ちに弁士を呼び、また会主近藤国忠を顧みて中止解散を命じた。

明治二十(一八八七)年

3月27日 ○広島法律学校開校〔芸日〕明二十・二・十一、明二十・三・五、明二十・三・二十九)

広島控訴院長堤正己から、広島組合代言人に法律学校設立の提案があり、それを受けて、松山廣居、山中正雄、岡崎仁三郎の三名が創立委員となつて設立し、三月二十七日に開校した。

4月18日 ○代言組合会長〔芸日〕明二十・四・十九)

広島組合代言人春季議會において、会長・副会長の選挙があつた。渡邊又三郎を会長に、松山廣居、長屋

謙二を副会長に選挙した。

(注) 明治二十年六月三十日現在、尾道組合の会長は、河野大一郎である〔官報〕明二千・九・三。

4月20日 ○囲碁会〔芸日〕明二十・四・二十

来る二十四日の日曜日を期し、広島組合代言人は大手町五丁目の亦宜楼において、囲碁会を開くという。

(注) 代言人の囲碁会ではないが、明治二十二年三月三日、囲碁の同好者百余名が集まって、第二回囲碁大懇親会が、河原町洗心楼において、会費三〇銭で午前八時から開催された。その幹事は、原田稔、岩崎永助、玉木市兵衛、外二四名である〔芸日〕明二十二・三・二、明二十二・三・五。幹事の玉木市兵衛は代言人である。

4月28日 ●予防演説者への内達〔芸日〕明二十・四・二十八

広島組合代言人天野確郎、山中正雄、岡謙藏、河端守綱の数氏は、客年悪疫流行の際、予防上の演説に尽力し、頻りに奔走されしが、此程其筋より、左の件々取調へ上申すへき旨、右数氏へ内達ありし趣。△予防に従事せし手段。日数。演説会開会の場数。費用。或は効果(例えば、何様の手段に依り、大に予防の必要を感じたる人員、若くは町村数。患者減少の模様、或は何様の危険を冒し、窮民共に金穀を施与せしとか、進んで寄附金をなせし者幾人に至りしとかの類)。右の件々を成るべく精密に取調る事。

7月12日 ○状師会〔芸日〕明二十・七・十二、明二十・七・十四

広島組合代言人高田似壠は、全国組合員の聯合を謀ろうと、其規則方法を編輯し、状師会と名付けて、これを全国組合員へ配布した。

(注) 後記、「中国状師会の結成」を参照されたい。

8月10日 ○交通会同(「芸日」明二十・八・十)

広島組合代言人は議会を開き、広島控訴院管内の各代言人が、職務上のため交通会同を成そうという某氏の発議について、全会の同意を得て、これを執行することに決した。直ちに委員を選挙し、渡邊、松山、長屋、白根、岡崎の五名が当選した。そこで、これを管内各代言人に通牒し、来る九月十五日を以て中国状師会を開会することにした。この会は、代言人高田似壠が、曾て全国組合員の聯合を謀るため、状師会と名付け規則方法を編輯したもの、端緒と思われる。

9月16日 ○中国状師会(「芸日」明二十・九・十六)

広島控訴院管内の代言人は、昨日を以て大概来広し、今日から、同進社議事堂を借受け、中国状師会総会を開催することになった。

9月18日 ○慰労会(「芸日」明二十・九・十七、明二十・九・二十五)

広島組合代言人は、河原町洗心楼において、中国状師会で来広した各地代言人を饗した。始めに白根淳六が幹事総代として開会の趣意を陳べ、高田似壠、澤村良太郎、山中正雄らの演説があつて、盛会であつた。

9月20日 ○法官代言人懇親会(「芸日」明二十・九・十七、明二十・九・二十五)

河原町洗心楼において、中国状師会に集まった、法官代言人懇親会が開かれた。参集した者は、堤広島控訴院長、石井広島控訴院検事長、波多野広島始審裁判所長、奥宮広島始審裁判所上席検事、その他各地各裁判所評定官、検事、判事、勸解吏等一九名、ならびに広島および中国各地代言人二六名である。これらの者は、午後四時までに参着し、六時頃まで囲碁、将棋等をして、それから抽選で席順を定め、酒宴を催した。

宴を開くと、岡崎仁三郎が立って、開会の趣旨を陳べ、次に立木、奥谷両検事の演説があった。二〇名の校書（注、芸者）は、末席に侍して絃歌に余興を助け、主客とも打解け快談笑話各々歎を尽くし、散会したのは一一時過ぎであった。

9月21日 ○中国状師会〔芸日〕明二十・九・二十五

中国状師会は、二十一日議事完結し、各地より来広した代言人は、孰れも帰省の途に就いた。

10月18日 ○法官代言人懇親会〔芸日〕明二十・十・二十二

広島始審裁判所尾道支庁詰判事、検事、書記、および代言人は兼ねて混合懇親会をしようと計画中であった。そこへ、広島始審裁判所長波多野敬直が巡廻のため到着したのを幸い、懇親会を開会した。

11月1日 ○代言人へ諮問〔芸日〕明二十・十一・二二

広島始審裁判所は、事務上に余程の改革を加えるようで、広島代言人組合会長渡邊又三郎を召喚したが、病気のため副会長長松山廣居が代わりに出頭したところ、その職業上に付き、数件の諮問があった。これは、多分右改革上参考となるべき事件であろう。

（注） 裁判所の事務上の改革とは、左記の「法廷の時間割」、「執務順序」などに関する改善であろう。

●法廷の時間割〔芸日〕明二十・十一・三三

当始審裁判所の受付は、書記の直扱ひとなりたるに付ては、人民の願出せし時、書記より時間割をなし、何日何時に出で来たるべしと命せらるゝにより、無益にも早朝より午後まで欠伸をしながら待ち居るが如きことなく、余程都合よしと出願者は談し居れり。

●執務順序〔芸日〕明二十・十一・六

広島始審裁判所に受付を廢し、事務を迅速にし人民に便利を与へらるゝこと、なりしことは、前号に記せしが、今亦た聞く所に依れば勸解の召喚は、是迄午前九時たりしを十時若しくは十時以后に改められ、又た民刑事とも各原告人の控所の黒板へ原告人当日審理の順番を明記し、該原告人及び訴訟關係人に便せしめらるゝこと、なりし、此等は皆な司法大臣より訓令ありし執務順序に依り定められしものと云へり。

明治二十一(一八八八)年

1月7日 ○送別の宴〔芸日〕明二十一・一・五、明二十一・一・七、明二十一・一・二十六

広島始審裁判所長波多野敬直(司法省參事官、法律取調報告委員に任命される)は、来る八日任地へ赴くことになつた。五日には、当鎮台少佐以上ならびに知己が、大手町五丁目亦宜樓において送別の宴を開いた。六日には、当地組合代言人が、午後一時から河原町洗心樓に招待し、送別の宴会を開いた。

1月11日 ○広島高等女学校開校〔芸日〕明二十一・一・十三

広島高等女学校は、代言人山中正雄が校主、校長は千田蘇茂(千田貞暁広島県知事夫人)で開校した。

(注) 広島における、高等女学校の嚆矢である。大正八年九月五日、山中高等女学校と称した(広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史』包括校史、広島大学・一九七七年)。

1月31日 ○新任所長代言人に面会〔芸日〕明二十一・二・一

新任広島始審裁判所長松下直美は、始審庁において、広島組合各代言人に面会した。

3月9日 ○殿づけ〔芸日〕明二十一・三・九

広島控訴院では、近来、代言人は勿論、一般人民でも、訴訟に関し出頭した者を呼ぶのに、何野何某殿と

殿づけで呼ぶことになったが、広島始審裁判所でも、日ならず同様のことになるという。

4月18日 ○会長選挙（「芸日」明二十一・四・二十）

広島組合代言人は、大手町三丁目の広島法律学校において、通常会を開いた。会長選挙会で、原田東三郎が会長、副会長は高田似壠が当選し、副会長の長屋謙二は、依然旧のま、という。

（注）明治二十一年六月三十日現在、尾道組合の会長は、難波泰慈である（「官報」明二十一・九・八）。

9月1日 ○中国状師会（「芸日」明二十一・九・一）

中国状師会は、来る十五日各地の会員が当地に到着し、十六日から広島法律学校において開会する予定である。

広島組合代言人の通信員任期満期により、改選を行ったが、安倍萬太郎、高田似壠、白根淳六が当選した。

9月17日 ○通俗衛生談話会（「芸日」明二十一・九・十九）

材木町誓願寺で開いた通俗衛生談話会は、傍聴人が堂内に溢れ、中々の盛会であった。出席の弁士は、長瀬時衡、山内吉郎兵衛（代言人）、天野良太郎、齊藤爲信、椰野直、菅原周策、辻守之助、高田似壠（代言人）などであった。

9月19日 ○中国状師会（「芸日」明二十一・九・十九）

中国状師会は、一昨十七日より、新川場町善輪寺において開会した。本会については、続々各地より代言人の来会がある予定であるが、昨日まで来広した人々は、山口組合から小河源一、馬関組合から長岡直夫、尾道組合から澤村良太郎、米子組合から三谷水哉の各代言人である。

(注) 議案は、後記「中国状師会の議題」を参照されたい。

9月20日 ○懇親会(「芸日」明二十一・九・一、明二十一・九・十九、明二十一・九・二十一)

当地各裁判所の官吏と、目下出広中の各代言人との、昨年に続く第二回懇親会は、最初河原町洗心楼で開く予定であったが、容子を換え、国泰寺村の旧今中屋敷で開いた。

○高宮郡の談話会(「芸日」明二十一・九・二十)

高宮郡では、談話会を組織し、会場を同郡福田村に置いた。会長は同郡福田村の高田似壘、副会長は大林村の葛原貞一で、会日は毎月第二日曜日である。談話の事項は、勸業衛生学術で、会員は二〇〇名に達した。本会は、多数の会員に達したので、郡内公共の事はこれを私議すること、し、県会議員なども本会員中で選挙し、若し被選人に適当な人で、被選人の資格中、地租一〇円を納める者という一項を欠くときは、他の会員が地所を貸与して資格を得させるという規定もあるという。

9月23日 ○中国状師会(「芸日」明二十一・九・二十五)

中国状師会は、閉会した。

12月1日 ○下馬下車制限廃止(「官報」明二十二・二・二)

広島始審裁判所および同管内各庁において、門内下馬下車の制限を廃止した。

明治二十二(一八八九)年

1月23日 ○下馬下車制限廃止(「官報」明二十二・三・二)

福山治安裁判所においては、門内下馬下車の制限を廃止した。

4月1日 ○尾道法律学校開校〔芸日〕明二十二年六月三十日現在、尾道組合の会長は、難波泰慈である〔官報〕明二十二年六月三十日。

尾道組合代言人らが設立した、尾道法律学校が開校した。教授は、判事・検事および明治法律学校、東京法学校卒業生が担当するという。

〔注〕 その後の消息は、不明である。

4月23日 ●広告〔芸日〕明二十二年四月二十三日

会長 長屋謙二

副会長 松山廣居

同 白根淳六

右ハ当春季会議ニ於テ撰挙致候此段及廣告候也

広島組合代言人

明治二十二年四月 会長 長屋謙二

〔注〕 明治二十二年六月三十日現在、尾道組合の会長は、難波泰慈である〔官報〕明二十二年六月三十日。

8月15日 ○中国状師会〔芸日〕明二十二年八月十六日

十五日から、広島法律学校の楼上において、中国状師会を開催したが、他地方から来会したのは、馬関、浜田の状師のみである。十六日頃には、夫々来広するであろうという。

8月17日 ○中国状師会〔芸日〕明二十二年八月十八日

堤控訴院長が中国状師会に來会し、状師に対して談話があつた。その要旨は、「昨年の状師会に対し、裁判所より發したる議案議決の件に當り、爾來実効の顯はれ居るや否やを取調の上、意見を開陳せられんことを望む、且つ当会には務めて出席する積もりなり云々」と陳べた。

（注）議案については、後記「中国場師会の議題」を参照されたい。

8月19日 ○中国状師会の懇親会（「芸日」明二十一・八・十八）

今度、状師会のため來広した代言人らは、当地組合代言人らと共に、十九日、真菰の春和園において、懇親会を開き、当地裁判所の法官も參会する予定である。

8月25日 ○中国九州聯合状師会（「芸日」明二十一・八・二十五）

先日の状師会において、赤間閔組合代言人羽野嚴介から左の建議があつた。

- 一 明治二十三年中国状師会開會場所ハ山口県赤間閔ト定ムルコト
- 二 中国状師会ヨリ委員ヲ設ケ九州各組合代言人会長ニ照会シテ聯合会開設致度キコト
- 三 其他聯合ニ付テノ方法ハ各員ノ意見ニ由リ決シ度キコト

この建議は、中国状師会において決議するところとなり、九州各組合代言人会長へ照会することとなつた。もつとも、先方の同意を得られない場合は、來年度も広島において開會する予定となつた。

明治二十三（一八九〇）年

3月7日 ○裁判所の殿附け（「芸日」明二十三・三・七）

広島控訴院においては、給仕、検座より出廷の人民を呼ぶとき、総て何野何某殿と殿字を姓名の尾に付けて呼ぶが、広島始審治安両裁判所においては、人民を呼ぶとき、殿字を附けたことを聞かない。同じ裁判所で、このように給仕、検座の人民に接することの違う筈はなく、これは、必ず殿の字を附してはいるが、小聲で他人の耳に入り難いため、喚び棄てのように聞こえるのであろう、と或る人はいう。

4月23日 ○福山における訴訟件数〔芸日〕明二十三・四・二十二

尾道治安裁判所福山出張所第二期開廷は、本月一日より二十日まで、あるが、民事の訴訟は一一〇件で、勸解は一〇〇件ばかりであった。民事は講金差纏れ事件が多く、勸解には一〇〇〇円以上の事件もあった。裁判官は、神代源之進判事で、昼夜非常に勉強した。また、代言人は難波泰慈、安部改造、橋野嘉三郎、和田詫美、澤村良太郎の五名が出廷した。その内、安部改造の民事の訴件は四五件である。

4月29日 ●廣告〔芸日〕明二十三・四・二十九

会長 松山 廣居
副会長 岡崎 仁三郎
同 天野 確郎

右本年春期通常会ニ於テ当撰候也

広島組合代言人

明治廿三年四月 会長 松山 廣居

〔注〕明治二十三年六月三十日現在、尾道組合の会長は、難波泰慈である〔官報〕明二十三・八・二十二。

5月15日 ○広島法律学校々員交替(「芸日」明二十三・五・十七)

広島法律学校は、今後、松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎、香川齋、岡謙藏、高野一步、河端守綱、白根淳六、藤本直治郎、山内吉郎兵衛、平田卓爾、高木尉太郎、安倍萬太郎、林十之助、渡邊又三郎、(注、長屋謙二が脱落か)ら一六名の校員が受持ち、山中正雄、原田東三郎、玉木市兵衛、山口武衛門、宮原毎太郎、高田似壠、奥本數奇男、石井道の八名は、広島法律学校との關係を絶つことになった。

5月21日 ○代言組合取締會議(「芸日」明二十三・五・二十三)

広島代言人組合は、午後七時から組合取締會議を開いた。代言人渡辺又三郎の失行嫌疑に関し、同人の所為(法庭に病氣届をなして欠席したが、實際病氣ではなかつたような形跡)は、組合取締規則に違反したものか否かの点を審議するため、特に開催した會議である。渡辺は欠席したが、同人の行為を取締會議に附すべきことに決し、調査委員を撰び事実を審査することになった。調査委員には、高野一步、平田卓爾、原田東三郎、山口武衛門、香川齋が、撰挙された。

5月29日 ○代言人組合會議(「芸日」明二十三・五・二十八)

二十九日午後七時から、広島組合代言人は、広島法律学校に集會し、組合規則修正のため會議を開くという。

6月6日 ○渡邊又三郎を告諭(「芸日」明二十三・五・二十四、明二十三・六・六、明二十三・六・八)

広島組合代言人渡邊又三郎が、広島県会对芸備日日新聞誹毀控訴事件に関し、県會議長脇榮太郎の代理として民事原告人となり、広島控訴院の召喚により同院に出廷すべき日に当たり、病氣であるとの事故に託し

て出廷しなかったが、その実は同日他出したことがあった。これにつき、調査委員会の調査が終了し、広島組合代言人は六日午後八時から、広島法律学校において、処分方を議論し、告諭書を本人に交付することに決した。

6月19日 ○告諭書〔芸日〕明二十三・六・十七、明二十三・六・十九

広島組合代言人渡邊又三郎が、広島県会对芸備日日新聞誹毀控訴事件公判の当日、病氣欠席した所為について、広島組合代言人は、次のような告諭書を送り、同人は受領した。

告諭書

代言人 渡邊 又三郎

右明治二十三年五月十九日広島控訴院へ出廷スヘキニ病氣届ヲ為シ欠席シナカラ同日入湯ニ出掛ケ飯途中村マサ方ニ至リ販リテ来客ニ接シ尚ホ引続キ山本政助方ニ至リ訴訟事件ノ仲才ニ従事シ終テ同夜畳屋町氣儘庵ニ至リ同行者数人ト供ニ宴席ニ列シ夜十一時過キ同町加藤スエ方ニ至リ終ニ同家ニ一泊シタル事実ハ調査委員ノ取調ヘタル報告ニ依リ明了ナリトス

右ノ事実ニ依レハ其病氣ノ真否ハ頗ル疑フヘク仮リニ真ナリトスルモ法廷ニ出席スル能ハサルモノト云フヘカラス左レハ其所為タル代言人タルノ職務ヲ怠タリ訴訟關係人ヲ妨害シ延テ一般代言人ノ名譽ヲ毀損セルコト少ナカラス故ニ将来斯クノ如キ失行ナキ様深ク謹慎セラレタク広島組合代言人申合規則第四十八条ニ依リ告諭候也

広島代言組合会長 松山廣居印

(注1) 右告諭書については、広島代言人組合会長代理副会長岡崎仁三郎から、『芸備日日新聞社』に対し正誤の照会文が出され、体裁、文詞に相違の廉があるので、取消すよう要求があった。同社は、告諭書にある事実には相違はないと考えるが、その照会を受入れて、一応取消すことにした(『芸日』明二十三・六・二十一)。

(注2) 渡辺又三郎は、告諭書に意見を附して会長の手許に返却した。これに対して、これは、告諭書を受理しなかったのであり、更に検事に告発すべきであるという者(天野確郎、岡崎仁三郎、高野一歩、岡謙藏)が出たが、一旦告諭書を発したのであるから効力は全うしたのであり、再度受取らせればよいとする者(山中正雄、白根淳六、林十之助)もあり、結局、再度受取らせることで決着した(『芸日』明二十三・七・二十一～二十三)。

(注3) 広島県会が、県会を誹毀したと『芸備日日新聞社』を告訴して以来、同社は県会の代理人渡辺又三郎を敵視するようになった。渡邊が、控訴院への出廷を病氣と称して欠席したことに関し、その事実関係を調べて、新聞紙上で取上げて批難したのは、『芸備日日新聞社』である(『芸日』明二十三・五・二十～二十一)。その後も、『芸備日日新聞社』は、渡邊が衆議院議員選挙に立候補するたびに、その悪口を掲載して、落選させようとキャンペーンを張った(『芸日』明二十三・五・九、明二十五・一・十七、明二十五・二・五)。その悪口たるや、例えば、渡邊が天秤で芸者を担いで売っている絵を附した、『芸妓の拒売』と題する記事など、イエロー・ペーパーも顔負けの内容であった(『芸日』明二十五・二・十一、明二十五・二・二十八)。

渡邊は、遂に明治二十五年二月、『芸備日日新聞』編輯人等を刑事告訴した。広島地方裁判所は、明治二十五年五月六日、同新聞社の発行兼印刷人および編輯人に対して、誹毀罪で重禁錮二月、罰金一〇円の判決を下した。彼等は、広島控訴院に控訴したが、同年六月十日控訴は棄却された(『芸日』明二十五・五・七、明二十五・六・十一)。(注4) 明治二十五年五月五日、渡邊又三郎、長屋謙二は、山本三朗、三村司吉らと、『中国』(後の『中国新聞』)を発売し、『芸備日日新聞』と全面的に対決するようになった。この対立抗争は、大正九年の衆議院議員選挙において、『中国新聞』側が敗北したのを契機に、社主山本三朗が脱政党路線を取るようになって、『芸備日日新聞』を発行部数でとらえ、一気に追抜いたことで、やっと終わった。そして、大正十五年九月『芸備日日新聞』は、社主早速整

爾（衆議院議員、憲政会）が死亡して社運が傾き、昭和十六年九月、『呉新聞』に合併された（中国新聞社史編さん室編『中国新聞百年史』中国新聞社・一九九二年）。

（注5） 広島県会が、県会を誹毀したとして、『芸備日日新聞』編輯人等を告訴した事件は、明治二十三年三月二十九日、広島始審裁判所において発行兼印刷人および編輯人が、各一ヶ月の重禁錮、五円の罰金を言渡された。被告らは控訴したが、同年六月六日、広島控訴院において原裁判所の言渡が認可され、被告らの上告は、同年七月二十三日、大審院において棄却された。しかし、謝罪文の新聞広告請求私訴については、広島始審裁判所および広島控訴院においては容認されたが、大審院において破毀され、大阪控訴院に移されたところ、判決がなかなか出されず、その決着は不明のまゝである（広島県議会議事事務局編『広島県議会議史』第一巻、広島県議会・一九五九年、一一五九―一七七頁参照）。

9月2日 ○代言人新任所長に面会（『芸日』明二十三・九・三）

広島組合代言人らは、広島始審裁判所において、新任所長古莊一雄判事に面接した。

9月5日 ●堤正己広島控訴院長に対する送別の辞（『芸日』明二十三・九・五）

広島組合代言人諸氏には、前広島控訴院長堤正己氏が、今度大審院局長に転任せしに付き、祖道の宴を張らんとせしかど、同氏発程の期切迫の爲め、其の意を果たす能はず、爲めに同代言人総代松山廣居氏より、一の送別辞を同氏に送りたりと云ふ。今ま其要を掲げて堤氏の功績を章表す。

（前略）閣下の我控訴院に長たらるゝや、此に殆んど五裘葛（注、五きゅうかつ。五年）、勉励拮据（注、忙しく働く）心身を挙て司法部面の改良に委し、不績（注、ひせき。大きな手柄）大に挙り管内司法の体面漸くに革り、復た疇昔（注、ちゅうせき。先頃）の比に非ず（中略）独広島法律学校及び中国状師会に關しては、我組

合は深く閣下に謝意を表せざるべからず。抑も広島法律学校の起るや閣下の奨誘に職由(注、物事の因つて来るところ)し、而して其保持董督(注、とうとく。厳しく正すこと)亦閣下を俟て之れを全ふすることを得たり。(中略) 中国状師会を広島に開き、尋で三職懇親会の挙あり、当時閣下特に同会に下問せらるゝ処あり、其答申書は幸に閣下及び管内各法衙長官の電囑(注、でんしょく。御覽)を辱ふするの榮を得、為めに民刑訴訟法の上に一大革新の路を開き、訴訟人の其恵に浴する実に予想の外に出でたり云々(下略)

9月6日 ○送別の辞(「芸日」明二十三・九・六)

広島組合代言人総代松山廣居から、前検事長石井忠恭に対しても、堤前控訴院長と同じく、惜別の詞を送った。

10月5日 ○弁護士規則草案(「芸日」明二十三・十・七)

神戸代言人組合は、曩に弁護士規則草案を組合に下付諮問されることを、司法大臣に建議することに議決し、これに賛成することを、広島代言人組合に申し入れてきた。広島代言人組合は、五日、広島法律学校において、会議を開き、建議するかどうかを議したが、遂に建議しないことに議決し、その旨を神戸代言人組合へ回答することにした。米子組合からも神戸組合と同様の問い合わせがあったが、これも、同様の回答をすることにした。

10月12日 ○弁護士規則草案(「芸日」明二十三・十・十二)

各地の代言人組合が、弁護士規則を組合に下附諮問されることを、司法大臣に建議しようとするに拘わらず、広島代言人組合においては、これを建議しないことに決した旨、先日の紙上に掲載したが、今その理由

を聞くと、次の通りであった。

或る法律家の中には、代言人組合が規則草案下附の決議をなすのは、組合の権限外に渉るものであると唱へる者があるが、広島代言人組合では、決してその様なことを唱えているのではなく、その組合として草案下附の決議をするのは敢えて差支えないと決した。しかし、今に当たつて、俄に此の決議をなすには及ばない、裁判所構成法実施の期が、眼前に迫つており、政府において、この構成法実施と共に弁護士規則を施行するの意ならば、今から建議しても徒勞であろう、若しそうではなく、政府が該規則案を帝國議會に下附するのであれば、今特に建議しなくても、充分に研究し得る機会がある。今日切りに焦り立つは、必ずしも得策とは思われない、先ず只今の場合は、建議を見合わせた方がよいとの理由により、遂に建議しないことに決した次第である。

こうして、広島代言人組合は、強ち建議を不当としたのではないと分かつた。因みに、広島組合代言人中の有志者は、弁護士規則草案のことに關し、中国狀師會員中の有志と協議して、他日その筋へ建議するとの精神を抱いている者があるという。

(注) 平田卓爾は、『芸備日日新聞』において、「弁護士規則草案下付請求の建議に關する疑義」という論説で、代言人が弁護士規則草案の下付を求めるのは代言人規則違反であると主張している(『芸日』明二十三年・十・八九九)。それに対して、無名氏から「平田代言人の所論を評す」という反論が、「寄書」欄に掲載された(『芸日』明二十三年・十・十)。

11月9日 ○広島組合代言人の集会(『芸日』明二十三年・十一月・十一)

九日、広島組合代言人は広島法律学校において、集会を開いた。この会合は、今度新法典が發布され、就

中、刑事訴訟法の如きは、既に一日から施行され、訴訟手続についても大いに改まったので、それに関し諸種打合わせをして、相互の間に便宜を謀ろうという主旨で、各々その議案を持出して、これを協議しようとしてたものである。しかし、当日は、その議案未だ成らず、会議をする場合には至らなかつた。もつとも、委任状書式などを始め、登記に関する件その他二、三の小条目は、これを議した。その他は、更に開会して議すること、し、訴訟書式に当たっては、委員五名を選んで予めこれを取調べることに決し、その委員には、安倍萬太郎、平田卓爾、岡崎仁三郎、藤本直治郎、天野確郎の五名が当選し、事定まった上は状師会を開いて、諸種のことを討議する予定である。

11月11日 ○当地法律家の二疑問（芸日）明二十三・十一・十二）

広島における法律家中において、近頃起こつた問題は、第一は執達吏手数料規則第一八条の解釈である。「執達吏自己」ノ役場ヨリ一里以上ノ地ニ至リ職務ヲ行フトキハ一里毎二十錢以下ノ旅費ヲ受ク云々」とあるが、当地裁判所はこの「一里毎」を、一里の距離の場所に至つて還るときは、往復二里と見積もつて二里分の旅費を受けることに決定した。しかし、法律家の中には、これはチト妙である、「一里以上ノ地ニ至リ云々」とあるからには、往復を見積もらないで、単に一里だけの旅費を給すれば足りるという者がいる。両説とも一理ある説という。第二は、裁判所構成法が実施されたにも拘わらず、本年中は特に勧解廷を置くことである。裁判所構成法が実施された暁には、勧解廷は勿論廃止されたのである。然るに、本年中（民事訴訟法実施まで）特に、これを置くのはチト妙である。これまで受理した勧解事件の残務処理をするために、特に一時継続するのはよいとしても、裁判所構成法は勧解廷の存在を認めないのであるから、これを本年中で継続す

るのは如何にも法律の解釈を二様にするものであるという。これまた一個の法律上の問題であろう。

12月7日 ○弁護士法〔芸日〕明二十三・十二・九

広島組合代言人は、七日午前九時から広島法律学校に会合して、弁護士法に対する運動の方途を協議した。これは、中国状師会の相談会として開いたものであるが、他の組合からは、何れも広島組合代言人に対して万事の協議を委嘱して来た（ただし、山口組合からは、南権平が出席した）。

さて、世に噂が高かった弁護士法も、今度いよいよ貴族院の議案として提出されたので、「同案に対して、直接関係のある代言人は、固より運動する所なかるべからず」との主旨により、当日決議したのは、次の通りである。

第一 中国状師会の委員を、東京で開く全国代言人大会に派遣すること。

第二 弁護士法案に対する、中国状師会の意見の概要を定めて、これを全国代言人大会に提出し、詳細は委員に一任すること。

（注） 弁護士法案に対する意見の概要は、後記「弁護士法案に対する意見」を参照されたい。

明治二十四（一八九二）年

1月16日 ●広島地方裁判所の掲示〔芸日〕明二十四・一・十八

当広島地方裁判所に於ては、一昨日（注、十六日）、同所内人民控所へ、左の如き掲示をなしたり。

訴訟代理人の義は、民事訴訟法第六十三条に規定有之候処、弁護士のある場合於て、通常代人差出し候者

有之、依之更に訴訟代理人委任の更生を為さしめ、開廷の日時延期するに至り候て不便不尠に付、何様の儀無之様心得べし。但訴訟法中弁護士の執るべき事務は、当分代言人に於て取扱ふ義、明治二十三年十月司法省訓令第四号の通りなりとす。

4月26日 ○広島代言人組合会長の改撰〔芸日〕明二十四・四・二十六

広島組合代言議會は、二十六日を以て開会の筈であるが、当度は会長の改撰期であり、その他会員中から建議が出たりすると、一日では終会には至らないであろうという。そして、この会長の改撰については、東京その他の様にそれ程競争の行われる模様は無いが、或る面々の胸中には熱情充溢して、私かに当撰を希望しているとのことである。今回の改撰に際して、会長の撰に当たろうと熱望している随一の人は、渡邊又三郎であるとのこと、同人は、先般来自ら或る代言人の許を尋ね、若しくは自家の書生を某々代言人の所に行かせて、この熱望の意を發揮していたという。これに対して、競争しようとする人は、果たして誰れ誰れであるか、未だ詳かにこれを知らないが、内情この希望に富んだ者は、頗る多いとのことである。結果は、本日の会合で明らかになるであらう。

○広島組合代言議會〔芸日〕明二十四・四・二十八

広島組合代言議會は、二十六日午前第九時から開会した。出席した代言人は総て一六名で、先ず、会長の撰挙を行ったが、松山廣居が多数で当撰、次いで、副会長は岡崎仁三郎、天野確郎の両名が当撰し、即ち、正副会長とも従前のまゝであった。予て、当撰希望者の競争あるやに聞いていたが、この結果によってみれば、特別に競争はなかつたもの、ように見える。

撰挙が終了して、天野確郎から、発議があつた。過般來、当地両新聞紙（芸備日日新聞、安芸津新報）上における、公証人と田秀俊の広告は、代言人の名誉を毀損したものであるから、断然照会して、これを取消しさせるか、若しくは、これに応じなければ裁判所に訴え出るべきである、という説である。これには反対の論者があり、これは代言人組合において議することが出来ない所であると唱える者もあり、彼れ是れ議論があつた。まず、全体の模様は、和田公証人を不問に措くとの説が、勝ちを占めた。正午一二時に至り、散会した。

和田公証人の広告というのは、訴訟の鑑定を引受けるとの主意で、文中「本市代言人其人に乏しからずと雖も、代言人の職務の要点は、訴訟代理者なり、故に其鑑定の事件、自己の利益と衝突することありて、正當の思考を誤まることあるは、人情の免がれざる所なるを以て、訴訟の局外者より鑑定をなせば、適當の思考を下すことを得て、多少世人を利益することあらん云々」（芸日）明二十四・四・十九」とあり、思うに、これらの字句に関する議論の紛出であらうか。

4月27日 ○広島組合代言議會（芸日）明二十四・四・二十八、明二十四・四・二十九

二十七日午後六時より、前日に引続き開会した。出席代言人は、一五名で、議題は、代言人組合において定めた申し合せ規則の修正について協議した。これは、委員を撰んで調査させることに決し、正副会長の外、安倍萬太郎、平田卓爾の兩名を挙げ、都合五名に調査を託した。同日は、それにて直ちに散会したが、近々中、該委員の報告によつて、更に會議を開く都合という。

4月29日 ○規則修正委員會（芸日）明二十四・四・三十

広島代言会議は、代言人組合規則修正委員五名を撰挙したが、右委員は二十九日夜、広島法律学校に会合し、修正会議を開いた。

5月10日 ○広島組合代言議會（「芸日」明二十四・五・十）

広島組合代言人会議は、本日、広島法律学校において、開会の予定である。

6月7日 ○代言人会合（「芸日」明二十四・六・七）

広島組合代言人は、本年九月に開設する中国状師会開会準備のため、本日午前八時より会議を開く予定である。

7月20日 ○中国状師会（「芸日」明二十四・七・二十二）

広島控訴院管下の各組合代言人より成る中国状師会は、二十日午前八時から、広島法律学校において開会した。来会者は、山口組合から三名、松江組合から一名、松山組合から一名、その余は、広島組合代言人であった。会長には松山廣居を推し、先ず、状師会の規則を修正し、常務委員三名を撰挙して、正午十二時に散会した。常務委員に当撰したのは、広島組合代言人の岡崎仁三郎、松山廣居、安倍萬太郎の三名である。

7月21日 ○中国状師会（「芸日」明二十四・七・二十二）

二十一日は、午前午後とも開会した。議事は、第一号問題について各自の意見を吐き、第八項まで審議した。出席者は、広島組合代言人の外、松江組合から向阪弘、馬関から藤本直治郎、浜田から瀧本駒太郎、尾道から安部改造、山口から富家平八郎、信吉五朗であるが、その外、小倉組合代言人小野隆太郎も臨場した。

（注）議題は、後記「中国状師会の議題」を参照されたい。

7月22日 ○中国状師会〔芸日〕明二十四・七・二十三

午前九時三十分頃に開かれ、午後三時頃散会した。第二号第一項より第一一項までを議したというが、こ
と秘密に亘るものがあるとのことなので、公然直ちに、これを披露できない。読者これを諒とせられよ。

7月23日 ○中国状師会〔芸日〕明二十四・七・二十四

二十三日、午前十時より開場、午後三時三十分閉場した。出席者は一四名で、第二号問題第一一項より
第二二項までを議了した。中御門、錦織の両判事は、同会に臨み議事を傍聴した。

○三職懇親会延期〔芸日〕明二十四・七・二十四

中国状師会開会につき、控訴院および地方裁判所判検事と代言人で開くべき懇親会は、予て二十三日の予
定であったが、二十五日午後春和園で開会することになった。

7月24日 ○中国状師会〔芸日〕明二十四・七・二十五

二十四日は、午前九時から開場、午後三時に至って閉場したが、出席者は一二名であった。第二号問題第
二三項より結末まで、および第三号問題悉皆を議了した。

7月25日 ○中国状師会の懇親会〔芸日〕明二十四・七・二十五

三職懇親会は、判事検事には差支えがあるので、代言人のみ打寄り、本日天神町明暉楼で宴会を開くとい
う。

7月26日 ○中国状師会結了〔芸日〕明二十四・七・二十八

中国状師会は、二十六日日曜日にも拘わらず、例時に開議、第五号問題から号外までの数問題を議了し、

これにて同会は閉場した。

9月13日 ○裁判所の呼棄て（「芸日」明二十四・九・十三）

何れの官衙でも、人民を呼ぶのに殿付けを以てするのに拘わらず、独り広島区裁判所廿日市出張所では、矢張り従前の通り人民を呼棄てにすると、通信の端に見える。

9月17日 ●代言人の恐慌（「芸日」明二十四・九・十七）

訴訟事件は、近来特に増加したる訳にも非るに、代言人は次第に増加し、局長、所長、参事官等の職にありし人々及び博士「ドクトル」、「バリスター」、従四位杯云へる肩書を帯びて代言業に従事する者多き為め、此他の新代言人即ち代言試験の合格者等には、事件殆んど皆無の姿なり。尤も、年来代言事業に従事せる人々は、仮し肩書なくとも得意先相応に広がり居る故、肩書付代言人増加の為め新に得べき得意を得る能はざる位の不利はあれども、両三年来開業せし新代言人の如く、甚しき影響を蒙ることなき由なり。兎に角、無肩書代言人恐慌の時代到れりと謂ふ可きか。

11月19日 ●牟田口広島控訴院長談話（「芸日」明二十四・十一・十九）

合議裁判の制は、訴訟の落着を遅くするものにあらずやとは、人々の疑う所にて、彼の地方裁判所の合議制を廃せんとするの議あるも、その理由の一は、之れが為なり。此程、客あり、当広島控訴院長牟田口判事を訪ひし際、話次此の事に移りし時、同判事は客に向ひて云へる様、合議制は元と迅速を主とするが為めに定めたるものにあざれば、単独制の如くなる能はざるは、道理上明かなり。一人にて思ふが儘に裁判すると、数人協議して裁判すると、何れに迅速なるの道理ありやと云はゞ、無論一人にて為す方迅速なる筈なり。

然れども、之を一人に任ずるときは、懈怠に流るゝの恐れあり、数人に任ずるときは、中に懈怠に傾かんとする者もあるも、他之を許さず、却て迅速なる結果を見る。余は、訴訟の遅延するは、判事の爲めに遅延するよりも、寧ろ当事者の爲に遅延するもの多きを見る。余は、代言人に対し、成るべく開廷期日の延期を請ひて訴訟を延滞せしむることのなからんことを、度々話せし処なるが、兎角、当事者の爲に延期せらるゝ者多きを見る。然れども、代言人中、控訴院へ出頭することの多き者は、随て訴訟事件をも多く取扱ひ、他の裁判所へも出頭するが故に、強ち無理なることにもあらざれども、訴訟依頼人に取りては、実に迷惑尠ながらざるなり。我控訴院に於て、本年一月より六月まで、判事が自己の爲めに休廷したるより延期したるは、唯だ彼のインフルエンザ流行の際のみなり。今、其如何を委しく知らんと欲せば、請ふ此表を一見せられよと、茲に於て、左表を示されたり。

明治二十四年自一月一日至六月末日広島控訴院民刑事表

事件 区 別	旧新受総件数	延期度数	既 済	未 済
民事総件数	一〇六		七七	二九
内裁判所のため延期したる者	一	一	一	〇
内当事者のため延期したる者	四一	六一	二五	一六
刑事総件数	一一五		一一二	三
内裁判所のため延期したる者	二	二	二	〇
内当事者のため延期したる者	一七	一七	一四	三

備考 口頭弁論を経ずして、判決・決定するものは除く

12月18日 ○弁護士法案〔芸日〕明二十四・十二・二十二)

本年の帝国議會に政府より提出した弁護士法案に対し、広島組合代言人は、反対の意見を抱いているが、十八日、広島法律学校に集会し種々協議の末、新たに一の弁護士法案を制定し、それを中国狀師会の意見として議會に建議することに決定した。右について、同法案制定委員を撰挙したところ、左の者が当撰した。

松山廣居、小川浩行、安倍萬太郎、天野確郎、平田卓爾の五名

12月23日 ○弁護士法案〔芸日〕明二十四・十二・二十四)

所謂、弁護士法案の修正案は、已に出来上がり、二十三日午後七時より広島法律学校において協議会を開き、その修正案について討議し、かつ、議會へ建議する手續などについても相談した。

12月24日 ○弁護士法案〔芸日〕明二十四・十二・二十五)

二十四日夜、広島組合代言人は、協議会を開き、弁護士法案に対する意見を決定した。

(注) 意見の大意は、後記「弁護士法案に対する意見」を参照されたい。

明治二十五(一八九二年)

2月3日 ●広島控訴院の通達〔芸日〕明二十五・二・三)

当控訴院にては、此程、民事訴訟法の規定に依り、一般上告の手續を改めて、左の如くすと通達したり。

之れに關し、広島組合代言人は、本日午后、当市大手町三丁目なる広島法律学校に集会して、協議する筈なりと云ふ。

一 民事訴訟法実施以後の提出に係はる上告準備書面に於て今尚ほ旧式に依遵し新法の規定に適合せざるもの往々有之候処自今必ず民事訴訟法第四百三十八条第四百四十一条第百五条以下の規定に従ひ作るべき事但し事実上の關係の説明并に法律上の討論は一切此れを準備書面に掲ぐ可からず

一 従來の追申書若くは拡張書と稱し要するに同一の理由に付き再應提出し來りたるもの、如きは固より口頭にて弁論す可きものなるを以て自今一切之を採用せざる事

一 上告理由の改正若くは追加に係る準備書面は可成期日前に差出す可き事
(上告準備書面雛形及び上告状は略す)

貸金催促事件

明治何年何月何日某地方裁判所第何部に於て言渡されたる別紙判決に対し上告す

上告人は右判決の全部(又は何々の一部)に付き不服あるに因り其全部(又は其一部)を破毀せられんことを求むる申立を為す可し

理由

第一点、原裁判所が何々と判決したるは法則を適用せず若くは不当に適用せし違法の判決なり

第二点、原判決中何々は民事訴訟法第何条の規定に違背したる違法の判決なり

第三点、原判決中何々は何々の法律に違背して事実を確定し若くは遺脱し若くは提出したると看做したる違法の判決なり(氏名并に附屬書類記載方は略す)但し本項は上告に至り法律上代理に変更ありたる場合

貸金催促事件

一、被告人は本件上告を棄却せられんことの申立を為す可し

理由

第一点、原裁判所が何々と判決したるときは何々の法則を適用せず若くは不当に適用せし違法の判決に非ず

第二点、原判決中何々は民事訴訟法第何条の規定に違背したる違法の判決に非ず

第三点、原判決中何々は何々の法律に違背して事実を確定し若くは遺脱し若くは提出したりと看做したる違法の判決に非ず (附带上告を為す時は上告書式の例に依り其理由を記載す可し)

(氏名并に附屬書類記載方は略す)

2月5日 ○広島組合代言人の会議 (「芸日」明二十五・二・五)

広島控訴院上告手続の変更に関して開くべき、広島組合代言人の会議は、一昨日(三日)の筈であったが、当日は出席者少数で、空しく散会した。

3月12日 ○弁護士法案 (「芸日」明二十五・三・十二)

広島組合代言人らは、第二期議會開会中にも、弁護士法案に就いて、その抱持する意見を戦わせ、これを議會に提出しようとしたが、今度新議會が開かれたので、またもや、同法案の出ることもあろうかと予めこれに関する打合せをする為に、近々集会を開くという。

3月27日 ○広島組合代言人の協議会 (「芸日」明二十五・三・二十七、明二十五・三・二十九)

弁護士法案に関して、司法大臣からの諮問があったので、広島組合代言人は、四、五日前広島地方裁判所

検事正から、その諮問案を受取った。

そこで、広島組合代言人は、弁護士法案の諮問に対し、二十七日午前九時より、広島法律学校で会合を開いたが、調査委員を撰んで綿密な調査をさせた上、来月第一日曜日（三日）を以て、該委員の報告を受けて、熟議する手筈であるという。

4月3日 ○弁護士法案（芸日）明二十五・四・五）

広島組合代言人らは、三日、広島法律学校に会合して、今度諮問になった弁護士法案に関し、議事を開いた。当日は、調査委員の岡崎仁三郎、天野確郎、森田卓爾、安倍萬太郎、高野一步の五名から報告したものについて審議した。

当日は、牟田口控訴院長、荒井控訴院判事等も会議場に臨んだ。

4月11日 ○弁護士法案（芸日）明二十五・四・十五）

広島組合代言人は、弁護士法案諮問に対する答申を、十一日、広島地方裁判所検事正の許に差出した。同検事正は、今日明日（十五、十六日）の中に、司法大臣へ發送するという。

（注）意見の要点は、後記「弁護士法案に対する意見」を参照されたい。

4月15日 ○広島代言人組合通常会（芸日）明二十五・四・十五）

広島代言人組合は、十七日、広島法律学校において、通常会を開くが、同会では役員の改撰も行うという。もつとも、他に候補者もないので、従前のまゝであるという。

4月17日 ○広島代言人組合通常会（芸日）明二十五・四・二十）

広島代言人組合春季通常会では、組合規則修正の議論もあったが、従来のみ、に決し、修正する運びには至らなかった。また、役員は、旧の如く、松山廣居が会長に、岡崎仁三郎、天野確郎が副会長に、何れも再撰された。

6月15日 ○中国状師会〔中国〕明二十五・六・十五)

広島控訴院管轄内の組合代言人が組織した、中国状師会は、例により夏期休暇中、第四期会を広島法律学校で開会するという。

10月21日 ○広島代言人組合会〔芸日〕明二十五・十・二十一)

広島組合代言人は、二十三日午前九時から、広島法律学校において、組合会議を開く。これは、大阪代言人組合から照会してきた弁護士法案(第四議会へ提出の建議)に就いて、協議するためという。

10月23日 ○広島代言人組合会〔芸日〕明二十五・十・二十九)

この程、広島法律学校において開かれた広島代言人組合会議は、その議題である弁護士法案第四期議会へ提出方建議の件については、東京代言人組合の意見を聞いて、更に協議することになり、閉会した。

12月7日 ○三阪裁判所長の談話〔芸日〕明二十五・十二・八)

広島地方裁判所長判事三阪繁人は、七日午後六時から、広島組合代言人一同を広島法律学校に招集して、何事か談話したという。

12月26日 ○裁判所管轄変更〔芸日〕明二十五・十二・二十七)

愛媛県選出の衆議院議員は、伊予国は大阪控訴院の管轄であるが、広島控訴院の管轄へ変更する法律案を、

衆議院に提出した。右の件につき、広島組合代言人は、二十六日午後六時から、広島法律学校において集会を開催し、運動上のこと共を協議した。

○裁判管轄変更〔芸日〕明二十五・十二・二十八

二十六日の会合において、広島組合代言人は、伊予国一円の裁判管轄を広島控訴院の管轄に変更する件について賛成して、運動をするために、委員を上京させようという議も起こったが、当日は会員の不参者が多く、その協議も纏まらなかったため、書面を以て各員の意見を問うことになった。上京委員を選ぶ運びに至らないときは、書面を以て、上下両院の法律に關係ある人々へ広島組合代言人の意見を開陳するという。

因みに、この変更の件については、当局者中賛成の方々も多く、大阪控訴院も尾島院長の時は、変更を不可としたが、現任北島院長はこの変更に賛成しており、広島控訴院の人々も別に異見を唱えないという。かつ、伊予宇和島の代言人は、最初これに賛成しなかったにも拘わらず、今は同意し、先日來広した宇和島代言人清水新三は頻りに右変更の希望を唱えていたという。

(注) 裁判管轄の変更は、「明治二十八年三月二十七日 大阪控訴院ノ管轄セル伊予国ヲ広島控訴院ノ管轄ニ広島控訴院ノ管轄セル因幡、伯耆ノ両国ヲ大阪控訴院ノ管轄ニ変更ス(法律第二二号)」(『司法沿革誌』、司法省編纂・法曹会発行・一九三九年)とあるように、直ぐには実現しなかった。

明治二十六(一八九三)年

1月8日 ○陳情書提出〔芸日〕明二十六・一・八)

広島代言人組合沿革誌(増田)

広島組合代人は、伊予国を大阪控訴院管轄から広島控訴院管轄に移す件につき、広島県第一区選出衆議院議員渡邊又三郎に託し、陳情書を衆議院に提出した。

2月28日 ●裁判所内の掲示〔芸日〕明二十六・三・二)

広島地方裁判所及び区裁判所にては、二月二十八日附を以て、所内に左の掲示をなしたり。

是迄民刑事事件ニ付キ当事者出頭シタルトキ名刺差出シ来リ候処来三月一日ヨリ開廷時刻ニ至レバ法廷外ノ揭示順席ニ依リ当事者ヲ呼入ル、ニ付別段名刺ヲ差出スニ不及候事

但シ刑事事件書類写取ノ為メ出頭スルトキハ写取願書ニ名刺ヲ添へ差出ス可ク当日写取未済ノ分ハ其名刺ニ未済ノ文字ヲ記シ下付スルニ付キ翌日又其名刺ヲ持參可致候事

4月13日 ○広島における弁護士〔芸日〕明二十六・四・十三)

来る五月一日から弁護士法が実施され、現在の代人は同法に拠つて弁護士名簿に登録することになるが(明治二十六年四月十日司法省令第五号「弁護士名簿登録規則」、弁護士法第五十三条に「現在の代人は本法施行の日より六十日以内に弁護士名簿に登録を請ふときは試験を要せずして弁護士たることを得」との規定があり、総ての代人が五月一日から弁護士と化す訳には至らない。また、弁護士会設立は、代人組合において、取扱うことになり(明治二十六年四月十日司法省令第六号)、現代代人組合に在つても、この準備をする必要があり、広島においても、弁護士会設立のため、来月五日を期して会合を開く予定である。そこでは、会長一名、副会長二名、常議員五名を選定することであるが、現代言人中已にその競争の端を開いた模様である。さて、弁護士名簿に登録を請う者は、手数金二〇円を納めるほか、その職服をも新調する必要があり、

広島組合代言人の中には、頭痛岑々（注、しんしん。もだえ苦しむ）の人々もいる有様である。

○広島組合代言人の総会（「芸日」明二十六・四・十三、明二十六・四・十五）

広島組合代言人は、来る二十三日広島法律学校に参集し、会長、副会長の改選を行い、かつ組合経費の決算をするという。来る五月一日より、弁護士法が実施されるので、殆どその甲斐なく、所謂三日天下であるから、競争する人も無い様子である。

4月15日 ○弁護士の開業多し（「芸日」明二十六・四・十五）

近来官を辞して弁護士を開業する者が頗る多く、本月中には、なお幾多の新開業者を見る模様であるが、これには二つの原因がある。第一に、旧司法省法学校の卒業生は、従来の代言人規則において、正則・変則の別なく無試験の部類に属していたが、弁護士法では同校の変則部卒業生を無試験の部より除いたので、これらの卒業生に取っては、代言人規則が有効である今月中に開業しておいて、新法第三五条によりその権利を取る必要があり、第二に、新法で無試験開業の権利ある者も、今のうちに開業しておかないときは、新法第一二条の開業後三年間を経過しないと大審院においてその職務を行うことが出来ない規定を適用されて、普通の弁護士となるには三年間の不自由を忍ばなければならないので、この類の人物で弁護士になろうか、どうしようか躊躇していた者は、新法の施行を契機に、皆その職を転ずることに決心したものである、という。

4月20日 ○弁護士の登録（「芸日」明二十六・四・二十）

広島の代言人で、弁護士法により弁護士名簿へ登録を願ひ、広島地方裁判所検事局において、一昨日

(十八日)までに登録済となったのは、岡謙藏、天野確郎、森田卓爾の三名であるが、松山廣居、岡崎仁三郎、高野一歩、安倍萬太郎、平本希一郎の五名は、昨日登録の出願をした。

4月23日 ○広島組合代言人の春期総会〔芸日〕明二十六・四・二十五

二十三日午前、広島組合代言人総会は開催されたが、会長、副会長の撰挙はこれを同日は行わず、同総会は閉じないで、来る三十日に開場(昨今は休会)とすることになった。弁護士会は、五月一日を以てその組織会を開くが、松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎、安倍萬太郎、高野一歩の五名を、その準備委員とした。この委員は、二十四日夜、天野方で、協議をした。

4月26日 ○地方裁判所の代言控所〔芸日〕明二十六・四・二十六

広島地方裁判所の代言控所は狭隘なので、同所人民控所の方へ取上げることにし、その修繕工事見積りをさせたという。

4月29日 ○弁護士の出稼〔芸日〕明二十六・四・二十九

目下、東京は代言人の数が非常に多く、かつ判事、法学士等が続々代言人となる勢いであるので、私立学校出身の新代言人杯は、開業以来一件も事件の委託がない不景気の有様となり、扱てこそ近來地方稼ぎの代言人が多い次第であるという。

5月1日 ○広島弁護士会の組織〔芸日〕明二十六・五・二

広島弁護士会は、五月一日午前十時から、広島法律学校(大手町七丁目)に集会し、弁護士会組織を決定した。即ち、先ずその役員の撰挙を行ったが、左の如く当撰となる。

弁護士会長 松山 廣居

同副会長 岡崎仁三郎、安倍萬太郎、安部 改造

常 議 員 土屋達太郎、天野 確郎、高野 一步、香川 齋

次いで、弁護士会規則の討議に取掛かったが、これは委員に点検させた上で確定することに決し、これを前記役員に委ねた。午後三時に散会したが、当日会する者は一七名、尾道組合代言人であった者も三名だけ今回広島弁護士会へ加わり、一日の会合に出席し、安部改造は副会長に撰挙された。午後四時から会員一同春和園において、懇親の宴会を開いた。

6月10日 ○広島弁護士会規則〔芸日〕明治二十六・五・十、明二十六・六・十二

五月十日、検事正に提出し、認可出願中の広島弁護士会規則は、六月十日、司法大臣が認可し、司法省より広島地方裁判所へ下付された。

四 法律研究会

1 法律研究会の盛況

明治二十年前後には、裁判所、代言人組合、県庁、警察署など、法律の適用や運用に関係する各地の職場では、全国的に法律研究会や討論会が、開かれていたようである。

広島組合代言人は、明治十六（一八八三）年十一月当時、山中正雄が会頭になって、毎土曜日、下寺町禪林寺で法律研究会を開いていたが、誰でも参加して討論できた〔芸日〕明十六・十一・十六。

明治十七(一八八四)年七月、熊本県でも、熊本区新町の志吾社において、熊本代言人有志による第一回法律研究会が開催され、明治十九(一八八六)年五月には、熊本区古米屋町に有吉立愛らによって東肥法学会が設立され、その開会式が行われ、同年十一月頃、代言人城野琢磨らが発起人となり、熊本区新鍛冶屋町本因寺において、法律討論会が開催された(前掲『熊本県弁護士会史』一一頁)。

広島区役所の官吏は、広島講法会を設立し、代言人高田似壠、瀧本駒太郎を会頭として、広島文武館において毎週二回、法律書の研究を始め、会員五〇名に及び、明治十八(一八八五)年十一月頃まで続けていたが、幹事の間で内紛が起こり、同年末ひとまず廃会した。しかし、明治十九(一八八六)年一月五日の新年会において、三〇余名で再興することに決して、幹事を改選し、同年四月七日、初会を開くことにした(「芸日」、明十九・四・二)。

明治十九(一八八六)年二月当時、尾道組合代言人は、河野大一郎、喜多英七郎が会頭となり、法律研究会を毎土曜日海徳寺で開いている(「芸日」明十九・二・十一)。

明治十九(一八八六)年三月、広島警察署の巡查法律研究会は、警部を会頭にしていたが、これからは巡查の中からこれに充てることにしたという(「芸日」明十九・三・十二)。

明治十九(一八八六)年五月二十九日、広島組合代言人高田似壠外有志者一三名は、細工町文武館において会合し、同攻会を組織した。同攻会は、毎月第一、第三日曜日(午前七時より二時まで)に有志者が、法律経済の二学科について、輪講あるいは討論をし、以て切磋する目的で会合するという。幹事は、栗原政藏、高田似壠である(「芸日」明十九・六・二)。研究問題は、会員が提出して、事前に新聞紙に広告し、討論会において議論した。

明治二十(一八八七)年五月十四日、広島法律学校の講師(主として法官)、校員、客員、生徒らによる、第一回法律討論

会が開催された（「芸日」明二十・五・一、明二十・五・十八）。この法律討論会は、その後、不如学会と称し毎土曜日に開かれ、広島法律学校が廃校となる年、明治二十九（一八八六）年三月頃まで存続している（「芸日」明二十一・七・五、明二十九・三・十一）。

仙台では、明治二十（一八八七）年五月、政法会が結成され、仙台新伝馬町の代言人佐藤運宜事務所で、第一回会合が開かれ、代言人、代言人事務員、代書人ら約四〇名が参加し、その後も多くの代言人がこの会に出席し討議に加わっている（前掲『仙台弁護士会史』四一頁）。

明治二十（一八八七）年六月には、松山始審裁判所高松支庁でも、検事須古織之助が会頭となって、法律討論会が創立され、会員は法官・代言人等五〇余名で、兵庫町倶楽部において、毎土曜日午後七時から討論会を開いている（「芸日」明二十一・六・二十七、明二十一・六・二十九）。

広島県警察本部においては、山口武洪判事を招聘して法律上の研究をしていたが、明治二十二（一八八九）年十月、同判事は岩国へ転任となったので、同月十四日からは広島控訴院立木頼三検事を招聘して研究を続けることにしたという（「芸日」明二十二・十・十三）。

広島控訴院、広島地方裁判所の法官は、始期は不明であるが、大手町七丁目船越邸を会場として、棠陰会堂という法律研究会を開いていたが、明治二十五（一八九二）年六月、会場を広島法律学校に使用させることにしたので、新たに小町神応院を借受けることになったという（「中国」明二十五・六・八、「芸日」明二十五・六・十六）。

2 討論会問題集

ここでは、代言人高田似壠が幹事となつて設立した「同攻会」の問題を収録する。同攻会における討論問題は、主として代言人高田似壠、安倍萬太郎、白根淳六、野平穰が出題している。

なお、広島法律学校における、講師、代言人、生徒を交えた、法律討論会の問題は、拙稿「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」〔修道法学〕第二八卷第一号、二〇〇五年を参照されたい。

●同攻会問題（芸日）明十九・六・二）

第一問 甲者あり、乙者が身代限り為すに方り、其所有田地若干を公売に依て買得せしに、其後丙者の為に奪取せられたり。此場合に於て、甲者は、公売代金の分配を受けたる各債主に係り、代金取戻の請求をなし得べきや否。

発題者 安倍萬太郎、栗原 政藏

第二問 損害賠償の程額を定むるには、直接間接を問はず、合意の當時に於て予見し又は予見することを得たりし高を以てすへきや、將た原因を予見したるときは、それより生じたる直接の損害の総て取り得べきを可とするや。

発題者 栗原 政藏

（注）明治十九年六月六日の討論会において、第一問は甲者より各債主に対し請求する権利なしと決し、第二問は種々討論の末、少し問題の字句を改めて次回提出することに決したが、そのまゝに終わった（芸日）明十九・六・十三）。

●同攻会広告（芸日）明十九・六・十三）

第一問 甲者あり、所有乃山陽掛軸一幅（時価凡二十円）を売却せんことを乙者に依嘱せしに、乙者忽ち悪意を生じ其依嘱に背き表具を解き放し、丙に託して石盤摺百五十枚謄写せしめ之れを壹枚金廿錢宛、合計三十円に売却し、掛軸は原

形乃如く繕ひ直し、言を設けて甲者に返却せり。甲者之を知らず、百方売却方に尽力せしも、五円前後の価ならでは購求せんと欲するものなきに至れり。甲者大に怪しみ種々探索を遂げ、始めて乙者の詐術に係りたることを覚知し、之を其筋に告訴し、併せて石盤摺に要したる実費五円を引去り、残金廿五円は乙者が不法の所為に依て利得したるものなれば、賠償として引渡を受度旨の請求に及びたりと云ふ。民刑両法上乙者の処分如何。

発題者 安倍萬太郎

第二問 甲者あり、乙者の犯罪を免れしめんとの意思を以て、無罪を証する不実のものを構造し、以て公判々事に提供し、加之罪証となる可ものを隠蔽したり、而して其無罪を証するものは、不実の構造物なりと云ふことと、罪証を隠蔽したることは、審問中に発覚したれども、乙者は他の反証に拠つて無罪となりたり。此の場合に於て、甲者は法律上如何処分すべきものなるや。

発題者 白根 淳六

第三問 婚姻の定義如何。

発題者 高田 似壠

●同公会広告（「芸日」明十九・七・十六）

(1) 甲乙、嘗テ一婦ヲ争ヒ爾來常ニ相悪シ。甲者、無念遣方ナク、如何ニカシテ此宿怨ヲ霽サハヤト苦心焦慮ノ末、遂ニ一策ヲ案出シ、乙者ノ夜行ヲ偵察シテ、之ヲ途ニ待伏セ、糞尿ヲ以テ十分乙者ノ頭上ニ灌注シタリ。乙者、之レヲ告訴シ、衣服ノ汚穢シテ用ウヘカラサル損害ヲ要償ス。甲者民刑ノ処分如何。

発題者 野平 穰

(2) 重罪事件公判廷ニ於テ、被告人ノ訊問及ヒ証憑取調ノトキト、公判言渡ノトキニハ、弁護人ヲ立会セシメス、独リ弁論ノトキニ立会弁論セシメ、刑ノ言渡ヲナシタル場合ニハ、之レヲ違法ノモノトスルヤ否ヤ、又タ被告人訊問及ヒ証憑取調ノトキト公判言渡ノトキトニ扨ツテ區別アルヤ否ヤ。

発題者 白根 淳六

(3) 民事訴訟上、証言ヲ以テ証明スル金額ニ制限ヲ立ツルノ可否如何。

発題者 高田 似攏

(4) 甲ナル獵夫アリ、一日某山林ニ狩シ、遙ニ一鹿ヲ認メテ銃撃シタルニ、彈丸誤タス重傷ヲ負シタレトモ遂ニ斃レス、流血淋漓トシテ僅カニ遁走セリ。甲者以為ラク、彼能ク遁クルヲ得ス、行クコト七八丁ニシテ必ス斃レン、復タヒ貴重ナル火藥ヲ徒費スルニ及ハンヤト、徐々尾行スル際、突然一発ノ銃声轟キ鹿響ニ応シテ斃レタリ。甲者到レハ、既ニ乙ナル獵師アリ。於是、甲乙互ニ争フ生ス。甲曰ク、鹿ハ乙者ノ彈丸ニ斃レタレトモ、最初之レヲ銃傷セシニ非レハ、乙者ノ彈丸果テ能クの中セサルヤモ、知ル可カラス、仮シ又乙者之レヲ銃射セサルモ、其斃ル、ヤ万疑フヘカラス、看ヨ甲者ノ銃創ハ致命傷ナリト。乙者曰ク、甲者ノ銃丸ハ僅カニ創傷セシニ過サレトモ、其果シテ斃ル、ヤ否ヤハ固ヨリ知ルヘカラス、必竟乙者ノ之レヲ射タレハコソ斃レタルモノナリ、其致命傷ハ即チ乙者ノ銃傷ナリト。鹿果シテ甲乙何レノ所有ニ属スヘキヤ。

発題者 野平 穰

●同攻会広告(「芸日」明十九・七・二十四)
(5) 精算相続ハ我国ニ於テ許スヘキモノナリヤ否ヤ。

発題者 安倍萬太郎

(6) 凡ソ権利アレハ則チ義務アリ、義務アレハ則チ亦タ権利ノ存スヘキハ勿論ナレトモ、今之レカ前後ヲ分ツトキハ、或ハ先ツ義務アリテ而シテ後權利生スト云ヒ、又權利存シテ而シテ後義務之レニ従フト云ヒ、古來諸説紛々タリ。其可否果シテ如何。

発題者 野平 穰

(7) 法理上義務ノ消滅スヘキ場合ヲ、何等ノ条件ニ限定スヘキヤ。

発題者 高田 素峰

(8) 憲法ニ反シタル法律条例ヲ無効トスルノ權力ヲ、司法官ニ委スルノ利害如何。

発題者 野平 穰

●同攻会広告〔芸日〕明十九・八・四

第十八号 金藏ナル者アリ、貧助ノ需メニ因リ金壹円ヲ貸与スヘキコトヲ約諾シ、翌日証書ト引換ヘ壹円紙幣壹枚ヲ交附ス、貧助家ニ帰りコレヲ熟視スレハ何ゾ凶ラン五円紙幣ナリ、是レ金円授受恰喩刻ニ際セシヲ以テ金藏ノ誤テ交付スル所ニ係レリ、仍テ貧助竊カニ以為ラク、今此過金四円ヲ金藏ニ返還スルハ易シト雖トモ、我是レヲ懐コニスルコトヲ得ル、畢竟彼レガ不注意ヨリ起リシコトナレハ、之レヲ費消シ以テ焦眉ノ急ヲ救フモ、彼レ竟ニ覚知スルコトナカルヘシト。後、金藏ノ探聞スル所トナリ、過金四円ヲ訴求セラル、ニ方リテヤ、之レニ答フルニ既ニ費消シ尽シタルヲ以テ、他日壹円ノ借用金ト与ニ返還セント言ヲ以セリ。刑法上貧助ノ処分如何。

発題者 高田 似隴

第十九号 一覽私為替手形ノ出訴期限ハ、何レノ日ヨリ起算スルヤ。

発題者 安倍萬太郎

第二十号 強盜婦女ヲ強姦シ因テ死ニ至タルモノ、擬律如何。

発題者 高田 似壠

第廿一号 甲男乙女ハ夫婦ナルニ、乙女ハ多情ニシテ遂ニ思ヲ隣家ノ丙ニ移シ、之レト鴛鴦ノ契ヲ結ビ、供ニ手ヲ携ヘテ逃走シタリ、而シテ甲男ハ乙女カ三年ヲ経過スルモ尚ホ復婦セサルヲ以テ、丁女ヲ娶リテ妻ト為シタリ。然ルニ乙女ハ又タ丙男ヲ嫌忌スル所トナリ、五年ヲ経テ復婦シタルニ、既ニ甲男二年以前ニ丁女ト結婚シタルヲ聞キ、己レガ不貞ヲ顧ミス、忽チ大ニ之ヲ怨恨トシ、甲男ヲ重婚ノ罪アリトシ告訴シタリ、甲男ハ又丙男ト乙女ニ姦通ノ罪アリトシ告訴シタリト云フ。右甲乙丙ノ擬律如何。

発題者 白根 淳六

●同公会廣告(芸日) 明十九・八・十二、明十九・八・十三

第廿二号 甲者罪ヲ犯シ公判ニ付セラル。乙者証人トシテ呼出サレ偽証ヲセリ。乙者ノ所為ハ附帯犯罪ナリヤ否ヤ。但シ甲者ハ其情ヲ知ラス。

発題者 高田 似壠

第廿三号 治安ニ妨害アリトテ、其筋ヨリ発売禁止セラレタル新聞紙ノ已ニ配達済ニ係ル分ハ、新聞社ヨリ購読者ニ対シ、代価請求ノ権利アリヤ否。

発題者 安倍萬太郎

第廿四号 甲、他ヨリ鯛三尾ノ贈与ヲ受ケタリ、偶父某ノ忌日ニ当ルヲ以テ、之ヲ殺スニ忍ヒズ、乙ニ囑シテ之ヲ某川ニ放タシム。乙、之ヲ吝テ窃ニ家ニ持帰り、其情ヲ知ラサル丙丁等ト共ニ晚酌ノ下物トナシタリ。甲、之レヲ聞キ大ニ怒リ、乙丙丁等ニ対シ、慈悲ノ行為ヲ害シタルヲ理由トシ、要償ノ訴ヲ起シタリト云フ。民法上ノ曲直如何。

発題者 安倍萬太郎

●同公会広告（「芸日」明十九・八・二十七）

第廿五号 犯罪ト准犯罪トニ依リ、賠償ニ寛赦ノ區別ヲ立ルノ是非如何。

発題者 小河 源一

第廿六号 動産ノ売買ニ付、第一買得者カ第二買得者（善意ニ得テ買シ、且ツ物件ヲ掌握シ居レリ）ニ対シ、物權ヲ主張シ得ルノ法ト、之ニ反スル法律トハ何カ社会ニ便益ナルヤ。

発題者 小河 源一

第廿七号 法理上、売主ハ担保主ノ責任ヲ負フ可キモノナルヤ否。

発題者 安倍萬太郎

第廿八号 甲者アリ、乙者ヲ教唆シテ其（即乙者）所有ニ係ル空屋ヲ焼燬セシメタリ。右甲乙両者ノ処分如何。

発題者 安倍萬太郎

●同公会広告（「芸日」明十九・九・二十九）

第卅三号 一二三ナル者、四五六ナル者ニ貸金百円アリ、期限経過スルモ更ニ弁済セス、一二三種々催促ノ末、一日出先途上ニ於テ四五六ニ邂逅セシヲ幸イ、如例該金弁済ヲ促セシニ、四五六ハ何分手許持合無之旨相答居リ、到底返済スル

ノ模様ナシ。一二三憤怒ノ余リ、矢庭ニ四五六ヲ捻伏セ、且ツ懷中セシ紙入レノ中ヨリ金百円ヲ奪取り、証書ヲ現場ニ拋棄シ悠然トシテ立歸リタリ。四五六、一二三ノ所ハ強盜ナリト云ヒ、告訴シタリ。刑法ノ制裁如何。

第卅四号 甲者アリ、十人並ノ手際ニテ彫刻者乙者ニ誂ヘ「乾坤我家」ノ四文字ヲ彫刻セシメタリシニ、甲者ハ其手際十人並ニ非ストテ出訴シ、乙者ハ十人並ノ手際ニテ彫刻シタリト答弁セリ。斯ル場合ニ於テ、其手際ノ果シテ十人並ナルヤ否ヤヲ証明スルノ責ハ、原被何レニ任セシムヘキヤ。

第卅五号 三郎ナル者、其所有ノ動産数点ヲ四平ニ質入シ、本年一月中来九月弁済ノ約ヲ以テ、金五拾円借用シ、後又二月中金二十円ヲ無抵当ニテ借用セシカ、是亦九月弁済ノ期限ナリ。三郎、九月ニ至リ前借金五十円ノ元利ヲ弁済シ、質物受戻ヲ請求セシニ、四平ハ、後ノ分金貳拾円元利ヲモ併セテ弁済セサル間ハ、猶質物ニ対シ押留權アリト云ヒ、三郎ハ彼レト是レトハ自ラ別ナリ、質物ハ五十円ノ質物ニシテ二十円ノ抵当ニ非ラスト争ヘリ。曲直如何。

(注) 高田似壠が幹事の「同政会」と時を同じくして、『芸備日報』は、明治十九年五月四日、戸田十畝(高知県人、自由民権家)が記者として入社すると(「芸日」明十九・五・四)、法律問答を連載し始めた。戸田は、当時、広島始審裁判所、広島重罪裁判所、広島控訴院において、弁護人として刑事被告人の弁護をしたり、私訴代人として法廷に立つなど(「芸日」明十九・三・二十、明十九・六・四、明十九・十二・七)、無免許で代言人の仕事もしていた。戸田および回答者自らが出題した問題と、その回答は、合計二一問まで連載された(「芸日」明十九・十二・二)。戸田が提出した最初の問題とその回答は、次の通りである。

●問答(「芸日」明十九・五・四)

此の問答の部には、何によらず、説の両岐に分かる、よふの事を世人に問ふゆへ、之れが答を投寄せらるゝならば、本社は其の投書を載せて、本社の見解を評論と為すべし。但し、取捨は本社の権にあり。

問 治罪法第二百二十八条の第三項に免訴の言渡を為すには、「被告事件罪とならざること公訴受理す可からざること及び其原

由又犯罪の証憑充分ならざる時は其旨を明示すべし」とありて、同法第二百二十四条第六なる「法律に於て其罪を全免する時」の法文に相当するものなし。如何の理由なるや。

●問答（芸日）明十九・五・二十九

第一問の答評（但し、日報第六十三号に治罪法第二百二十八条第三項と同第二百二十四条第六との關係を問ひしもの）

該問に対しては、四通の答書ありしも、記者は特に無法者の答（日報第六十八号・明治十九年五月九日に載す）と森信買山の答（日報第七十六号・明治十九年五月十九日に載す）とに評論を加へ、侘は之を評することを為さざるなり。

偕て、治罪法第二百二十八条第三項は、同第二百二十四条なる免訴の原由六箇を約めて、其言渡に明示すべきの三原由を示されたり。而して、三原由は、免訴の原由なる第五までに相当するものにして、第六に相当するには別に一原由なかるべからず。然るに、是れなきは法律の欠典なりと謂ひ、又た免訴の第六原由は、予審判事の職權外なりと謂ひ、法律学者の喋々論弁する所にして、素より我々新聞記者の得て解釈を下す可き事柄にはあらざるべきも、亦た吾儕の意見なきに非ず。抑も法律に於て罪を全免する時とは、

刑法第九十二条二項（貨幣偽造）若し職工雑役及び房屋を給与したる者未だ行使せざる前に於て自首したる時は本刑を免す

同第二百二十六条（偽証）此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時は本刑を免す

同第三百五十六条（誣告）誣告を為すと雖も被告人の推問を始めざる前に於て誣告者自首したる時は本刑を免す

其の侘、刑法外の法律規則に自首して本刑を免するの法文あるものを指したる者にして、彼の刑法第二条第七十五条第七十七条第七十八条第七十九条第八十条第八十二条第三百十四条第三百十五条等の如く被告事件の罪とならざるものと同一のものにあらざるなり。故に、治罪法第二百二十八条第六は、刑を免するの謂はれに於て、罪を論ぜざるの謂れにあらざる。不論罪は、被告人が其罪科に帰与するも責任のあると否とを取調べずては、罪を論ずると論ぜざるを思料するに由なけれども、自首免刑の如きは法律上責任ある者の刑を免する訳けにして、之れが公訴は受理すべきものにあらず、依て治罪法題第二百二十八条第三項なる免訴の言渡を為すには、公訴受理すべからざること及び其原由を明示すべしとの法文は、同第二百二十四条の第三乃至第六に通して含蓄しある意なりと解釈するは、決して不当にはあらざるべし。

右の理由なるを以て、無學者と森信買山との答論は、吾儕の解釈と異なることなく、共に当を失はざる意見なりと評す。

なお、戸田十畝の閲歴については、拙稿「広島立志舎の創立とその活動——山田十畝・稿「演説会誌の葛藤」(『広島新聞』明治十三年一月二十七日—同年四月四日)を中心として——」(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年)を参照されたい。

3 無罪獲得一覧表

広島組合代言人らは、法律研究会や中国状師会を結成して、実務的・理論的な問題について研究・討論し、近代法典を吸収すべく、自己研鑽に励んでいた。その成果は、無罪獲得数に現れていると思われる。資料は、明治十九(一八八六)年一月三十日(芸備日日新聞の創刊日)から明治二十六(一八九三)年四月三十日(代言人組合の最終日)の間、『芸備日日新聞』、『芸備新報』、『中国』に報道・広告された、広島始審裁判所(明治二十三年十一月一日以降は、広島地方裁判所)、広島控訴裁判所(明治十九年五月四日以降は、広島控訴院)、その他の刑事判決である。

この七年三ヶ月の間に、九一件の無罪(免訴、一部無罪を含む)が報道されているが、現在では考えられない程多い無罪件数である。明治二十一(一八八八)年七月三十一日の『芸備日日新聞』(第七二六号)には、最近は民刑事々件とも減少しているが、検事局の統計に係るものについて見ると、刑事々件が減少した理由は、「従前は多数の件ありしも、十中の八九は価値なき事柄のみにして、或ひは免訴又は無罪となるもの多かりしが、目今は各警察署に於て余程注意するを以て、十中の八九は皆有罪の事件のみなるがゆえなりと云ふ」。それにしても、その後も、無罪が多いのは、いかに無理な起訴が多かったかを示している。なお、次の個人別一覧表では、複数の代言人が共同で弁護して無罪となった事件は、各人それぞれに計上した。

この一覧表を見ると、明治十三(一八八〇)年五月十三日公布の「改正代言人規則」以前に、免許代言人となった者(氏

名の下部に「*」印を附した者も、それ以後の厳しい競争試験を勝抜いてきた代言人と同様に、無罪を獲得しているのである。

青木人志は、その著書『大岡裁き』の法意識 西洋法と日本人』（光文社新書・二〇〇五年）において、「：明治一三（一八八〇）年までには、代言人資格を多数の受験者に与えている。特に：明治一一（一八七八）年、：明治一二（一八七九）年あたりは、及第人数が圧倒的に多く、ほとんど粗製濫造といってもいい状況であった。しかし、明治一三年（刑法・治罪法が公布された年）以降、代言人試験は一転して『狭き門』となる。：このような厳しい競争試験を勝ち抜いた代言人はともかく、明治一二（一八七九）年までに濫造された代言人は、近代法典がまったく存在しない時代の合格者である。彼らに西洋的な近代法典を使いこなす能力があったかどうかは、はなはだ疑問である。」という（同書一二四・一二五頁）。

しかし、明治九（一八七六）年の「代言人規則」に基づく免許代言人も、無免許で代言人をしていた多数の者の中から試験に応じた者について、地方官が審査検査し、その議案（或いは答案、戸長の具上書などを司法省に呈送し、最後は司法省で審議して免許を与えたのであって、合格率が高いことから、その法知識の水準を疑うのはともかく、粗製濫造として、その能力を頭から疑うのは領けない。広島では、当時代言人を名乗っていた者は、三〇〇名以上いたが、その中から審査検査に応じた者の内、明治十三（一八八〇）年五月以前に合計三九人が及第している。それらの免許代言人も、目まぐるしく制定改廃が繰返される諸法を職務を通じて習得し、法律研究会で研究・討論して切磋琢磨することにより、近代的法典を使いこなすに至ったのである。

弁護人氏名 渡邊又三郎*	無罪事件名 (掲載紙・年月日) 詐欺取財・官印偽造 〔芸日〕明十九・三・十三 殴打創傷 〔芸日〕明十九・十・十、 明十九・十・二十四 殴打創傷 〔芸日〕明二十一・五・二十九、 明二十一・五・三十一 謀殺 〔芸日〕明二十二・十・十二、 明二十二・十・十三	〔芸日〕明十九・五・十二、明十九・五・十三 官文書變造・義捐金正數外取立未遂 〔芸日〕明二十一・四・十九、 明二十一・四・二十六 〔芸日〕明二十一・八・三、 明二十一・八・十二 〔芸日〕明二十二・十一・十三、 明二十二・十一・十五
瀧本駒太郎 澤村良太郎	醸造焼酎隠蔽 漁区外漁業・官吏侮辱 〔芸日〕明十九・六・十八 〔芸日〕明十九・六・四、 明十九・六・二十三 〔芸日〕明二十三・四・十八 〔芸日〕明二十四・三・十五、 明二十四・三・十七 〔中国〕明二十五・六・二十三 〔芸日〕明二十五・十・六、 明二十五・十・二十五	家宅侵入幫助 〔芸日〕明二十・六・二十一、 明二十・六・二十二 謀殺 〔芸日〕明二十一・五・二十六、 明二十一・五・三十一 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七 〔芸日〕明二十四・十一・二十五、 明二十四・十一・二十九
松山 廣居* 放火 官林盜伐 謀殺 賊物牙保	官文書偽造・詐欺取罪等 〔芸日〕明十九・六・四、 明十九・六・二十三 〔芸日〕明二十三・四・十八 〔芸日〕明二十四・三・十五、 明二十四・三・十七 〔中国〕明二十五・六・二十三 〔芸日〕明二十五・十・六、 明二十五・十・二十五	竊盜 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七 〔芸日〕明二十四・十一・二十五、 明二十四・十一・二十九 竊通 〔芸日〕明二十五・七・二十一、明二十五・七・三十一 官文書偽造・詐欺取罪 〔芸日〕明二十五・十二・七

	<p>殴打致死 放火</p> <p>〔芸日〕明二十六・二・九 〔芸日〕明二十六・三・十七、 明二十六・四・二十一)</p>	<p>恐喝取財</p> <p>〔芸日〕明二十六・三・四)</p>
<p>天野 確郎</p>	<p>私書偽造 詐欺取財 恐喝取財</p> <p>〔芸日〕明十九・八・八) 〔芸日〕明二十二・十・十五、 明二十二・十・十七) 〔芸日〕明二十三・九・二十六)</p>	<p>殴打創傷 恐喝取財 警官誹毀</p> <p>〔芸日〕明二十二・八・三) 〔芸日〕明二十三・八・二十九、 明二十三・八・三十) 〔芸日〕明二十四・二・二十八) 明二十四・三・三)</p>
<p>岡崎仁三郎</p>	<p>放火 謀殺 官文書偽造・詐欺取罪等 銀貨偽造 官文書偽造・詐欺取財 委託金費消 官文書偽造 恐喝取財 誣告</p> <p>〔芸日〕明二十六・二・十六) 〔芸日〕明二十四・三・十五、 明二十四・三・十七) 〔芸日〕明十九・六・四、 明十九・六・二十三) 〔芸日〕明二十・五・十) 〔芸日〕明二十・十・二十六、 明二十・十一・十二) 〔芸日〕明二十二・十・三十) 〔芸日〕明二十四・一・二十、 明二十四・一・二十二) 〔芸日〕明二十五・十一・五) 〔芸日〕明二十六・四・六、 明二十六・四・二十五)</p>	<p>毆打創傷 詐欺取財 謀殺 官文書偽造 嬰兒謀殺 蘭草竊取</p> <p>〔芸日〕明十九・十・七、 明十九・十・二十四) 〔芸日〕明二十・五・十二) 〔芸日〕明二十一・五・二十六、 明二十一・五・三十二) 〔芸日〕明二十二・十一・十三、 明二十二・十一・十五) 〔芸日〕明二十五・九・六、 明二十五・九・七) 〔芸日〕明二十六・二・十二)</p>

山中 正雄*	謀殺 〔芸日〕明十九・十・二十六	竊盜 〔中国〕明二十五・五・十九
安倍萬太郎	謀殺 〔芸日〕明十九・八・十九 金員窃取 〔芸日〕明二十・四・七、 明二十・四・二十二 毆打創傷 〔芸日〕明二十・十・二十 芝草窃取・毆打創傷 〔芸日〕明二十・十・二十七	官印偽造・詐欺取財等 〔芸日〕明十九・十・二十 毆打創傷 〔芸日〕明二十・五・二十 官文書偽造・詐欺取財 〔芸日〕明二十・十・二十六、 明二十・十一・十二 謀殺 〔芸日〕明二十一・五・二十六、 明二十一・五・三十一 官文書偽造 〔芸日〕明二十二・十一・十三、 明二十二・十一・十五
	謀殺 〔芸日〕明二十一・十・二十七、 明二十一・十一・三 強盜 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七 官文書偽造・詐欺取罪 〔芸日〕明二十五・十二・七 私書偽造・詐欺取財 〔芸日〕明二十五・十二・二十九 私書偽造・詐欺取財 〔芸日〕明二十六・二・二十三	官文書偽造・詐欺取財 〔芸日〕明二十五・七・二十一、明二十五・七・三十 詐欺取財・私書變造 〔芸日〕明二十五・十二・十三 毆打致死 〔芸日〕明二十六・二・九
白根 淳六*	官文書偽造・詐欺取財等 〔芸日〕明十九・十一・二二	官文書偽造 〔芸日〕明二十二・十一・十三、 明二十二・十一・十五
河端 守綱*	詐欺事件誣告 〔芸日〕明十九・十一・七	
高野 一步	桑苗窃取 〔芸日〕明二十・四・二十六、 明二十・四・二十七 官林盜伐 〔芸日〕明二十五・一・十三	銀貨偽造 〔芸日〕明二十・五・十 竊盜 〔中国〕明二十五・五・十九

奥本數奇男*	放火	〔芸日〕明二千・九・十四、 明二千・九・十五)	
高木尉太郎*	毆打 詐欺取財 強盜	〔芸日〕明二十一・四・十九、 明二十一・四・二十六) 〔芸日〕明二十一・八・一、 明二十一・八・四) 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七) 〔芸日〕明二十四・十一・二十七、 明二十四・十一・二十八) 〔芸日〕明二十六・一・十八、 明二十六・一・二十)	証書偽造・証券印紙再貼用 〔芸日〕明二十一・七・十九、明二十一・七・二十) 毆打創傷 〔芸日〕明二十三・一・十九) 選舉規則違反 〔芸日〕明二十三・九・十九、 明二十三・九・二十) 〔中国〕明二十五・六・二)
岡謙藏*	強盜 謀殺	〔芸日〕明二十一・六・二十四、 明二十一・六・三十) 〔芸日〕明二十五・六・二十九)	窃盜 〔芸日〕明二十四・七・十六)
宮原每太郎*	強盜	〔芸日〕明二十一・六・二十四、 明二十一・六・三十)	強盜 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七)
原田東三郎*	強盜	〔芸日〕明二十一・六・二十四、 明二十一・六・三十)	
山内吉郎兵衛*	謀殺 靴窃取	〔芸日〕明二十一・五・二十六、 明二十一・五・三十一) 〔芸日〕明二十一・七・二十五、	謀殺 〔芸日〕明二十一・五・二十六、 〔芸新〕二十一・六・四) 金員窃取 〔中国〕明二十五・五・十四)

高田 似壠	謀殺 時計窃盜 〔芸日〕明二十五・十二・二十五 〔芸日〕明二十一・五・二十六、 明二十一・五・三十一 〔芸日〕明二十三・九・十九、 明二十三・九・二十	銀貨變造 謀殺 〔中国〕明二十五・六・四 〔中国〕明二十五・七・一 明二十一・七・二十七 〔中国〕明二十五・六・四 〔中国〕明二十五・七・一 盗賊故買 放火 〔中国〕明二十五・六・三十 〔芸日〕明二十五・十・六、 明二十五・十・二十五
平田(森田)卓爾	誣告 病者遺棄 官吏侮辱・誹毀 〔芸日〕明二十二・九・六 〔芸日〕明二十五・十・九 〔芸日〕明二十六・三・二十三、 明二十六・四・十九	官林盜伐 私印私書偽造行使・詐欺取財 官林盜伐 私印私書偽造行使・詐欺取財 〔芸日〕明二十五・一・十三 〔芸日〕明二十六・三・三十 〔芸日〕明二十六・四・二十、 明二十六・四・二十二
香川 齋*	強盜 〔芸日〕明二十三・五・十四、 明二十三・五・十七	私書偽造・詐偽取財等 〔芸日〕明二十三・九・二十五
藤井 公道	恐喝取財 窃盜 官吏侮辱 〔芸日〕明二十三・八・二十九、 明二十三・八・三十 〔芸日〕明二十三・九・三十 〔芸日〕明二十五・六・三十、 〔中国〕明二十五・七・一	詐偽取財 窃盜 嬰兒謀殺 〔芸日〕明二十三・九・二十五 〔芸日〕明二十三・十・十 〔芸日〕明二十五・九・六、 明二十五・九・七
長屋 謙一*	選挙規則違反 〔芸日〕明二十三・九・十九、	

栗原 茂之*	偽造官文書彫刻	明二十三・九・二十)	私印私書偽造行使・詐欺取財	(「芸日」明二十六・三・三十)
富島豊太郎	私書偽造行使 誣告	(「芸日」明二十四・十二・二十) (「芸日」明二十六・四・六、 明二十六・四・二十五)	殴打創傷	(「芸日」明二十五・十二・十二)
平元希一郎*	政社法違犯	(「中国」明二十五・五・十九)		
高橋嘉一郎*	官吏侮辱	(「芸日」明二十五・七・二)		
横山金太郎	賭博	(「芸日」明二十六・一・二十四)		
大芝 榮廣	恐喝取財	(「芸日」明二十六・三・四)	放火	(「芸日」明二十六・三・十七、 明二十六・四・二十二)
小川 浩行	賭博	(「芸日」明二十六・四・十四)		
山口武衛門*	公私印偽造行使等	(「芸日」明二十六・四・二十二、 明二十六・四・二十五)		

五 中国状師会

1 中国状師会の結成

前掲『仙台弁護士会史』(一九八二年、四四頁)は、次のようにいう。

明治二十年ころから、各代言人組合の間で全国的に、また、地域的に組織化の傾向が現れてきた。∴明治二十年七

月、広島組合代言人の高田似壘が、全国組合代言人連合会の設立趣旨説明とこれへの勧誘のため来仙した。高田はその設立世話人と思われるが、資料はない。これをうけた在仙代言人は、七月一日、新伝馬町の佐藤運宜代言人事務所で協議の結果、連合会加盟を決定したが、正式表明は郡部代言人の承諾をえたのち行うことにした。

これに対応する新聞記事が、広島に存在する。明治二十(一八八七)年七月十二日および同月十四日発行の『芸備日報』(第四一四・四一六号)は、「広島組合代言人高田似壘氏は、全国組合員の聯合を謀らんと、其規則方法を編輯し、状師會と名け、之を全国組合員へ配布されたり。弊社へも其一部を寄せられたれば、左に掲ぐ」と、仙台組合代言人に説明したと思われる、次のような、全国組合代言人連合会の設立趣旨書を掲載している。

状師会規則案緒言

我国制度文物日を逐ふて面目を改め殊に近時司法部内の改良の如きは洵に著しき速度にして其余波は吾々代言人社会に及び代言人の必要なること并に其職務の貴重なることは共に世の人に認知せられけん代言人の地位を高尚にすへしとかか代言人の進歩は法官の進歩と相匹敵せざるへからす此兩者相須て法律の応用を円滑にすへしとか云へる問題は今日随分緊急なる題目として世上に現はる、に至り代言人規則改正の噂は只吾々が周章の種子とする風声鶴唳にあらずして寧ろ世の必要に促されたる当然の結果ならんと思惟せらる、なり然るに退て吾々の地位信用如何と顧みれば其大半は依然三百代言を以て目せられ狡猾譎詐の徒を以て視らる、の歎息無き能はず是れ社会風潮の然らしむる所とは申しながら抑亦吾々が知識乏しく思想卑くして互に相提撕して名譽懿徳を保維するの志浅く常に交通会合して識見を交換し一致団結して世利民福を図るの念薄きに由るにあらざる歟、同輩者の衆は其数千〇三十余人組合の数実に八十有五ありて各一方に割拠して単行孤立の姿をなし他人の熱を借らざれば人にも貸さじ我が自由と云はぬ計りの有様にて

曾て氣脈を通することなければ齷齪として計る所一身營利の外に出てす而して偶々地方制度法律の事又は組合取締規則の事に関し論議計画する所あるも其実践する所独り其一方一組合に止るを以て如何なる良法美制も地中の玉璞と一般にて固有の価値を出すこと能はざる次第なり是等胡越の状態は延て組合員の間に及び会々來往して相見ることあるも其語る所酒席茗筵の笑柄に過ぎずして事少しく社会的に涉り殊に代言人組合の改良に及ては膝を交へ胸を披て談ずるもの稀にして却て我が短を掩うふて彼の長を嘲るもの、如くなれば他の擧に倣ひ実行すれば大に裨益ある事柄も爲に一時他の組合又は組合員を愚弄するの譚柄となりて罷む事あり而して其実内心を窺へば往々他の組合の申合等に就て私かに感心することありてそが中には随分訴訟手續杯に干繫を有し助法の發達に裨補あること少しとせざるなり畢竟彼は相親み相会し相通し相語りてこそ是等の便益も得らるゝものなれと昔時三百諸侯が封建割拠の勢を守りては到底望むべからざることならん想ふに同業諸君の中には博学多才の人物ありて種々なる奇策卓見も充分胸裡に蓄へらるゝことならんされど三人寄りて出る文殊の智慧も亦格別なるものにて数人一宵の茶話に思ひ付きたる意外の考案は一人多年の工夫に優ることなしと云ふべからず熱心なる少人数の計画にて成立さる事柄か冷淡なる多人数の一挙手一投足にて功を奏することあるは一矢は折るへし三矢は折るへからずとの適例ならんか殊に代言人の業務に関する統計の材料を蒐集するが如きは所詮今日に望むへからざることなるも之を連絡既に成るの日に実施するは其容易なること置郵して命を伝ふるが如きものあらん

〔芸日〕明二十・七・十二

縦ひ斯る必要利益なしとするも同業諸君中巔然頭角を顯はすの人々は先覺者たるの本分としても多数同業者の連絡を計り其力の及はん限りは鼓舞鞭撻の任に当り吾々社会の改良を希図せられざるへからずされは吾々同業者の交通会合

は相応に利益ある企てならんかと思はる聞く所によれば前年大阪控訴院管内の同業者諸君は大阪に会し何か打合せありしとのことにて長崎控訴院管内の同業者諸君にも今年長崎へ相会するとの檄を布かれ当広島控訴院管内の同業者に於ても其議略は纏まるの傾きありて通信会合何れか実行するの都合なりと云へり殊に代言人規則改正に付其委員より廻付せられたりと云ふ諮問案に付ては東京組合会にて種々評議の末全国各組合に通知し委員を派遣せしむへしとのこととに決したりとの風説なれば今日こそ実に全国組合員の聯合を計るに屈強の時機なりと謂はざるへからず因て案するに其聯合と云ふことも只漠然として大体の仕組なきに於ては人をして之を唱ふるもの、目的は那邊に存するかを疑はしむるの嫌ひなきにあらざれば余は只思ひ付たる儘勿々に書き綴り略ぼ其目的の存する所を示し以て状師会規則とは名つたり素より愚かなる余の考案に出るものなれば杜撰の誚は万々覚悟する所なり併し斯く項目を置いて編み立つるに付ては聊か抛所なきにあらすして少々の管見をも付し度思ひたれと其は余り煩纏に渉るのみならず是等のことに付て述へき理屈は疾くに同業諸君の知了せらる、筈なれば陳腐なる余の陋見を臚列して唾棄の辱めを受けんよりは寧ろ単純なる決定のみを規則様に収録して卑見の全豹を推知せられんことを求むること得策ならんかと思ひを定め故と省略に従ひたり申す迄もなきことながら之を実行するに至らば種々細密なる規則を要することにて逆も斯る粗糲なる条文にて事足るへしとも思はれすつまり余の冀望は斯る規則が用ひられんことを求むると云ふにはあらすして斯る粗糲なる規則様のものにて同業社会に於て問題の種となり竟に聯合の結果を見んことを求むるに在る訳なれば余が折角に編立てし規則案が一字の痕迹を留めざる迄に改刪せらる、も当然のこと、固より敢て意に介せざる所なり余は只管同業者諸君中智識経験に富み衆望を収攬せらる、の士が早く奮て之が主唱の任に膺られんことを冀望す余驚下なりと雖とも驥尾に付して応分の勞を執らんことは敢て避けざるへし元來全国代言人聯合のことたる今日に始りたる問題にあ

らされは世上率先して檄を四方に伝ふるの人あらんと今日迄差扣へたりしも今や時機既に到れるを以て自ら措く能はず己れの謫劣を顧みずして之を四方同業者諸君に問ふ此事幸にして同業諸君の賛同協輔せらるゝ所となり全国代言人聯合の事成るを得ば庶幾くは（注、こいねがわくば）互に相提撕して名誉懿徳を保維し常に交通会合してその識見を交換し一致団結して世利民福を図ることを得世人をして代言人の必要なると其職務の貴重なるを知らしむるに足らんか実に田舎代言人の黄吻より斯ること申出てんは余りに大胆に似て嗚呼の仕打なれば慚愧の至に堪へされとも言ひ度はされは腹膨るゝとやらん申すこともあり黙して腹を膨らさんよりは言ふて嗤はらるゝも亦却て面白からんと心を定め遂に隗より始めよの故轍を襲ふことゝなせり不文意を悉す能はず世の同業諸君幸に諒恕せられんことを希ふ頓首々々

広島組合代言人

明治二十年六月上浣

高田 似 壠 謹白

（規則案は略して登載せず）

（芸日）明二十・七・十四

高田似壠による全国代言人聯合結成の呼掛けは、「全国代言人聯合のことたる、今日に始りたる問題にはあらざれば」というように、既にそのような気運は存在していた。しかし、高田の提唱した代言人の全国聯合は、明治三十（一八九七）年二月十五日、日本弁護士協会が創立されるまで、実現することはなかった。明治二十（一八八七）年当時、東京代言人組合は、役員選挙をめぐる「進歩派」と「保守派」の権力闘争の最中であり、明治二十二（一八九九）年五月には組合分裂に至った。大阪代言人組合も、明治二十一（一八八八）年の会長選挙で紛糾し、検事の臨席を請う有様であった。東西を代表する

代言人組合は、内紛のため全国組織の結成どころではなかったと思われる。

しかし、高田は、右の呼掛の中で、前年の明治十九(一八八六)年、大阪控訴院管内の代言人らは、大阪に会して打合せをしたという。この代言人の会合は、明治十九(一八八六)年四月十三日の『芸備日報』(第六〇号)に、大阪組合代言人砂川雄峻(明治十九年十一月大阪免許、兵庫県士族)が、会主となって近府県の代言人懇親会を開くという記事があるが、このことを指していると思われる。

それに触発されたのであろう、明治二十(一八八七)年には、長崎控訴院管内および広島控訴院管内において、それぞれ組合代言人の会合が開かれることになった。明治二十一(一八八八)年四月には、仙台組合代言人会が主催して、宮城控訴院管内代言人会が仙台で開催され(前掲『仙台弁護士会史』四三頁)、これらの控訴院管内の代言人会は継統して、毎年開催されるようになった。

2 中国状師会の議題

中国状師会においては、代言人らは、民刑事の訴訟手続について、職務遂行上、問題となる点についての要望を広島控訴院に建言し、控訴院長からも中国状師会に対し同様に諮問があり、訴訟手続の近代化を図る上で、状師会は、双方にとって意義ある会合であったと思われる。そのみならず、広島控訴院管内の法曹三者の懇親会が開かれ、相互に胸襟を開いて話し合える機会を持つことが出来たのである。

明治二十（一八八八）年

広島控訴院管内の代言人らは、明治二十（一八八八）年九月十五日から同月二十一日まで、広島区袋町の同進社議事堂において、中国状師会と命名した代言人総会を開催した。そして、同月二十日、河原町洗心楼において、法官・代言人の懇親会を開いている（「芸日」明二十・九・十六～十七、明二十・九・二十五）。しかし、第一回中国状師会の議題は、記録が残っていない。

明治二十一（一八八八）年

明治二十一（一八八八）年の第二回中国状師会は、同年九月十七日から同月二十三日まで、広島区新川場町善輪寺において開会された（「芸日」明二十一・九・十九、明二十一・九・二十五）。第二回法官・代言人の懇親会は、国泰寺村旧今中屋敷において、同月二十日開かれた（「芸日」明二十一・九・二十二）。第二回中国状師会の議案は、次の通りである。

中国状師会議案

○第一号議案

暑中休暇の間に受理せられたる訴状は其都度対手人へ送達の上答書を徴せられ其副本を原告者へ下付相成口頭審理のみ休暇後に廻さる、様其筋へ建議すること

（注）「裁判所官制」（明治十九年五月四日勅令第四〇号）第五〇条「裁判所ノ休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ル」。「裁判所構成法」（明治二十三年二月十日法律第五号）第二二七条にも、同じ規定がある。

○第二号議案

広島代言人組合沿革誌（増田）

八三九（二四五）

民事訴訟の欠席裁判に係るものは通常の裁判と別異し直に上等の法庁に対し本案の覆審を求むることを許さざるの实例あり斯くては訴訟の終極を通進し費用を増加するの弊あり依て直に本案の控訴をなし得る様一定せられ度若し然るを得ざれば再応の審理を受くる為め故障申立の期限を一定せらる、様其筋へ建議すること

○第三号議案

民事訴訟に付治安庁の裁判に対し始審庁に控訴するに当り判事一名にて審理判決せらる、は固より法律の規定に背戻する所なしと雖ども更に一名の判事陪席相成るか又は判決に付協議せらる、等は万一の誤判誤認を防ぎ裁判の公平を維持し法庁の信用を繋ぐに於て益あり因て可成前段の如く実行相成候様其筋へ建議すること

右発案者 原 田 東三郎

〔芸日〕明二十一年・九・十九

○第四号議案

当控訴院より民事訴訟手続を告示せられ訴状標準を立てられしより訴状答書等の面目を一変し復た旧套を株守せざるに至りしも訴答文例未だ廃せられざるを以て法庁により治安裁判に対する控訴に付ては控訴院の告示に依遵し他は依然訴答文例に準拠するあり或は只管に訴答文例に拘泥し訴状答書に要する所の条件を充たしたると否とを問はず之を違法なりとして棄却せらる、ものあり因て一面其筋に向て訴答文例の改正を建議し一面控訴院に向て右等の牴触なからしむる為め管内各法庁へ特に訓示相成候様建議すること

○第五号議案

勸解庭に於て原被の供述を録取して調書を作り又は勸解不調箋に其理由を試記し又は民事廷の照会に応して勸解中原被

の供述せる所を証言し為めに民事判定の材料となるもの尠からず是れ往々見聞する所なり思ふに勧解廷は勧告和解を試むるの場所にして権義を証明する材料を蒐集するの場所にあらず若し原被の片言隻辞直に録取せられて証拠となるときは人民自由に其所思を述ふるに躊躇し其害反て調書を作り後日の変更を防ぐに倍するものあり是れ先哲の勧解は調書を作らざるを以て原則とすと断定したる所以ならんか因て前段述る所の如き慣例を廃せらるゝ様其筋へ建議すること

○第六号議案

当控訴院管内の治安庁中に於て取扱はるゝ民事訴訟手続を聞見するに其度程寧ろ鄭重に過ぎ瑣小の事件に数日の審理を要し又は準備書面を訴状答書に止めすして弁駁書再答書等迄に及ぼし或は数行の口供を録取して事足るべき者を特に手続書上伸書等を奉呈せしめ訴訟人をして手続の奇煩費用の増嵩に困しましむるの感なき能はず因て可成之を一定し即決裁判実行相成候様其筋へ建議すること

○第七号議案

広島始審庁に於ては勧解を経由せずして出訴すべき事件の種類を告示せられ之を實行せらるゝも地方に未だ其實行無き法庁ありと聞く因て可成齊一に実行相成候様其筋へ建議すること

〔芸旦〕明二十一・九・二十

(注1) 明治二十一年六月二日、広島始審裁判所は、人民控所に左の通り揭示した(「芸新」明二十一・六・五)。

掲 示

左の諸項に掲ぐるものには勧解を経すして直ちに出訴することを得

一 会社組合町村公会若くは二人以上へ対し又は是等の者より他人に対する訴訟

広島代言人組合沿革誌(増田)

八四一(二四七)

- 二 不能力者に対し又は不能力者より他人に対する訴訟
但し民事担当人は此限りに非ず
- 三 財産差押へ仮差押差止仮差止に関する訴訟若くは之れを免かれんとする訴訟
- 四 公訴付帯して私訴を起し予審に於て免訴の言渡ありしに由り民事裁判所に訴る訴訟
- 五 明治十九年勅令第四十号第五十一条第一二三四五七に掲ぐる訴訟
- 六 動不動産の糶買に関する故障若しくは故障解除の訴訟
- 七 右の外裁判所に於て急速を要するものと認むる訴訟

明治二十一年六月二日

広島始審裁判所

(注2) 「裁判所官制」(明治十九年五月四日勅令第四〇号)第五十一条は、「休暇中ハ左ノ事件ニ限り裁判ス」として、「一 刑事、二 差押事件、三 身代限ニ関スル事件、四 家宅ノ貸渡使用明渡及借家人ノ借宅ニ現存スル物品引留ニ付家主ト借家人トノ間ニ生スル事件、五 為換事件、六 養料ノ請求、七 既ニ著取シタル建築ノ継続ニ関スル事件」を掲げる。

○第八号議案

民事訴訟参加を求むるに当り法庁又は係官により只に其必要な理由を以て無造作に排斥せらるゝ場合あるが如し因て其補助参加たと告知参加たとを問はず概ね訴訟法草案の趣意に依拠するか又は大体の標準を立て之に依拠して其請求を取合せらるゝ様一定の通牒相成度趣を其筋へ建議すること

○第九号議案

敬慎願書に貼用する印紙は其訴訟物件如何に拘らず式十銭の印紙に受理せられたることあり或は控訴の例に準して貼用を命ぜらるゝことありて一定せざるもの、如し因て其当否を議定し其筋へ建議すること

○号外

- 一 重罪弁護に付官命弁護人の撰任手續如何
- 二 同上私撰弁護人法庁より通知の手續如何又何れも撰任より書類写取の猶予又は開廷迄の猶予如何
- 三 重軽罪弁護人が監獄署又は法庁に於て接見の手續如何
- 四 親族故旧のもの囚人に接見の手續便否如何
- 五 法庁又は監獄に於て代言人と通常人と待遇の差ありや
何れも代言人の爲めに控所の設ありや
- 六 訴訟書類写取方の便否如何
- 七 公判庭に於て被告人弁護人の取扱如何又官撰私撰によりて區別ありや
- 八 民事訴訟書類調製方に付法庁の慣例如何
- 九 訴訟書類の奉呈又は裁判受等は必ず代言人の出頭を要する等の例規はなきや
- 十 訴状送達の日より答弁書差出迄は何日間の猶予ありや又對審期日は何日前に達せらるゝや
- 十一 惣て呼出は時間を限るや將た午前午后の區別に止まるや
- 十二 第二回以後の對審期日は兩造の申合ひに依て定まるや又は法庁の下命に依るや
- 十三 公庭上の申立は公判始末書に記録するのみなりや將た別に調書を徴することありや
- 十四 訴訟手續に対し異議あるときは故障又は抗告を爲すことを許さるゝや実例あらは之を示せ
- 十五 惣て法官は如何なる言語を以て人に訴訟接するや
- 十六 代書人と代言人との關係は如何

十七 代書人の訴訟人に於ける關係は如何

十八 代言人の信用は如何

十九 代言人組合規則に改正を加へたる条項又は改正を加ふべき事項の有無如何

二十 状師会開設後如何なる影響を一般に及ぼしたるや

右等の事項に関する實際の状況承度候也

白根 淳 六

明治二十一年九月 右発案者 高田 似 壠

安 倍 萬太郎

(「芸日」明二十一年・九・二十一)

明治二十二(一八八九)年

明治二十二(一八八九)年の第三回中国状師会は、同年八月十五日から同月十九日まで、広島市大手町三丁目広島法律学校において開催された。同月十九日には、法官・代言人の第三回懇親会が、真菰の春和園において開かれた(「芸日」明二十二・八・十六、明二十二・八・十八)。しかし、議案については、その中で、赤間閩組合代言人羽野巖介が発案した、左のものが、判明するだけである。

福岡始審治安裁判所に於ては裁判所管轄の義に付義務者の約諾証ある場合は金銭等貸借の後他管に移転することあるも債権者は其約に由り指定の裁判所に出訴することを得ることとなり居れり

訴訟法草案を案するに義務者は明諾黙諾に由り裁判所の管轄を定むることを得べき場合あるも現行訴訟法には抵触する所なきや否若し抵触せざるものとは各裁判所とも福岡各裁判所の如く改正を請求すること

〔芸日〕明二十二・八・十八

そのほか、羽野代言人は、中国九州聯合状師会を開催するよう、次のような建議をした。

- 一 明治二十三年中国状師会開会場所ハ山口県赤間関ト定ムルコト
- 二 中国状師会ヨリ委員ヲ設ケ九州各組合代言人会長ニ照会シテ聯合会開設致度キコト
- 三 其他聯合ニ付テノ方法ハ各員ノ意見ニ由リ決シ度コト

この建議は、中国状師会において、決議するところとなり、九州各組合代言人会長へ照会すること、なつた。もつとも、先方の同意を得られないときは、来年度も広島において開会する予定となつた。

〔芸日〕明二十二・八・二十五

明治二十三（一八九〇）年

明治二十三（一八九〇）年は、中国状師会が開催されたという、記録が見当たらない。この年、七月一日には、第一回衆議院議員選挙が行われ、代言人も政治運動に係わる者が多く、また、九月には、広島控訴院長、検事長、評定官、始審裁判所長、判事、検事などが、一斉に転任した、め、開催しなかつたのであろう。

明治二十四年(一八九二)年

明治二十四年(一八九二)年は、同年七月二十日から同月二十六日まで、広島市大手町三丁目広島法律学校において開催した。法官と代言人の三職懇親会は、同月二十三日を予定していたが、都合により二十五日に延期し、ついには、判検事には差支えがあるというので、代言人のみで、天神町明暉楼において宴会を開いた(「芸日」明二十四・七・二十一―二十五、明二十四・七・二十八)。中国状師会の議題は、次の通りである。

○号外(七件)

①裁判所毎ニ民事訴訟手續ニ差異アリヤ若シアラバ其ノ重ナル事項、②代言人其他一般ノ人民ヲ遇スルニ裁判所毎ニ差異アリヤ、③人民ヨリ提出スル文書ニ一定ノ書式ヲ設クルノ便否、④民刑訴訟法施行前後各地代言人受持事件ノ増減并ニ其理由、⑤検事及司法警察官ノ執務上ニ付意見アレバ其意見、⑥監獄ニ於テ弁護ノ為メ刑事被告人ニ接見スルニ当リ不便アレバ其事項、⑦執達吏及ビ登記所事務取扱ノ手續ニ関シ意見アレバ其意見

○第一号問題(九件)

①裁判所吏員ニ於テ代言人ニ対スル称呼応答ハ普通人民ト差異アルヤ又普通訴訟人ニ対スル待遇如何、②訴所ニ備吏ノミ詰メ居ル裁判所ニ於テ人民ヨリ差出ス書面等ニ付書記ニ通ゼズ一己ノ意見ヲ以テ応答処理スルガ如キコトナキヤ、③構成法実施以来裁判ニ付急速遅延何レノ感覺ナリヤ、④裁判所又ハ検事ヨリ代言人ニ対シ諮問スルコトアリヤ、⑤各地警察官治罪手續上ニ付テノ状況并ニ之ニ対シ改良匡正ヲ要スベキ事項ナキヤ、⑥弁護ノ為メ刑事被告人ニ接見スルニ付不便ヲ感ズルコトナキヤ、⑦各地執達吏ノ状況并ニ其職務執行ニ付人民ノ感觸如何、⑧執達吏職務取扱上ニ付匡正ヲ要スベキ事項アルヤ否、⑨裁判ノ結果完全ノ弁済ヲ得ルモノト否ラザルモノトノ大略ノ情供如何

(注) 第九項は、その題意が明瞭でないので、発題者に説明を求めることに決した。八項までの議案は、いずれも場所により相違があるので、明確にどちらであるか議定したものは少ない〔芸日〕明二十四・七・二十二。しかし、七項・八項は、執達吏を設けて以後は、概して人民の感觸を害することが頗る多いので、匡正すべき廉ありと議定した。その執達吏の弊害は、要するに法律に暗いためであるという〔芸日〕明二十四・七・二十三。

○第二号問題 (二十八件)

- ①民事訴訟法実施以來訴訟人ニ於テ出訴及強制執行ヲ見合ハス如キ傾向アラザルヤ、②裁判所ニ依リ取扱振りノ慣習例式アリ書式文例ヲ扣所等ニ揭示スルモノヲ除キ之ニ違ヒタル書面等ハ事ニ害ナキト法律規則ニ抵触セザルニ拘ハラズ受理セザル如キ事ハナキヤ、③訴所ニ書記課ヲ置キ直接ニ受付ヲ為スト否ラザルトニ依リ其便否如何、④口頭ヲ以テ訴訟ヲ為スモノ僅少ナルガ如シ其理由如何、⑤相手方二人以上ナル時ハ各別ニ訴状ヲ作ラシムル裁判所アリ各地ノ取扱振り并ニ之ニ付テノ意見如何、⑥民事訴訟法実施以來代言人ニ事件ヲ依頼スルモノ、増減如何、⑦各地代書代人ノ狀況并ニ民事訴訟法実施ニ付代書代人ノ受ケタル影響如何、⑧各区裁判所ニ於テ代人ヲ業トスル者ニ訴訟代理ヲ許サル、ヤ否、⑨合議裁判所ニ於テ兼代人ニテ訴訟ヲ為シ又ハ受クルコトヲ得セシムル裁判所アリ各地取扱振り并ニ之ニ付テノ意見如何、⑩兼総代人ヨリ複任条件ナクシテ訴訟代理人ニ依頼スルコトヲ得セシムル裁判所アリ各地ノ取扱振り并ニ是ニ付テノ意見如何

(芸日) 明二十四・七・二十二

- ⑪訴訟書類ヲ郵送スルハ当事者ノ請求ニ依ル乎將タ書記課ノ選択ニ出ル乎其取扱手續ニ付キ各地ノ模様如何、⑫判決正本ノ送達ニ遅延ノ感ナキヤ否、⑬調書謄本ノ申請書ハ弁論数日ニ涉リ一纏メトナリタル調書ト雖モ各日ニ付キ各一通

ノ申請書ヲ要スル裁判所アリ各地ノ取扱振并ニ是ニ付テノ意見如何、^⑭一通ノ判決正本送達申請ニヨリ多数ノ当事者ニ判決正本ノ送達ヲ受クルヲ得ルヤ否各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^⑮訴訟費用確定ノ申請ハ執行力アル正本下附ノ前後ヲ問ハズ申請スルヲ得ルヤ否各地ノ取扱振并ニ其意見如何、^⑯欠席判決ニ対スル故障ニ付事由ノ疎明ヲ要スルヤ否各地ノ取扱振并ニ其意見如何、^⑰上告裁判所ニ於テ原裁判ヲ破毀シ他ノ裁判所ヘ移送シタル場合ニ当リ其移送ヲ受ケタル裁判所ハ更ニ口頭弁論ノ期日ヲ定メ当事者ヲ呼出ス裁判所アリ將タ否ラザル所アリ各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^⑱家資分散法第一条ニヨリ義務弁済スル資力ナキ者ニ対シ家資分散者タル宣告ヲナス裁判所アルヤ否各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^⑲無報酬ニテ住居セシメタル住居人ニ対シ立退キヲ求ムル訴訟ノ印紙貼用方ハ如何取扱ニナリ居ルヤ、^⑳欠席判決故障ノ申立中本案ノ弁論事項ヲ掲ゲタルトキ其印紙貼用方ハ五拾錢ニテ可ナルヤ否各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^㉑一旦貼用シタル訴訟用印紙ヲ其書類ニシテ効用ヲナサザリシトキハ理由ヲ具陳スルモ再タビ他ノ書類ニ貼用スルヲ得セシメザル裁判所アリ各地ノ取扱振如何、^㉒書類謄本ニ五拾錢ノ印紙ヲ貼用セシムル裁判所アリ各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^㉓訴訟委任状ヲ以テ和解ノ申立ヲナサシムルヤ否各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何、^㉔上訴期間ノ滿了ヲ知得スルニ付各地ノ取扱振并ニ其意見如何、^㉕仮差押保証金額各裁判所ノ程度ハ如何、^㉖第一審判決后訴訟印紙ニ不足アルコトヲ覺知シ裁判無効ノ控訴ヲ為シタル場合ノ処分各地如何、^㉗裁判確定期日ヲ知ルノ方法ハ各地如何ナル取扱振ナルヤ、^㉘訴訟費用疎明ノ手續ハ各地如何ナル取扱振ナルヤ

(芸日) 明二十四・七・二十三

○第三号問題 (三件)

①保釈中被告人有罪ノ判決ヲ受ケタルトキ当然保釈ヲ取消シタルモノトシテ直ニ拘留スルノ裁判所アリ各地ノ取扱振并

ニ之ニ付テノ意見如何、②刑事ノ控訴ヲナスニ付控訴予納金ヲ他人ヨリ上納スルコトヲ許サ、ル裁判所アリ各地ノ取扱如何、③第一審裁判所ニ於テ刑期ノ範圍内其裁判ヲ宣告シタルニ犯罪ノ情状ニ照シ寛嚴ノ度ヲ失シタリトシテ控訴スル檢事アリ各地ノ取扱振并ニ之ニ付テノ意見如何(以上發議者広島組合員松山廣居外五名)

○第四号問題(十一件)

①和解事件ニ比シ督促請求事件ノ寡少ナル理由如何、②和解調書ヲ作ルト否ラスシテ実行迄日延ヲ与フルト当事者間ノ便否如何、③民事訴訟上ニ付キ区裁判所ノ權限ニ屬スル事件ハ今仍ホ多クハ代人ヲ用キ代言人ニ依ラサルハ如何ナル事由アリヤ、④民事訴訟法実施後証書訴訟ノ絶テナキ理由如何、⑤公正証書ヲ以テ執行願出又ハ訴訟ヲナス者曾テアラス右ハ人民ニ於テ公正証書ノ効驗ヲ知ラサルニ由ル歟又ハ当地ニ公証人ナキニ由ル歟、⑥執達吏ノ職務執行ニ付不当不便ノ所為アリヤ否及ヒ取扱上怠慢等ノコトナキヤ、⑦強制執行ノ際財産脱漏等ノ弊害ナキヤ若シアリトセハ其防禦方法アリヤ、⑧廷丁ノ人民ニ対スル待遇ニ付キ不都合ノ廉ナキヤ如何、⑨当庁人民扣所ニ於テ代書ヲナス者ニシテ不当ノ代書料ヲ要ムル如キ弊害ナキヤ又此等ノ者当事者ニ対シ明リニ教唆ヲナシ或ハ權威ヲ弄スル如キコトハナキヤ、⑩登記法第四十条(注、未登記不動産の登記)ニヨリ登記ヲ請フ者曾テ之ナキハ人民ニ於テ法律ヲ熟知セサルニ由ルカ將タ所有權ノ確保ヲ重セサルニ由ル乎、⑪民事訴訟法実施後總テノ取扱上ニ付キ不便ヲ感スル如キコトナキヤ又他ノ裁判所ト取扱上ノ異同等如何

右今般狀師會ニ付キ当庁ノ意見ヲ以テ及諮問候也

明治二十四年六月二十六日 赤間関区裁判所

赤間関組合代言人會頭 羽野巖介殿

〔芸日〕明二十四・七・二十四

○第五号問題(四件)

①免許代言人ニアラスシテ猥リニ刑事訴訟ニ関与シ不良ノ所為アルモノ、防止手段ノ事、②代言人取締方法ノ事、本項ハ多久間判事ヨリノ諮問ト同様ノ事、③刑事訴訟手續上又ハ現今裁判所並ヒニ検事局ノ書記課ニ於テ実行スル所ノ訴訟書類受付等ノ手續上特更ニ不便ヲ感スルモノ、有無ノ事、④利息制限法ノ今日ニ於ケル利弊ノ事

右ハ支部長判事区裁判所監督判事へ協議ノ上諮問ニ及候也

明治二十四年六月二十七日赤間関区裁判所検事原田彌美

○第六号問題(発題者馬関組合 藤本直治郎)

①和解事件ノ書面ニ訴訟印紙ヲ貼用スルヲ要スルヤ各裁判所ノ取扱振分如何、②代書業者ヨリ一切訴訟ノ紹介ヲ受ケサルコトニシテハ如何及其取締方法如何

○第七号問題(二件)

①期間ノ切迫セル訴訟ナルニモ拘ハラズ取次人ヲ以テ呈出セル訴状ヲ受理セサル裁判所アリ各地ノ取扱振如何、②判決ノ謄本ノ下附ヲ否ミ必スシモ正本ノ外下附セサル裁判所アリ各地ノ取扱振如何

○第八号問題(浜田地方裁判所)

①目下各代言人ノ品位ヲ高尚ニシ他日発令アル弁護士資格ヲ有スルニ当リ其名ニ耻チサル実力ト威厳トヲ涵養スルノ必要ニ因リ従来庇保ニ傾クノ弊ヲ打破シ孜孜汲々代言人規則第十四条各項ニ注意シ同十七条ノ弾劾ヲ厳正ニ執行スル事随テ其摘発ヲ怠ルモノニ対シ其目的ヲ遂クル為メ一ノ規約ヲ設定シ制裁ヲ附スル事、②司法三職相俟ツテ本務ノ得失ヲ攻究

シ司法部ノ發達進歩ヲ謀ルヲ目的トシ毎月一二回定期会同ヲ為ス事

〔芸日〕明二十四・七・二十五

明治二十五（一八九二）年

明治二十五（一八九二）年は、広島控訴院管内の組合代言人が組織した中国状師会は、夏期休暇中、第四期会（注、第五期か？）を広島法律学校において開催する、という新聞記事があるだけで、開催記事掲載紙は残っていない（〔中国〕明二十五・六・十五）。

明治二十六（一八九二）年

明治二十六（一八九二）年の中国状師会は、「旧々弁護士法」が施行された後、同年八月十一日から同月十五日まで開催された（〔芸日〕明二十六・八・十一〜十三、明二十六・八・十五〜十七）。

六 代言人の政治活動

明治二十（一八八七）年代に入ると、政治の季節が到来する。明治二十一（一八八八）年四月二十五日、市町村制が公布され（明治二十二年四月一日施行）、明治二十二（一八八九）年二月十一日には、大日本国憲法が發布されて、明治二十三（一八九〇）年の国会開設が眼前に迫ってきた。しかも、明治二十一（一八八八）年春からは、後藤象二郎による大同団結運動が始まり、明治二十二（一八八九）年八月頃からは、条約改正反対運動が激しくなった。広島島の代言人達も、政治結社の結

成とその運動に参加し、市会議員、県会議員、衆議院議員選挙に立候補し、条約改正問題では反対派、推進派に分かれて運動を展開した。そして、代言人達は、それらの政談演説会で、熱弁を振るつた。

(注) 「代言人の政治活動」の項を執筆するに当たっては、主として、八谷萬一『広島県政史話』(広島県立文書館所蔵・一九三二年)に依拠した。八谷(やたがい)萬一(明治二十八年十二月二十五日出生、昭和五十六年五月二十四日死去)は、昭和四年十一月広島県警察部高等課勤務を命ぜられて、明治七年一月竹原警察署長に転出するまでの間、次席警部として、専ら政治警察に関する事項を担当した。八谷は、この著作を執筆した動機、収集した資料、執筆に当たつての心構え、現在の状態で残された経緯について、その「後記」(昭和五十年二月十一日付)で、次のように述懐している。

私は…、政治情報、政党政派の状況査察乃至選挙取締などデリケートな仕事に従事した。政争の最も熾烈な時代であつただけに大変気苦労をしたものであつた。而して、多くの情報を扱つて見ると…、必ず因つてくる要因があつて、…その根本を分析しなければ、真相のつかみ難い事案も少なくなつて、…之を説明するに足る…参考史料が欲しくなつて来ることが屢々であつた。

…政党政派の興起、離合集散、政争の顛末、又その及ぼす地方自治への影響等々、目まぐるしく展開された事跡に対して、批判は別として、正しい事実と政治情勢の推移が判る史料がなくてはならぬと、…之が史料の蒐集に精魂を打ち込んで努力し、「広島県政史話」と題して、纏めることを決意したのであつた。

僥倖にして、県庁内倉庫に明治七年内務省が設置され翌八年政府は太政官達により各府県へ行政警察規則を公布施行した当時からの本省へ申報した起案綴りなど、貴重な関係文書が山積貯蔵されていた(之等の書類は惜しくも昭和二十年八月の原爆で書庫と共に焼失した)ので、之を中心に原文書から精選採録すべく…漁り尽した傍ら、地方に散逸していると伝えられる文献を渉猟し、或は当時の関係者中存命の高齢者、地方名士を訪ねて、直接真相を聴取するなど、…一件一案ごとに纏めつ、明治大正時代に於ける県政史実の片鱗を描き初めて間もなく、未だ脱稿には遠く至らざる中途、因らざるも上司の勧めにより広島県警察関係誌「警察之友」へ投稿連載(注、昭和六年四月〜十二月)することとなり、…一層の責任を感じ、毀誉褒貶を顧みず、右顧左眄することなく、専ら記述の精確を期しつ、投稿を続けた。そして、漸く九回に及んだとき、昭和七年一月付を

以て、竹原警察署長に転出を命ぜられたため、残念ながら残余の粗稿は未整理の俛、一括して私の書庫に蔵し、来るべき時機を待つの外なき運命に立ち至った。

…当初予定した通り、昭和三年以降の史実について継続起稿すべきであるが、原爆で広島が廃墟となり取材源を失ったことを初め、諸資料蒐集が往時の如く意に委せず、已むなく之を割愛し、既存の旧稿を取り出して若干の添削補正を加へることに止め、散逸防止のため一括製本し（注、上・中・下の三巻）、他日機を得ば、更らに行文の生硬など考査して上梓し、広く江湖に頒ち大方のご叱正を仰ぐこととしたのである。

なお、『広島県政史話』が執筆されて、その一部が「警察之友」に連載された年月が判明した経緯、広島県立文書館に所蔵されるようになった経緯などについては、拙稿「広島立志舎の創立とその活動——山田十畝・稿「演説会誌の葛藤」」〔広島新聞〕明治十三年一月二十七日～同年四月四日）を中心として——（『修道法字』第二八卷第一号、二〇〇五年）の「おわりに」を参照されたい。

1 政社設立・加盟

広島県における諸政党的結成とその活動には、代言人達も参加し、活発に政治活動を行った。

明治十五（一八八二）年三月、芸陽自由党が、戸田十畝によって結成され、芸備立憲改進黨と対立したが、県会議員は一名もおらず、党勢は振るわなかった。これに対し、明治十五（一八八二）年七月、芸備立憲改進黨が、改進黨員小鷹狩元凱の主導のもとに、秋山忠夫、脇榮太郎、黒川修三、麥田宰三郎、津川右弓、山内吉郎兵衛（代言人）らを糾合して組織された。明治十六（一八八三）年六月末現在で、広島県会議員（議員数五十七名）のうち、同党に所属する者は二十四名であった。加盟した代言人は、山内吉郎兵衛の外、平田卓爾、高田似壠、岡崎仁三郎であった。

明治二十一（一八八八）年春、後藤象二郎は、大同団結の旗印を掲げて、全国遊説を開始した。広島においても、それに

呼応して、明治二十一(一八八八)年十一月、備後に、民友倶楽部が結成され、國頭第三郎(改進黨主義者)、星野靜太郎(自由主義者)が幹事となつて主宰した。明治二十二(一八八九)年三月、備後倶楽部と改称されたとき、澤村良太郎(代言人)が加盟した。備後倶楽部は、自由、改進黨主義の呉越同舟であつたが、これによつて備後地方の政況は活気を呈した。明治二十二(一八八九)年三月、御調倶楽部が設立され、同年四月、その倶楽部員の発起で、市村照源寺において政談演説会が開催されたが、弁士は、山内吉郎兵衛(代言人)、國頭第三郎、前田莞爾、外八、九名、聴衆は五、六百名で盛会であつた(芸日)明二十二・四・二十三)。その外、備後には、明治二十三(一八九〇)年四月、尾道商業倶楽部(商業を主として、政治その他の事項につき利害得失を攻究する政治的団体)が設立されたが、代言人は参加していない。

明治二十二(一八八九)年一月、天野確郎(幹事、代言人)、熊見定次郎(幹事、新聞記者)、林十之助(代言人)、長屋謙二(代言人)、橋本清太郎、高野一步(代言人)は、内政を改良し、國權を拡張し、済民の自由を伸張し、社会の幸福を増進することを目的とし、済民社と称する政治結社を組織した(芸日)明二十二・一・二十九、明二十二・二・六、七、明二十二・二・十)。天野確郎(代言人)は、自由主義の主唱者で、済民社の結成は、専ら県下の改進黨に拮抗しようとしたものであつた。同年九月には、表面的に政治上の結社を解き政友会に加盟したが(芸日)明二十二・四・二十八)、それは政友会が主義政見を同じくしない者の結合であることから、これに寄生して、以て内実隠然、済民社拡張の策に出たものという。

政友会は、明治二十二(一八八九)年四月、旧藩主浅野長勳の旧臣石井礫堂、同野村文夫(「团团珍聞」、「驢尾団子」社主)、家扶石川完治が発起人となり、同進社員の重立った者が中心となつて設立を推進し(明治二十二年五月三日設立認可)、広島県下において創立された政治団体である(芸日)明二十一・四・十八、明二十二・五・五)。会員は四千人に及び、一時は県政を左右した極めて有力な政社であつた。しかし、主義主張の異なる者の寄せ集めで、内部の統制がとれず、有名無実とな

り、明治二十四（一八九二）年七月解散した。これに加盟した代言人は、渡邊又三郎（同進社員）、林十之助（済民社員）、天野確郎（済民社員）、白根淳六（済民社員、市会議員）、長屋謙一（済民社員）、高野一步（済民社員）、奥本數奇男（県会議員）、岡謙藏（県会議員）、山中正雄（県会議員）、高田似壠（県会議員）、香川齋、平田卓爾らである。

（注）同進社は、明治十三年三月、旧芸州藩の家老職、執政など要路の職にあった者が、皇室中心主義を基本として、「旧藩士互に旧交を修め、以て智識を交換し、品行を正し、元気を盛にし、其他生計の方策を講ずるにあり」という目的で設立し、士族授産事業を中心に活動した。しかし、授産事業はいずれも不振で、内部の紛議も絶えず、明治三十年七月、士族授産所を廃止した。昭和二年一月、従来の同進社を法人化し、財団法人同進社を設立して、社員の育英事業などを行うようになった。そして、昭和二年八月、袋町の同進社の社地を日本銀行に売却し、上流川町の泉邸（現、縮景園）南方に土地を購入して、昭和三年八月、社屋を建築した。社団法人同進社の目的は、「皇室ヲ中心トシ崇敬ノ実ヲ揚クルト俱ニ旧広島藩主浅野家祖宗ノ祭祀及旧広島藩士タリシ者ノ祖先ノ祭祀ヲ行ヒ並ニ學術武芸奨励ノ為メ資金ヲ得ルノ途ナキ者ニ対シ其資金ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ為スヲ以テ目的トス」というものであった（林保登編『同進社史』、同進社・一九三八年）。

昭和二十年八月、同進社は、社屋が原爆に被災して全焼し、その機能を殆ど停止するに至った（『新修広島市史』第三卷、広島市役所・一九五九年、四〇六頁）。昭和二十三年三月、同進社は、社地を売却し、殆ど法人登記簿にその名を残すのみの存在となった。昭和四十年代には、登記簿上の理事達は次々と死去し、昭和四十七年十月、最後に残った理事が死去した。しかし、そのまゝ、休眠法人の状態が、平成に至っても続いていたが、休眠法人整理の対象となり、平成五年十月二十八日、広島県教育委員会により設立許可が取消され、同年十一月二十二日解散登記が完了した。

広島には、明治期に「旧藩関係六団体」といわれる、旧藩主浅野家を偲んで設立された、旧藩士の交友団体があった（林保登編『芸藩輯要』、入玄社・一九三三年）。同進社、追遠会、惇信会、御例会、春秋会、草水会であるが、その内、追遠会は、現在でも毎年、饒津神社で祭典を行い、総会・懇親会を開いている。

2 政談演説会

国会開設の期が切迫するに伴い、内治外交に関する国論が沸騰して、天下の志士が頻々として広島に出入りし、随所に政談演説会を開催し、また、広島政論家、有識者達もそれに劣らず、与論の喚起に力めた。その主要なものを挙げると、次の政談演説会、懇親会であるが、それらには代言人も参加し、大いに弁舌を振るつた。

① 明治二十(一八八七)年八月二十八日、二十九日の両日、午後六時から新市定小屋において、政談演説と討論会が開会された。その弁士・演題は、次の通りである(「芸日」明二十・八・二十八)。

轟貞吉「政治社会、無政治社会の区别、国の独立を論ず」、島田友太郎「国会論、結合力を論ず」、渡邊源一郎「国の元気を振起すべし」、蟹澤米二郎「地獄極楽の所在如何、正理公道は十九世紀の今日には果して行はれざる乎」、代言人高田似壠「唯一無二の政略あるや、政党内閣果て模す可らざる乎」、代言人山中正雄「梶は梶屋に如かず、今日の社会は主として何を勉む可きや」、代言人山内吉郎兵衛「新聞紙を見て感あり、条約改正会議の延期を論ず」。討論会は、「内地雑居を許すの利害」、「一己人自由に武器を携帯する利害」の二題である。

② 明治二十(一八八七)年十月十一日午後七時から、昼屋町定小屋において開会した政談演説会の弁士・演題は、次の通りであった(「芸日」明二十・十・十一、明二十・十・十三)。朝野新聞社員城山静一「明治の国是」、代言人山内吉郎兵衛「明治二十年の夢物語及意見」、代言人山中正雄「政事思想の世上に振起せざる原因は何れに在るか」、代言人岡崎仁三郎「日本婦人の地位を論ず」。

しかし、山内吉郎兵衛が「明治二十年の夢物語及意見」を演じている時に中止を命ぜられた。その弁論は、爽快で論勢の激快であるため、少年輩の喝采止む時なく、その急激に進む勢いがあるので、聴衆の中には竊に中止の命令があること

を恐れた者があつたというが、演説の半ばで中止された。この時、聴衆は声々に、「何故に中止せられし、遺憾なり」と声喧しかった。

③ 明治二十一（一八八八）年一月八日、第一回備後懇親会が、備後府中市潮音寺において、國頭第三郎、澤村良太郎（代言人）、岡田胖十郎、永井穎雄、藤井乾助（代言人）の下に開催された。僅か四〇余名しか参会しなかつたが、その中には、栗原茂之（代言人）がいた。第二回備後懇親会は、同年三月二十七日、開催されたが、今度は会する者、数百名に及び、大いに氣勢を揚げた。その際、同年二月十九日、安那郡道上村浄光寺において、政談演説会を開催し、集会条例違反に問われて、入獄中の藤井公道（代言人）が出獄した際は、尾道において小懇親会を催して慰謝することにした。

④ 明治二十一（一八八八）年九月二十八日、毎日新聞社員肥塚龍、郵便報知新聞社員加藤政之助が来広し、新市定小屋において、黒川修三、山中正雄（代言人）が幹事となり、政談演説会を開催した。弁士・演題は、次の通りである。

肥塚龍「独立論、最後の法庭、権利の城郭、広島論」、加藤政之助「吾人の行路、独立自由の精神」、代言人山内吉郎兵衛「自治論」、代言人高田似壠「冗官を淘汰するの名策、未来の国会議員」、代言人平田卓爾「何をか政治の思想と云ふ」、麥田宰三郎「目下の急務」、黒川修三「法律果して恃むに足る乎」。第一席に高田似壠（代言人）、第二席には加藤政之助、第三席は肥塚龍の演説があつた。聴衆は四百余名もいたであろう（「芸日」明二十一・九・二十五〜三十）。

翌九月二十九日、肥塚龍、加藤政之が来広した機会に、發起人平田卓爾（代言人）、黒川修三（県会議員）、秋山忠夫、脇榮太郎（県会議員）、山中正雄（代言人）らの署名を以て広告・勧誘し、大手町亦宜楼において、広島懇親会を開いた（「芸日」明二十一・九・二十七）。来会者は、代言人、改進黨員、旧自由黨員、官吏、医師、商人、など七、八〇名であつた。代言人は、高田似郎、白根淳六、岡崎仁三郎、渡邊又三郎、山内吉郎兵衛、奥本數奇男、長屋謙二、安倍萬太郎らが参加し

た。判事では、菅生初雄（広島始審裁判所）、前田認（広島始審裁判所）が、参加し演説した。前田の演説は、次のような内容であった。

予は裁判所に出仕する官吏の職に在れども、今此席に列するは、一個の国民即ち島根県の住民前田なり、と前言し。儲、今日は改良すべき事業実に多大にして、予も亦諸君に述べんとする処の意見少からざれども、如何せん集会条例の為に之を述ぶるの自由を得ざるは遺憾なり。唯、余は、肥塚、加藤其の他の諸氏に向ひ大に謝せざるを得ざるものあり、夫は、諸氏は国家の為に幾多の難節に堪へて敢て屈するの気色なきにあり云々。又、世間の論者は、新聞条例、集会条例の改正に付き、頻りに論ずる処ありと雖も、予は敢て意とせざるなり。何となれば与論其の態度を極むる時は、自ら此等の改正を断ずる豈難事にあらざらんや、見よ、先年開拓使払下の一件は当時与論の激昂せることにより、今より一層嚴重なる新聞集会条例を以てするも、遂に如何ともする能はずして、与論は之に打勝ちたるに非ずや。されば、今にして其の不可なりと認るものは、全力を極めて刺戟し、政治上の改良を計るは社会進歩上に於て最も急務なり云々。

次に、菅生判事亦同様趣旨の演説を試み（注、菅生の演説の具体的内容については記述はない）、…。

更に、肥塚の一行は、同年十月十七日から、黒川修三、高田似壠（代言人）、麥田宰三郎、平田卓爾（代言人）、小鷹狩元凱と共に、高宮郡可部町、高田郡吉田村、三次郡三次町、三上郡庄原村、三谿郡吉舎村、尾道において、政談演説会や有志懇親会などに臨み、同月二十七日、愛媛県に向け出発した。

（注）菅生初雄（広島始審裁判所判事、石川県士族）と前田認（広島始審裁判所判事、鳥取県士族）は、明治二十一年十一月二十七日、「明治二十二年九月二十九日広島県広島区大手町五丁目亦宜楼ニ於テ開設シタル民間有志懇親会ニ出席シ裁判官ノ身分ニシテ不

合ノ演説ヲ為シタルニ付譴責ス」と、譴責処分を受け、菅生は鳥取始審裁判所米子支庁詰、前田は弘前始審裁判所八戸支庁詰に異動となった〔「官報」明二十一・十一・三十七〕。

⑤ 明治二十二（一八八九）年三月十七日、広島区内の有志者を以て談話会を組織し、区内の豪商、代言人、県会議員、その他公民の資格を有する者が集合し、市制の実施、国会議員選挙の準備を講ずるなど、広島市民の一致を図ろうとした。発起人である、栗村信武、森田幹夫、奥本數奇男（代言人）、林十之助（代言人）、岡崎仁三郎（代言人）らの主唱により、会する者約二百名であった。先ず、長屋謙二（代言人）が演説し、次に、天野確郎（代言人）、岡崎仁三郎（代言人）、その外数名が演説した。その後、有志談話会は、広島区内各町村で開催された。それらの談話会には、白根淳六（代言人）、山中正雄（代言人）、長屋謙二（代言人）も参加した〔「芸日」明二十二・五・二十一、明二十二・五・二十四、明二十二・五・二十八、明二十一・六・二〕。

（注）当時、市議会員の選挙権を有する公民は、市税の納入額により三級に分かれたれ、約八万三千人の人口の内、一級公民は八一人、二級公民は四四〇人、三級公民は二九四二人にしか過ぎなかった〔「広島市議会史」総論・明治編、広島市議会・一九九〇年、五九一頁参照〕。

⑥ 一方、加茂郡の有志が発起人となり、明治二十二（一八八九）年三月十七日から十九日までの三日間、四日市、中島村、竹原下市において、政談演説会が開かれた〔「芸日」明二十二・三・十六、明二十二・三・十九〕。十七日の四日市教善寺では、午後一時から六時まで演説会が開催され、聴衆千二、三百名であった。第一席は高田似壠（代言人）の「立憲政治の初舞台」、第二席は早速整爾の「帝国臣民の権利義務」、第三席は山根温三の「政治的の独立」、最後は平田卓爾（代言人）の「寧ろ学者に若かず」という演題であった。それから、会場を真光寺に移し、八時頃から開場したが、聴衆は千余名であった。

最初に、平田卓爾(代言人)の「与へられたる権利は守り難し」、次いで、山根温三の「町村行政の監視に就て」、次に、高田似壠(代言人)の「代議機関の運転者」、最後に、早速整爾の「後藤伯爵に中国に漫遊せんとす」の演題を演じ、十二時に至って解散した(「芸日」明二十二・三・十九)。十八日の中島村西品寺では、聴衆千人以上が集まり、午後二時から開会した。第一席は、平田卓爾(代言人)が「法律の変更より来る影響」、次に、山根温三が「吾々は如何にして憲法を保護すへきや」、次に、高田似壠(代言人)が「敵履(注、へいげき。破れた履き物)を脱するが如し」という演題で弁論した(「芸日」明二十二・三・二十二)。十九日の竹原港の演劇場でも、聴衆は満員であった。十八・十九の両日は、小鷹狩元凱も来会した。二十日は、廿日市の有志が発起人となって、午後一時から七時まで、蓮教寺において政談演説会が開催された。聴衆は、五、六百名であった。高田似壠(代言人)が「立憲政治の初舞台」、平田卓爾(代言人)が「止むなくんは即ち一あり」、早速整爾が「公民社会時代」、山根温三が「国と民」という演題で演説した。八時から、再開して、聴衆は千名近くとなった。最初に、山根温三が「治者と被治者」、次に、早速整爾が「議員は誰か」、次に、平田卓爾(代言人)が「議院政治の弊を覚悟す」、最後に高田似壠(代言人)が「代議機関の運転者」という演題で弁論した(「芸日」明二十二・四・一)。その外の地でも、同じメンバーで、しきりに演説会を開いたが(「芸日」明二十二・四・九、明二十二・五・三、明二十二・五・八)、小鷹狩が参会するなど、これらは改進黨の党勢拡張運動であった。

⑦ 明治二十二(一八八九)年四月、末廣重恭(東京公論新聞主筆)が、大同団結党務の用を帯びて四国地方を遊説した帰路に、来広することを済民社に知らせた。天野確郎(代言人)、林十之助(代言人)、長屋謙二(代言人)らは、同月十四日、市内有志者の賛同を得て、材木町誓願寺において、盛大に演説会を開催した。弁士・演題は、代言人天野確郎「日本の人民」、橋本清太郎「代議士に望む資料」、末廣重恭は大同団結について演説した。末廣の演説は、千余名の聴衆に相当の感

銘を与えたが、聴衆中には改進黨員が多く、大同団結に賛成したものは、比較的少なかった。同日、六時から真孤春和園において懇親会を開き、会する者六〇名に及び、長屋謙二（代言人）、天野確郎（代言人）、白根淳六（代言人）、熊見定次郎、林十之進（代言人）ら大同派の重立者の外、小鷹狩元凱、岡崎仁三郎（代言人）、栗村信武ら改進黨主義に属する者、および山中正雄（代言人）など各方面の有志を網羅した。懇親会は、大同派と改進黨の間で、腕力沙汰におよび混乱に陥った（芸日）明二十二年・四・十六。

⑧ 明治二十三（一八九〇）年一月十日、神石郡の村吏その他の有志者が、天下の趨勢を察し、時勢の必要に応じようと欲するなら、何時までも因循に流れ、姑息に安んじるべきではないと、油木村に会合して、現時各党派の所執を聞こうということになった（芸日）明二十三年・一・十六。

そこで、立憲改進黨からは藤井公道（代言人）、政友会からは高田似壠（代言人）、安部改造（代言人）、大同派からは國頭第三郎を招聘したが、当日は高田、安部、國頭の三人は差支が生じて不参加、藤井だけが病氣を押して出場し、政党に関する一場の演説をした。先ず、政党排斥論者の妄を弁じ、政党の本質、効用等を説き、終わりに立憲改進黨の目的、手段を述べ、平和的進歩の社会進化の原則に適する所以を陳じて、その説を終えた。それより、数番の席上演説、祝辞朗読等があつて、午後七時の頃には解散したが、盛大な会合であつた。こうして、教育、勸業の隆盛を謀り、法律を講究し、一郡の一致団結を主とする目的で、社交的倶楽部を組織することに決定した。

⑨ 明治二十三（一八九〇）年一月十一日、憲法発布の一周年を祝し、広島新聞、安芸津新報、芸備日日新聞の三社が発起人となつて、新市の定小屋（新地座）において、午後一時から政談大演説会を開催した。来会者は、定時前から会場に詰めかけ、凡そ三千三、四百人もあると思われ、劇場定員に満ちたので、警官が入場者を制して、木戸を閉めた。

出席弁士は、九名であるが、抽選で出席の前後を定めた。第一に早速整爾「噫期遂に到れり」、第二に森文熹「圧制の除夜は自由の元旦、今年は明治二十三年なり」、第三に代言人藤本直治郎「平民の栄光」、第四に代言人高田似壠「神州の良民」、第五に代言人平田卓爾「追懐す既往十年の夢」、第六に代言人天野確郎「吾々の意見」、第七に山根温三「会計検査院長の演説に就て」、第八に奥宮健吉「政治上に於ける徳義の勢力」、第九に山崎重太郎「第二の維新、憂極て喜来る、喜極つて狂する勿れ」と、順次登壇演説し、午後四時三〇分に終わった。演説中、相変わらず壮士の暴評があり、時として演説の趣旨を聞き取り難いことが多少あったが、昨年(明治二十二年十一月十五日)の中島集産場内胡子座におけるような大騒動(後記、「3 条約改正問題・(3)改進黨」参照)にはならず、先ず平穩に終わった(「芸日」明二十三・二・八、明二十三・二・九、明二十三・二・十三)。

この日は、その外に、広島区内の豪商岩崎政六・海塚新八・保田八十吉、県会議員高田似壠(代言人)・岡謙蔵(代言人)・山内吉郎兵衛(代言人)、代言人平田卓爾・岡崎仁三郎、新聞記者早速整爾・神根善雄・山根温三、その他数名の名を以て、芸備日日新聞紙上に、県会議事堂において憲法発布記念会を催すので、経世愛国の士はこの祝典に参ぜよと広告した。午後一時過ぎから、代言人、県会議員、医師、商家、官吏が集集した。発起人総代山内吉郎兵衛(代言人)が、祝文を朗読し、次に高田似壠(代言人)、天野確郎(代言人)、小鷹狩元凱、その他が、祝文を朗読し、あるいは演説をした。三時半に式を終了し、発起人山中正雄(代言人)から、春和園で祝宴を催すので、その途中大手町神宮において祝祭執行中であるから参拝し、宴会場に臨むよう告げた。会に参加した者は、二百五十余名に及び、麥田宰三郎、山根温三、高等女学校教師板口タツが演説した後、宴会が始まり、午後七時散会した。

⑩ 明治二十三(一八九〇)年四月三日、当地の進歩主義者による聯合政談演説会が、十日市芝居小屋において、午後一時

から開催された。聴衆は、凡そ三千余名に及び満場殆ど立錐の余地がないまでに至った。

最初に、天野確郎（代言人）が開会の趣旨を述べ、引続いて、代言人藤本直治郎「保守党を論じ折衷主義を駁す」、廣川輝松「政治家」、奥宮健吉「政党論」、代言人平田卓爾「自由改進黨大同各派今回聯合の顛末」、森文熹「羊頭を懸けて狗肉を売る勿れ」、代言人藤井公道「保守党は何れを以て社会を利せんとするか」、高橋友太郎「広島県人に望む」、代言人山内吉郎兵衛「進まんとするか将退かんとするか」、代言人天野確郎「己れの欲せざる所人に施す勿れ」等、順次登壇各々一題を演じ午後四時三〇分に至って閉会した。なお、右の外に当日登壇すべき弁士がいたが、時刻が迫ったために他は登壇できなかつた。午後五時から、天神町明暉楼において、自由改進黨懇親会を開いたが、来会者は凡そ四〇余名で、席上澤村良太郎（代言人）の演説もあり、中々盛会であつた。当日の演説は、総て保守党の攻撃で、専ら当地の政友会を駁したものの、ように思われた。懇親会では、諸種の打合わせもあり、将来に関する協議を遂げ、その委員として山内（代言人）、天野（代言人）、岡崎（代言人）、平田（代言人）、森、三村を推撰した（「芸日」明二十三・四・二―三、明治二十三・四・五）。

（注） 政談演説会の弁士・演題は、その外に、古屋市之助「政友会の運命」、代言人・河端守綱「政治家の節操」、藤田菊太郎「保守党の運命」、原発太郎「政党と政治主義」、早速整爾「地方党なり藩閥党なり」、代言人・岡崎仁三郎「偽政党员を舌誅す」、為政以德「優勝劣敗」があつた。奈川貢「新会社株券不人氣」、高橋友太郎「人民の苦楽何れに在る乎、及び県下の同胞に告ぐ、政費節減」等は、不認可、若しくは事項書不分明のため詮議及び難しとの指令があつたという。

自由改進黨懇親会の發起人は、早速整爾、秦巖、岡崎仁三郎（代言人）、河端守綱（代言人）、高野一步（代言人）、奈川貢、奥宮健吉、大下洋介、串本康三、山内吉郎兵衛（代言人）、藤井公道（代言人）、藤本直治郎（代言人）、藤田菊太郎、古屋市之助、秋山忠夫、天野確郎（代言人）、澤村良太郎（代言人）、水間柳造、三村司吉、廣川輝松、平田卓爾（代言人）、森文熹であつた。

3 条約改正問題

(1) 政友会

明治二十二(一八八九)年五月、条約改正草案が江湖に漏泄し、条約改正中止問題が起こつた。国民派に属する政友会員渡邊又三郎(代言人)、同松浦武夫(同進社員)は、同年七月、米独条約改正に關して在京同志者と打合わせるため、上京した。当時、芸藩旧藩主浅野長勳は、非条約改正論者の首領を以て任じており、同年八月七日、谷干城、三浦梧朗らと日本俱樂部を設置した〔芸日〕明二十一・八・三十。彼等は、全国を分けて、中国地方は政友会が担当して遊説し、各地挙つて中止の建白書を出させ、政府に肉薄すること、した。同年八月十日、松浦は一旦帰広して、政友会の重立者に謀り、遊説員を選任し、山崎重太郎、林十之助(代言人)を備中・備前・播磨へ、高田似壠(代言人)、白根淳六(代言人)を石見・出雲・伯耆・因幡へ、戸田十畝、坂本圓を周防・長門に派遣することにした〔芸日〕明二十一・九・七。

明治二十二(一八八九)年八月二十六日、東京で開かれた五団体聯合非条約演説会に、政友会は、松浦武夫、高田似壠(代言人)、末永純一郎(安芸津新聞社員)を派遣し、同年九月七日、京都で開催された非条約派有志懇談会には、石川完治、松浦武夫、長屋謙二(代言人)、末永純一郎、高田似壠(代言人)がこれに列し、同月二十一日、福岡で開催の九州懇談会には、高田似壠(代言人)、渡邊又三郎(代言人)、戸田十畝、山本三朗(壮年義会々長)らが、出席した。

明治二十二(一八八九)年十月五日、政友会は、広島市で関西非条約懇親会を開いた〔芸日〕明二十二・十・五。会同したのは、関西非条約委員、即ち熊本、福岡、佐賀、長崎、山口、高知、香川、大阪、奈良、石川、愛知、京都、東京、秋田の三府一一県の各団体の代表者四三名であつた。こゝでは、「一 条約中止のことは飽くまで力を尽くすこと、二 十一月一日東京に於て非条約派第二回全国大会を開かんことを、大阪全国有志懇親会に提出すること、三 全国聯合建白書

を十一月十日までに差出さんことを、大阪全国有志会に提出すること」を決議した〔芸日〕明二十二・十・八。そして、同日午後一時から、河原町洗心楼において、関西有志大懇親会を開き、会するのは、百五十余名であった。翌九月六日、委員会第二席を開き、対等条約同盟会規約を決議した〔芸日〕明二十二・十・九。午後から広島市広瀬劇場で、山中正雄（代言人）、戸田十畝が会主となり、政談演説会が開かれた、聴衆は二千余名に達し、第五席戸田十畝の「秋風颯々」と題する演説は、犯罪を煽動し治安を妨害するものとして、弁論中止となり、開場は混乱し収拾すべくもなく、集会解散を命ぜられた〔芸日〕明二十二・十・八。翌七日、委員会開催、午後から再び政談演説会を開き、前回到勝る盛況を呈し、大会開催の目的を達し解散した〔芸日〕明二十二・十・九。

引続いて開かれた、大阪懇親会には、松浦武夫、高田似壠（代言人）、熊見定次郎、藤田軌達が出席し、その後、右四名は、上京し東京五団体の者と中止運動の議に参与したが、条約改正延期の説が出て、十月三十一日、五団体聯合は解散したので帰県した〔芸日〕明二十二・十一・五。

〔注1〕 条約改正問題については、膨大な業績があり、参考文献は枚挙にいとまがないが、最近のものでは、条約改正と法典編纂を中心に論じた研究として、藤原明久『日本条約改正史の研究——井上・大隈の改正交渉と欧米列国——』（雄松堂出版・二〇〇五年）、国内政治を中心に論じた、小宮一夫『条約改正と国内政治』（吉川弘文館・二〇〇一年）がある。

〔注2〕 条約改正に反対する非条約改正五団体は、大同倶楽部、大同協和会、保守中正派、『日本』社友、九州団体連合会である。内地雑居や外国人判事の任用を伴う、大隈条約改正交渉は、在野の非改進黨系勢力の大同団結を促した。そして、明治二十二年八月二十五日から二十七日にかけて、五団体連合が中心となって、全国連合大演説会が開催されるなど、民間の大隈条約改正運動は、五団体連合の結成によって、より一層激しさを増していった（前掲『条約改正と国内政治』、四八頁）。

〔注3〕 明治二十二年の条約改正反対運動は、次のように総括されている。

条約改正反対論の論拠は、外人法官の任用は国権を傷つけるという点と、外人内地雑居と土地所有の容認に対する危惧とであった。明治二十二年十月十八日、玄洋社員来島恒喜の投じた爆弾により、外務大臣大隈重信は右足を失い、これが大隈による条約改正交渉を終わらせた。それから約五年後、日清戦争直前の明治二十七年六月十六日、日英通商航海条約が調印されたが、あれほど難航した治外法権の回復が殆ど無条件で獲得できた。これは、アジアにおける国際情勢の変化が、英国に対する日本の価値を高め、また、日本の国家体制・法制度・議会制度の整備が改正を阻む要因を少なくしたことにある。したがって、改正を急ぐべきでないとした、谷干城ら反対論者の意見は、大局的に当たっていた（永井秀夫『日本の歴史』第二五卷・自由民権、小学館・一九七六年、三〇八頁）。しかし、政府は、清国との戦争において、英国の支持を受けようとして、税権の回復、条約有効期間、居留地接収など、譲歩を重ねたと批判されている（井上清『条約改正』、岩波新書・一九五五年）。

(2) 大同派

後藤伯の麾下にある、井上角五郎は、衆議院議員になろうとする野望を抱いていたが、明治二十二年（一八八九）年九月四日、帰県すると、備後倶楽部国頭第三郎、御調倶楽部為政以德らと演説会開催の打合わせをし、当夜から政談演説会を開き、澤村良太郎（代言人）らも加わって、時局の批判を試み、条約改正中止の急を強調し、来会者に条約改正中止建白書に賛成調印を求め、相当の共鳴を得た。一方、済民社は大同派に属しており、社員天野確郎（代言人）と奥宮健吉は、県下加茂郡、沼田郡、広島地方において、大同倶楽部から送られてきた草案に準拠した条約改正反対建白書に百五十名余の賛成署名を得て、明治二十二（一八八九）年八月二十九日、発送した。

大同団結関西大会は、明治二十二（一八八九）年十月初旬、済民社に大会事務所を置き、井上角五郎、天野確郎（代言人）、国頭第三郎、高野一步（代言人）の四名が会主となり、十月二十一、二十二日の両日開くことにして、各地に呼び掛けた（『芸日』明二十二・十・十九）。静岡県外一九県から百六名の申込があった。しかし、当日、明暉楼における委員会に参会し

たのは、少なく四〇余名に過ぎなかった。委員会では、大同団結に加入した保守党の団体を放逐することを関西大会の名義を以て大同倶楽部に建議すべしという高知県人と、それに反対する愛媛県人との間で意見が分かれた。二十二日の広瀬村新市劇場における政談演説会は、聴衆甚だ少なく、三百余名であった〔芸日〕明二十一・十二・二十三。しかし、二十三日の演説会には六百名に及び〔芸日〕明二十一・十二・二十四、在京の井上角五郎から、条約改正反対運動の結果、内閣一同辞職したとの電報が入り、拍手喝采が暫く止まなかったという。二十四日には、國頭第三郎、澤村良太郎、天野確郎、森文熹、串本康三らは、国泰寺において会合を開き、芸備大同倶楽部を組織し、機関誌として、中国日日新聞を転用することに可決し、十一月二十日から発刊することに定めた。

(3) 改進黨

当時、改進黨の党勢は、衰退の傾向にあった。小鷹狩元凱は、明治二十一（一八八八）年八月、帰県して改進黨のために奔走したが、黨員の中に政友会に趨る者があり、思うにまかせず党勢拡張を断念して、帰京することにした。明治二十二（一八八九）年七月、送別の宴を洗心楼で開いた際、小鷹狩は、新条約改正断行の建白書を提出しようとして提起して賛成を得て、同年八月二十八日、県庁の奥印を受けた建白書を携えて上京した〔芸日〕明二十二・八・二十七。

そして、明治二十二（一八八九）年九月上旬、肥塚龍、丸山名政、島田三郎その他の黨員数十名の連署で、東京改進黨本部から、同月二十五日から憂国の士が集まり、懇親会、政談演説会を開くという招請状が、岡崎仁三郎（代言人）に対して、送られてきた。そこで、九月七日、岡崎仁三郎（代言人）、森川修三、河端守綱（代言人）、玉木市兵衛（代言人）、秋山忠夫、木原適処、長沼鷺藏らが、芸備日日新聞社編集局に集合して協議し、上京委員を選定し、岡崎仁三郎（代言人）、脇榮太郎（県会議員）、平田卓爾（代言人）、山根温三（芸備日日新聞社員）、山内吉郎兵衛（代言人）の五名を選定し、彼等は、九月二十

二日から二十四日にかけて、全国同志政談演説会に向けて、上京した〔芸日〕明二十二・九・二十五。

一方、明治二十二（一八八九）年九月十九日、脇榮太郎は、加茂郡志和堀村照栄寺において、政談演説会を開いた。藤田造爾「愛国者の注意」、山陰静夫「政治思想の必要」、山根温三「国家の大計を誤る勿れ」、代言人岡崎仁三郎「条約改正論」、など順次登壇し弁舌を揮った。山内吉郎兵衛（代言人）、脇榮太郎は、演題の送達が間に合わず、平田卓爾（代言人）は、病氣欠席した〔芸日〕明二十二・九・二十二。演説会が終わって、懇親会では、脇榮太郎が、かねて作成していた、条約改正断行建白書に調印を促した。しかし、加茂郡は、政友会員が多く、中止建白書に連署した者もまた多数であったので、軋轢を生じた。

改進黨本部は、明治二十二（一八八九）年十月三十一日から、同党遊説員青木匡、上遠野富之助を県下に派遣し、政談演説会を開き、条約改正断行論を説かせた。

明治二十二（一八八九）年十一月一日、福山葦陽館において、午後二時から政談演説会を開催した。聴衆は、無慮八百余名、第一席は麥田宰三郎「現行条約と改正条約比較の談」、第二席は代言人藤井公道「条約改正に関する藤井公道の意見」、第三席は代言人岡崎仁三郎「政論の汚濁」、第四席は上遠野富之助「鎖国論の再燃」、第五席は青木匡「条約改正と国権」と弁舌を揮い、午後六時頃終わり、同所で懇親会を開いた〔芸日〕明二十二・十一・五。次いで、同月二日は、安芸郡川北村西福寺〔芸日〕明二十二・十一・六、三日は、蘆田郡府中市村演劇場〔芸日〕明二十二・十一・七、四日は、甲奴郡上下村演劇場〔芸日〕明二十二・十一・八、七日は、豊田郡本郷村西念寺〔芸日〕明二十二・十一・十、八日は、加茂郡四日市教善寺〔芸日〕明二十二・十一・十、九日は、加茂郡三津村福寿庵〔芸日〕明二十二・十一・十二、十一日は、佐伯郡二十日市演劇仮小屋〔芸日〕明二十二・十一・十三において、政談演説会を開いた。二十日市演劇仮小屋では、聴衆は、凡そ

七百余名、午後六時三十分開演し、横山雅男「政治と人民」、早速整爾「立憲国民の特有すべき性質」、代言人藤井公道「条約改正可否の標準」、上遠野富之助「政治社会の風儀」、青木匡「立憲改進黨の目的手段」など、十時過ぎまで演説があった。

こうして、明治二十二（一八八九）年十一月十五日、中島集産場内胡子（蛭子）座において政談演説会を開いた（「芸日」明二十二・十一・十四）。聴衆千数百名に達したが、殆ど反対論者で充満し、最初から弁士の演説を妨害し、遂に最後の青木匡の演説中に、演壇の下から躍り出た者が弁士を転倒させ、続いてもう一人がこれを乱打する騒ぎとなった（「芸日」明二十二・十一・十七）。これらの暴行者は、壮年義会員であった。弁士・演題は、上遠野富之助「外交問題に対する国民の義氣、鎖国論の再燃」、政治社会の風儀」、横山雅男「政治と人民、地方人民の責任」、大成和一郎「憲法鎖言」、代言人岡崎仁三郎「政治思想、政論の汚洗」、麥田宰三郎「大同団結を論ず、何をか賊臣と云ふ」、代言人山内吉郎兵衛「政治上の利器は何ものなるや」、早速整爾「条約改正を中止せよとは何等の妄言ぞや、政治社会の現状」、代言人平田卓爾「立憲国民の特有すべき性質、不可実行の政論」、代言人藤井公道「条約改正可否の標準、志士か猪か將た死士か」、青木匡「立憲改進黨の目的手段、治外法権の実害を論ず、条約改正と国権」などであった（「芸日」明二十二・十一・十四、明二十二・十一・十七）。

翌十六日、大手町亦宜楼において、懇親会を開いたが、壮年義会はこれに参加したいと申込をし、断られると、近くの見晴楼において懇親会を開催し、壮年義会員、政友会員、済民社員など六十余名に達した。黄昏時になると、これらの者は、酔いに乗じて、楼を出て鬨声を揚げて走り出て、改進黨の開場に乱入したが、散会后であった。そこで、彼等は、当時、改正断行論を主張していた芸備日日新聞社に押し寄せたが、予期していた同社は門を閉じていたので、外部の硝子障

子を破壊するなどの暴行を働き、数十名が警察官に引致された(「芸日」明二十二・十一・十九)。

改進黨は、独り改正条約断行論を主張して、政府に荷担したが、世論の大勢は政府に利あらず、条約改正中止となり、党勢を挽回するどころか、声望は地に落ちた観を呈するに至ったという。

(注1) 明治二十二年九月二十七日から東京新富座において開催された、全国同志政談演説会の模様は、『芸備日日新聞』に詳しく報道されている(「芸日」明二十二・九・二十七、明二十二・十・二〜六、明治二十二・十・八)。代言人・岡崎仁三郎は「非改正論者に質す」、代言人・山内吉郎兵衛は「国家の幸福は果たして何れに在るか」、代言人・平田卓爾は「日本政論の前途」、山根温三は「田舎漢の所望」と題する演説をした。なお、代言人・平田卓爾の演説筆記は、『芸備日日新聞』第一〇九六号(明治二十二年十月二十四日)・第一〇九七号(明治二十二年十月二十五日)に掲載された。

また、条約改正決行論については、早速整爾の「条約改正決行論」が、『芸備日日新聞』に一〇回ほど連載されている(「芸日」明二十二・八・二十三〜二十五、明二十二・八・二十七〜三十一、明二十二・九・一、明二十二・九・三)。

(注2) 壮年義会は、明治二十二年六月、後に中国新聞の社主となる、山本三朗(旧自由党员)が会長となって組織した(「芸日」明二十二・七・三十)、壮士四十名内外で構成する、「正義を害し公道を賊ふものあらば、直接にその意見を糺し、尚ほ非理なりと認るに於ては断然勧告し、諫諭することあるべし」という、政治結社であるが、条約改正反対運動においては、その粗暴な行動により、明治二十二年十一月二十七日、広島県警察本部から、内務大臣の命により解散を命ずる旨、達せられた(「芸日」明二十二・十一・二十八)。

4 県会議員、市会議員、衆議院議員

広島組合代言人には、県会議員、市会議員、衆議院議員となつて、活躍した者も多い。明治二十六(一八九三)年五月までに、議員に当選した者(代言人から弁護士に移行する以前の議員歴)は、次の通りである。山内吉郎兵衛は、論客と見え、

『芸備日日新聞』に、「報寄贈之諸士」(「芸日」明二十・十・八、九、十一、十三、および「明治廿一年度地方税に対する意見」(「芸日」、明二十・十・十五、明二十二・十・十九、二十)と題して、地方税の徴収、その使途などに関して見解を表明している。

(1) 県会議員就職年月(任期四年・定員六二名)

山内吉郎兵衛 明治十二(一八七九)年五月(第二回)、明治十三(一八八〇)年十一月(抽選半数改選)、明治十四(一八八

一)年六月(副議長)、明治十七(一八八四)年四月、明治二十一年(一八八八)二月、明治二十五(一八九二)年四月

奥本數奇男 明治十二(一八七九)年五月(第一回)、(明治十五年七月辭職)、明治十八(一八八五)年十二月、明治二十

三(一八九〇)年五月、明治二十五(一八九二)年二月(副議長)

玉木市兵衛 明治二十一(一八八八)年二月、(明治二十四年辭職)

岡 謙藏 明治二十一(一八八八)年二月、明治二十五(一八九二)年四月

山中 正雄 明治二十一(一八八八)年二月、明治二十五(一八九二)年四月

渡邊又三郎 明治二十一(一八八八)年二月、明治二十一(一八八八)年二月(副議長)、明治二十三(一八九〇)年五月

(副議長)、(明治二十三年十月辭職)

高田 似壠 明治二十一(一八八八)年二月、(明治二十四年五月十五日辭職)

白根 淳六 明治二十三(一八九〇)年五月、(明治二十三年十二月二十九日死去)

林 十之助 明治二十三(一八九〇)年五月

藤井 公道 明治二十三(一八九〇)年五月、(明治二十四年六月無届不参退職処分)

(注) 広島県編『広島県会沿革誌』上巻・中巻・下巻一(広島県・一八九八年)、「県会議員交迭表」(広島県議事事務局編『広島県議事会史』第一卷、広島県議事会・一九五九年、「県会議員累年表」(広島県議事事務局編『広島県議事会史』第二卷、広島県議事会・一九六〇年)、「人名索引」(広島県議事事務局編『広島県議事会史』索引、広島県議事会・一九六七年)を参照した。

(2) 市会議員就職年月(任期三年・定員三十六名)

奥本 數奇男 明治二十二(一八八九)年六月(第一回)、明治二十五(一八九二)年六月
渡邊 又三郎 明治二十二(一八八九)年六月(第一回)、明治二十二(一八八九)年九月(議長)
白根 淳六 明治二十二(一八八九)年六月(第一回)、(明治二十三年十二月二十九日死去)
林 十之助 明治二十二(一八八九)年六月(第二回)、明治二十五(一八九二)年六月
山中 正雄 明治二十五(一八九二)年六月
岡崎仁三郎 明治二十五(一八九二)年六月
高野 一歩 明治二十五(一八九二)年六月
岡 謙蔵 明治二十五(一八九二)年六月
天野 確郎 明治二十五(一八九二)年六月

(注) 広島市役所編『広島市史』第四卷(広島市役所・一九二五年、名著出版・一九七二年)、「広島市要職一覽」(広島市役所編『新修広島市史』第七卷、広島市役所・一九六〇年)、「歴代市議會議員名簿」(広島市議事会編『広島市議事会史』議事資料編II、広島市議事会・一九八七年)、「歴代市議會議長・副議長名簿」(広島市議事会編『広島市議事会史』昭和(戦後)編、広島市議事会・一九九〇年)

を参照した。

(3) 衆議院議員当選年月日

渡邊又三郎 明治二十三年（一八九〇）年七月一日（第一回。明治二十四年十二月解散）、明治二十五年（一八九二）年二月十

五日（第二回。明治二十六年十二月解散）

（注）渡邊又三郎は、明治三十一年三月の第五回総選挙でも当選した。山内吉郎兵衛は、明治三十一年八月の第六回総選挙で当選した（公明選挙連盟編『衆議院議員選挙の実績——第1回～第30回——』、公明選挙連盟・一九六七年）。

七 弁護士法案に対する意見

明治二十三（一八九〇）年十二月四日、かねてから噂のあった弁護士法案が、第一回帝国議会の参議院に提出された。司法大臣山田顕義が、法案提出理由の中で、「本案の必要なるは、裁判所構成法の趣旨に従ひ、民事訴訟法、刑事訴訟法の規定に原由するものにして、即ち憲法第五十七条（注、司法権の行使・裁判所の構成）の結果なり。」（前掲『日本弁護士史』五九二頁）というように、同年十一月一日から施行された「裁判所構成法」（明治二十三年二月十日法律第六号）に弁護士の名称が見え、同時に施行された「刑事訴訟法」（明治二十三年十月七日法律第九六号）においては弁護士として（第一七九条）が規定され、明治二十四（一八九一）年一月一日から施行される「民事訴訟法」（明治二十三年四月二十一日法律第二九号）にも、訴訟代理人として（第六三条）が予定されていたのである。

この「弁護士法」案は、全四八条から成っており、大別して四区分から構成されている。第一は、弁護士資格・職務・登録・権利義務に関する条項（第一条乃至第一五条）、第二は、弁護士会に関する条項（第一六条乃至第三八条）、第三は、懲

戒に関する条項(第三九条乃至第四四条)、第四は、附則(第四五条乃至第四八条)である。その中で、代言人らが、反対したのは、「審級制限」(第四条第七。控訴院の名簿への登録は、五年以上地方裁判所の所属弁護士であること。大審院の名簿への登録は、五年以上控訴院の所属弁護士であること)、「地域制限」(第一条。大審院の名簿に登録された者は各裁判所で、控訴院の名簿に登録された者はその院および管内の下級裁判所で、地方裁判所の名簿に登録された者はその裁判所および管内の区裁判所で、職務を行うことが出来る)、「登録免許料」(第八条。大審院五〇〇〇円、控訴院三〇〇〇円、地方裁判所一〇〇〇円)、「保証金」(第一〇条。大審院二〇〇〇円、控訴院一五〇〇円、地方裁判所一〇〇〇円)であつたという。

ところが、地域制限については、地方の代言人は、東京の代言人とは異なつた見解を持つていたようである。すなわち、地方の代言人は、却つて地域制限を希望したという。明治二十五(一八九二)年三月、司法大臣から各代言人組合へ諮問のあつた「弁護士法」案についての「区域制限」に関するものであるが、『芸備日日新聞』が報道するところを、紹介しよう(『芸日』明二十五・三・三十一)。

目下司法大臣は、弁護士法案を各地の代言人組合に下附し、其の意見を諮問中なるが、同法案の規定に依れば、一方の弁護士は他地方の弁護士たることを得ざるの制限あり。之れ専ら訴訟の淹滞を救済する理由に出でたるものなれども、斯くては代言人の営業区域を限るものにて、法律の干渉すべきものに非ずとて、東京代言人中には痛く批難する者もあれど、地方代言人は却て該制限を希望し居るものあり。其の理由は、目下各地方の訴訟にして少しく入込みたる事柄は、大概東京代言人に得意先を奪はる、傾きあり、若し今回規定したる如く、一地方の代言人は他地方の代言人たることを得ざるものとせば、右の如き憂なければ、大に好都合なりと云ふにあり。去れば、右区域の制限に就ては、東京代言組合と各地方代言組合とは、恐らくは意見を異にするに至るべしといふ。

(注1) 明治二十三年十一月一日、「裁判所構成法」と「刑事訴訟法」が、同時に施行されるに際して、未だ弁護士は存在していなかった。そこで、司法大臣山田顕義は、裁判所に対して、次のような訓令を発している。「訴訟法中弁護士ノ執ル可キ事務ハ追テ弁護士ヲ置カルヘキニ付当分ノ内代言人之ヲ取扱フ儀ト心得ヘシ但上席検事ハ此旨管内代言人へ通達スヘシ」(明治二十三年十月十八日司法省訓令第四号)。

(注2) 明治二十五年三月、司法大臣が各代言人組合に諮問した「弁護士法」案の第十四条には、区域制限が規定されている。すなわち、「第十四条 地方裁判所所屬の弁護士は其所屬の地方裁判所管内及管轄控訴院に於て其職務を行ふものとす但し地方裁判所長の認可を受けたる事件に付ては控訴院管内に限り職務を行ふことを得 大審院所屬の弁護士は大審院に於て其職務を行ふものとす但し大審院長の認可を受けたる事件に付ては他の裁判所に於て職務を行ふことを得 本条の規定は特別法に依り弁護士の特別裁判所に於て訴訟代理を為すことを妨げず」とある(「芸日」明二五・三・三十)。

1 広島代言人組合の意見(1)

第一回帝國議會に提出された法案は、貴族院では、特別委員会の調査に付され、第八条「登録免許料」、第十条「保証金」を削除するなど大修正が加えられた後、貴族院本會議の議事に付された。しかし、特別委員であった穂積陳重が、第十一条「地域制限」の削除を求め、それが過半数の賛成を得て、結局、第八条「登録免許料」、第十条「保証金」、第十一条「地域制限」など法案の眼目とされた条項が削除され、廃案同様となったので、明治二十四(一九一一年)一月九日、法案は撤回された。

ところで、広島組合代言人は、明治二十三(一九〇〇)年十二月七日午前九時から、広島法律学校に会合して、弁護士法に対する運動の方途を協議した。これは、中国狀師会の相談会として、開いたものであるが、他の組合からは何れも広島組合代言人に対して、万事の協議を委嘱して来た(ただし、山口組合からは、南權平が出席した)。当日、決議したことは、次

の通りである(「芸日」明二十三・十二・九)。

第一 中国状師会の委員を、東京で開く全国代官大会に派遣すること。その委員は、五名とし、在京の渡邊又三郎(衆議院議員)、長屋謙二の両名、および安倍萬太郎、高田似壠、外一名(未定)。

第二 弁護士法案に対する、中国状師会の意見の概要を定めて、これを全国代官大会に提出し、詳細は委員に一任すること。

その意見の概要は、次の通りであるという(その他にも、数ヶ条あるというが、不明である)。こゝには、「地域制限」、「審級制限」に対する反対は見られない。

一 「弁護士法」第四条第二「出願前一箇年半以上弁護士ノ事務所及裁判所ニ於テ引続キ事務ヲ習得シタルコト」というが、事務習得には成るべく範囲を広くする。

二 同第四条第三「年齢二十五歳以上ナルコト」とあるが、消除する。

三 同第四条第五「重罪(国事犯ニシテ復権シタル者ヲ除ク)又ハ定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタルコトナク其他品行善良ナルコト」とあるが、軽罪については、「窃盜罪、詐欺罪其他破廉耻罪又は定役ニ服スヘキ一年以上ノ軽罪ニ処セラレ三年ヲ経過セサル者」云々と改める。

四 同第四条第七「控訴院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上地方裁判所ノ所属弁護士タリシコト大審院ノ名簿ニ登録ヲ願フ場合ニ於テハ五年以上控訴院ノ所属弁護士タリシコト」とあるが、「十年以上地方裁判所ノ弁護士タリシ者ハ大審院ノ弁護士タルコトヲ得ル」旨、附加する。

五 同第八条の免許料を全廃し、少額の登録手数料に改める。

六 同第十条の保証金を全廃する。

(注1) 「弁護士法」(案) 第四条は、「登録願書ニハ左ノ事項ヲ証明スル書面ヲ添フ可シ其証明書ニハ弁護士二人以上ノ保証ヲ要ス
第一 司法大臣ノ定メタル弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト 第二(省略) 第三(省略) 第四 身体精神弁護士ノ
職ヲ行フニ堪フルコト 第五(省略) 第六 破産者若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナク又ハ之ヲ受ケタルモ負債ノ弁償
ヲ終ヘタルコト 第七(省略)」とあった。

(注2) 「広島代言人組合の意見(1~3)」の修正案原文は、修正部分についての意見だけで、該当条文の全文は表記されていないが、それでは直ぐには修正の趣旨が分からないので、該当条文を補足して記述した。

2 広島代言人組合の意見(2)

次に、明治二十四(一八九二)年十二月二日、前記の「弁護士法」案に多少の修正を加えたものが、第二回帝国議会で提出されたが、同月二十五日、衆議院が解散され、貴族院も閉会したので、審議未了となった。

広島組合代言人は、この「弁護士法」案について、明治二十四(一八九二)年十二月二十四日、協議会を開き、次のような修正案を決定している(「芸日」明治二十四・十二・二十五~二十六)。ここでは、「地域制限」、「審級制限」に対して、明確に反対している。

- 一 第一条「弁護士は当事者の委任を受け又は裁判所の命令に従ひ通常裁判所に於て法律に定めたる職務を行ふものとす」とあるが、「弁護士は特別法に依り特別裁判所に於て職務を行ふことを得」の一項を加える。
- 二 第二条「弁護士を分て地方裁判所所属弁護士及大審院所属弁護士とす」とあるが、全文削除する。
- 三 第五条「帝国大学法律科卒業生、旧東京大学法学部卒業生、司法省旧法学校正則部卒業生及司法官試験補たりし者に

して弁護士と為るは第一回の試験を要せず 判事検事たる資格を有する者は試験を要せずして弁護士たることを得」とあるが、「帝国大学法律科卒業生旧東京大学法科^{フク}部卒業生司法省旧法学校^{フク}正則部卒業生及司法官試験たりしものにして弁護士と為るには第一回の試験を要せず」と修正し、その第二項を削除し、次に新たに、「左に掲ぐる者は試験を要せずして弁護士たることを得 一、判事検事たる資格を有するもの及帝国法律博士帝国法科大学教授 二、自己の願に依り弁護士名簿の登録を取消さる者 三、国事犯家資分散又は破産の宣告を受け弁護士の資格を失ひ後ち復権したる者」の一条を加える。

四 第六条(欠格事由) 第二「定役に服すべき軽罪を犯したる者」とあるが、「偽証罪偽造罪賄賂罪脅迫罪誣告罪及詐欺罪受託物費消罪贓物罪に付き軽罪の刑に処せられたる者」と修正する。

五 第八条「弁護士の職務は所属裁判所の弁護士名簿に氏名を登録したる者に非ざれば之を行ふことを得ず」とあるが、「司法大臣は弁護士名簿を作り弁護士の氏名を登録す弁護士名簿に登録したるときは登録証書を附与す」と改正する。

六 第九条「弁護士の登録を願ふ裁判所に刑法第一百四十四条の親属に当る判事あるときは登録を許さず」とあるが、削除する。

七 第十条「弁護士名簿に登録を願ふ者は其所属裁判所の検事局を經由して司法大臣に願書を差出す可し 登録願書は第三条乃至第七条の事項に関する証明書を添ふ可し」とあるが、「弁護士名簿に登録を願ふ者は事務所所属地方裁判所の検事局を經由して司法大臣に願書を差出すべし 登録願書には第三条乃至(第何条)の事項に関する証明書を添ふ可し」と修正する。

八 第十一条「大審院所属の弁護士は同院所属の弁護士をして地方裁判所所属の弁護士中より補充すべき人員に倍する

候補者を選挙せしめ其候補者中より司法大臣之を指定す 選挙に関する規則は司法大臣之を定む」とあるが、削除する。

九 第十二条「登録願の許可を得たる者は登録手数料として金貳拾円を納む可し 他の裁判所登録換を為すときは手数料として金拾円を納む可し」とあるが、「登録願の許可を得たる者は登録手数料として金貳円を納む可し」と修正し、第二項を削除する。

十 第十四条「地方裁判所所属の弁護士は其所属の地方裁判所管内及管轄控訴院に於て其職務を行ふものとす但し地方裁判所長の認可を受けたる事件に付ては管轄控訴院管内に限り職務を行ふことを得 大審院所属の弁護士は大審院に於て其職務を行ふものとす但し大審院長の認可を受けたる事件に付ては他の裁判所に於て職務を行ふことを得 本条の規定は特別法に依り弁護士の特例裁判所に於て訴訟代理を為すことを妨げず」、第十五条「弁護士は第一回試験及第者をして実務修習の爲め法廷に於て其職務を補助せしむることを得」、第十六条「地方裁判所の弁護士不足する場合に於ては其裁判所は職権を以て又は申立に依り近隣の地方裁判所所属の弁護士をして職務を行はしめ又は其職務を行ふを許可することを得」の三条を削除する。

十一 第十七条「弁護士は左に掲ぐる訴訟事件に付き其職務を行ふことを得ず 第一 弁護士の職を瀆すに至るべき事件 第二 相手方の協議又は委任を受けたる事件 第三 判事検事奉職中取扱ひたる事件 第四 仲裁人と為りて取扱ひたる事件」とあるが、第一を削除し、第二を「相手方の訴訟代理人となりて取扱ひたる事件」と修正し、第四を「仲裁手続に従ひ仲裁人となりて取扱ひたる事件」と修正する。

十二 第十八条「弁護士は訴訟利益の幾部を受くべき契約を為し又は係争権利を買受くることを得ず」とあるが、「弁

護士は係争権利を買受くることを得ず」と修正する。

十三 第十九条「弁護士は訴訟事件の委任を承諾せざる時は速に其旨を委任者に通告す可し若し通告を怠りたるときは之が為め生じたる損害の責に任ず」とあるが、削除する。

十四 第二十条「弁護士は所属裁判所又は其管内区裁判所所在地に事務所を定め之を所属裁判所に届出づ可し一週日以上其事務所を離るゝときも亦届出づ可し」とあるが、「弁護士は左の場合に於て事務所所在地裁判所及び検事局に届出すべし 第一 一定の事務所を交換したるとき 第二 一週日以上事務所を離るゝとき 第三 事務所に常用する筆生あるとき 所属地方裁判所管外に於て職務を行ふときは其地の裁判所検事局及弁護士会に届出づべし」と修正する。

十五 第二十一条「弁護士は其職務上より生ずる賠償及過料に充つる為め弁護士会則に定むる所に従ひ二百円以上の保証金を其の弁護士会に預る可し」とあるが、「賠償又は懲戒の処分により欠缺を生じたるときは定額に満るまで追完せしむ」、「前二項の手續を為さざる間は職務に従事するを得ず」との二項を加える。

十六 次に、「弁護士は第一回試験及第者をして区裁判所の事件に限り弁護士の職務を行はしめ且其他の法廷に於て職務を補助せしむることを得」との一条を添加する。

十七 第二十二条「大審院所属の弁護士及各地方裁判所所属の弁護士は各別に弁護士会を設立す可し」とあるが、「弁護士会は各地方裁判所所属に事務所を定めたる弁護士を以て組織す」と修正する。

十八 第二十三条「大審院弁護士会は検事総長の監督を受け地方裁判所弁護士会は検事正の監督を受く」とあるが、「弁護士会は其事務所所在地の地方裁判所検事正の監督を受く」と修正する。

十九 第三十条「弁護士会に於ては弁護士会則の創定改正実行其他弁護士に関する事項及司法大臣より諮問したる事項の外議することを得ず」とあるが、「弁護士会に於ては弁護士会則の創定改正実行其他弁護士に関する事項及司法大臣裁判所并に検事局より諮問したる事項の外議することを得ず」と修正する。

二十 第三十一条「監督検事は何時にても弁護士会の会場に臨席し又は会議の結果を報告せしむることを得」とあるが、「司法大臣大審院長検事総長控訴院長検事長及地方裁判所長も亦臨席することを得」の一項と、又別に「各弁護士会は司法大臣の認可を受けたるときは第三十条の事項に限り連合にて会議を開くことを得」の一条を加える。

二十一 第三十四条「地方裁判所弁護士会の会員に対する懲戒事件に付ては管轄控訴院に於て懲戒裁判所を開く可し」とあるが、「弁護士に対する懲戒事件に付ては管轄控訴院に於て懲戒裁判所を開く可し」と修正する。

二十二 第三十六条「懲戒処分に付ては判事懲戒法の規則を準用す」とあるが、その次に「弁護士にあらざるものは弁護士の職務に類似することを以て業とすることを得ず、本条を犯すものは弁護士会の告訴を待つて三十円以上三百円以下の過料に処す」の一条を加える。

二十三 第三十七条「現在の代理人は本法施行三十日前に弁護士名簿に登録を願ふときは試験を要せずして弁護士たることを得」とあるが、「現在の代理人は本法施行後三十日内に弁護士名簿に登録を願ふときは試験を要せずして弁護士たることを得」と修正する。

二十四 第三十八条「大審院所属の弁護士は本法施行の際に限り大審院總會の意見を聴き志願人中より司法大臣之を指定す」とあるが、これを削除する。

二十五 第三十九条「現在の代言人本法施行前に委任を受けたる事件に付ては其判決に至るまで所属に拘はらず職務を行ふことを得」とあるが、「現在の代言人本法施行前に委任を受けたる事件に付ては其判決に至るまで職務を行ふことを得」と修正する。

二十六 第四十条「本法は明治二十五年十月一日より施行す 明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則は本法施行の日より廃止す」とあるが、「本法は明治二十五年四月一日より施行す但し明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則は本法実施の日より廃止す」と修正する。

3 広島代言人組合の意見⁽³⁾

更に、明治二十五(一八九二)年三月、司法大臣田中不二麻呂は、各代言人組合に対して「弁護士法」案についての諮問を行った。

広島組合代言人は、同年四月三日、広島法律学校に会合し、調査委員の岡崎仁三郎、天野確郎、森田卓爾、安倍萬太郎、高野一步の五名が、調査報告した修正案について審議し、答申案を決定した。「弁護士法」案に対する修正案は、次の通りである〔芸日〕明二十五・四・五―六。

一 第一条「弁護士は当事者の委任を受け又は裁判所の命令に従ひ通常裁判所に於て法律に定めたる職務を行ふものとす」とあるが、その末項に「弁護士は特別法に依り特別裁判所に於て職務を行ふことを得」の一項を加える。

二 第二条「弁護士を分て地方裁判所所属弁護士及大審院所属弁護士とす 地方裁判所所属の弁護士は其人員を定めず 大審院所属の弁護士は司法大臣其人員を定む」とあるが、「弁護士は除名処分依るの外其資格を失ふことなし」と

改める。

三 第四条「弁護士試験は第一回に於て学識を試験し第二回に於て実務を試験す 試験及び実務修習に関する規則は司法大臣之を定む」とあるが、第二項試験以下の十字を削除し、単に「試験規則云々」と修正する。

四 第五条「帝国大学法律科卒業生旧大学法学部卒業生司法省旧法学校正則部卒業生及司法官試験補たりし者にして弁護士と為るには第一回の試験を要せず 判事検事たるの資格を有する者は試験を要せずして弁護士たることを得」とあるが、第一項帝国以下の十二文字を刪り、其第二項を全廃し、次に加えるに「左に掲ぐる者は考試を要せずして弁護士たることを得 一 判事検事たる資格を有する者及び帝国法律博士并に帝国法科大学教授たるもの 二 自己の願に依り弁護士名簿の登録を取消さるゝもの 三 国事犯家資分散又は破産の宣告を受け弁護士の資格を失ひ後ち復権したるもの」の一条を以てする。

五 第六条第二項「重罪の刑に処せられたる者」(注、法案には、「重罪を犯したる者」とある)とあるより以下を削除し、第三項の「罪」(注、「輕」の誤記であろう)の一字をもまた除く。

(注) 法案は、第六条「左に掲ぐる者は弁護士たることを得ず 第一 重罪を犯したる者但し国事犯にして復権をしたるときは此限に在らず 第二 定役に服すべき輕罪を犯したる者 第三 身代限の処分を受け債務の弁済を終へざる者又は破産若くは家資分散の宣告を受け復権せざる者」とある。

六 第七条「弁護士の職務は報酬ある公務又は商業を兼ねることを得ず 但し帝国議會議員府県会常置委員官公私立学校の長若くは教員たること又は官庁より特に命ぜられたる事務を取扱ふことは此限に在らず」とあるが、「特に命ぜられたる事務を取扱」の以下「及び弁護士会の決議を経監督検事正の許可を得たる商業は」を加えて、「此限に非ず」

となす。

七 第八条「弁護士職務は所属裁判所の弁護士名簿に登録したる者に非ざれば之を行ふことを得ず」とあるが、更に「司法大臣は弁護士名簿を作り弁護士の氏名を登録す 弁護士名簿に登録したるときは登録証書を附与す」と改める。

八 第九条「弁護士の登録を願ふ所属裁判所に刑法第一百四十四条の親族に当る判事あるときは登録を許さず」とあるが、これを廃案する。

九 第十条「弁護士名簿に登録を願ふ者は其所属裁判所の検事局を経由して司法大臣に願書を差出す可し 登録願書には第三条乃至第七条の事項に関する証明書を添ふ可し」とあるが、「弁護士名簿に登録を願ふものは事務所在地の地方裁判所云々」と修正する。

十 第十一条「大審院所属の弁護士は同院所属の弁護士をして地方裁判所所属の弁護士中より補充すべき人員に倍する候補者を選挙せしめ其候補者中より司法大臣之を指定す 選挙に関する規則は司法大臣之を定む」とあるが、これを全廃する。

十一 第十二条「登録願の許可を得たる者は登録手数料として金二十円を納む可し 他の裁判所に登録換を為すときは手数料として金十円を納む可し」とあるが、単に「登録願の許可を得たる者は登録手数料として金二円を納む可し」と修正する。

十二 第十四条「地方裁判所所属の弁護士は其所属の地方裁判所管内及管轄控訴院に於て其職務を行ふものとす但し地方裁判所長の認可を受けたる事件に付ては管轄控訴院管内に限り職務を行ふことを得 大審院所属の弁護士は大審院に於て其職務を行ふものとす但し大審院長の認可を受けたる事件に付ては他の裁判所に於て職務を行ふことを得 本

条の規定は特別法に依り弁護士の特別裁判所に於て訴訟代理を為すことを妨げず」、第十五条「弁護士は第一回試験及第者をして実務修習の爲め法廷に於て其職務を補助せしむることを得」、第十六条「地方裁判所の弁護士不足する場合に於ては其裁判所は職権を以て又は申立に依り近隣の地方裁判所所属の弁護士をして職務を行はしめ又は其職務を行ふを許可することを得」の三条を削除する。

十三 第十七条「弁護士は左に掲ぐる訴訟事件に付き其職務を行ふことを得ず 第一 弁護士の職を瀆すに至るべき事件 第二 相手方の協議又は委任を受けたる事件 第三 判事検事奉職中取扱ひたる事件 第四 仲裁人と為りて取扱ひたる事件」とあるが、第一を「弁護士の職務を穢すに至るべき事件」、第二を「相手方の助力を為し又は委任を受けたる事件」と修正し、第四を更に「仲裁手続に従ひ仲裁人となりて取扱ひたる事件」と修正する。

十四 第十九条「弁護士は訴訟事件の委任を承諾せざるときは速に其旨を委任者に通告す可し若し通告を怠りたるときは之が爲め生じたる損害の責に任ず」とあるが、削除する。

十五 第二十条「弁護士は所属裁判所又は其管内区裁判所所在地に事務所を定め之を所属裁判所に届出づ可し 一週日以上其事務所を離るゝときも亦届出づ可し」とあるが、「但し地方裁判所又は区裁判所のみ処在地に於て事務を取る者は其裁判所へも届出べし」の但書を加える。

十六 第二十一条「弁護士は其職務上より生ずる賠償及び過料に充つる爲め弁護士会則に定むる所に従ひ二百円以上の保証金を其弁護士会に預く可し」とあるが、全廃する。

十七 次に、「弁護士は第一回試験及第者をして区裁判所の事件に限り弁護士の職務を行はしめ且つ其他の法廷に於て職務を補助せしむることを得」の一条を加える。

十八 第二十二條「大審院所屬の弁護士及各地方裁判所所屬の弁護士は各別に弁護士会を設立す可し」とあるが、「弁護士は其事務所所屬の地方裁判所毎に弁護士会を設立すべし」と修正する。

十九 第二十三條「大審院弁護士会は検事総長の監督を受け地方裁判所弁護士会は検事正の監督を受く」とあるが、「弁護士会は其所在の裁判所云々」と修正する。

二十 第二十八條「弁護士会則には会長副会長の撰挙及其職務、總會、常議員会及其議事、保証金、謝金に関する規程 弁護士の風紀を保持する規程其他会務の處理に必要な規程を設くべし」とあるが、「弁護士会則には」の以下八字を削除し之に「常議員の選挙及任期」と増補する。

(注) この條は「会長副会長」の次の「の撰挙及其職務」を削除し、削除した個所に「及常議員の撰挙及任期」を挿入するという趣旨であろう。ちなみに、第二十九條は、「会長、副会長及常議員撰挙の結果、總會及常議員会開催の日時場所及議題は弁護士会より之を監督檢事に届出べし」とある。

二十一 第三十條「弁護士会に於ては弁護士会則の創定改正実行其他弁護士に関する事項及司法大臣より諮問したる事項の外議することを得ず」とあるが、司法大臣以下を「裁判所并に検事局より諮問したる事項の外云々」と修正する。

二十二 第三十一條「監督檢事は何時にても弁護士会の会場に臨席し又は會議の結果を報告せしむることを得」とあるが、更に「司法大臣大審院長検事総長控訴院長検事長及び地方裁判所長も亦臨席することを得」の一項を加へ、また

「各弁護士会は司法大臣の認可を受けたるときは第三十條の事項に限り連合にて會議を開くことを得」の一條を挿む。

二十三 第三十三條「弁護士にして職務上の義務に違背し又は信用を失ふべき所為あるときは会長は常議員会又は總會の決議に依り懲戒を求むる為め監督檢事に申告す可し 検事正は会長の申告に依り又は職權を以て懲戒訴追を検事長

に請求する可し」とあるが、「会長は」の以下に「総会又は」の四字を加えて、次の「又は総会」の四字を削除する。

二十四 第三十五条「懲戒罰は左の四種類とす 第一 譴責 第二 百円以下の過料但し裁判確定より三十日以内に納せしむ若し期限内に納せざるときは之を納完するまで当然其職務を停止す 第三 一年以下の停職 第四 除名」とあるが、第一を「譴責（注、法案にも「譴責」とある、何かの行き違いであろうか）」、第二を「百円以下の過料但し裁判確定より三十日以内に完納せしむ若し期限内に完納せざるときは之を完納する迄当然其職務を停止す」と修正する。

二十五 第三十七条「現在の代言人は本法施行三十日前に弁護士名簿に登録を願ふときは試験を要せずして弁護士たることを得」とあるが、「本法施行三十日前」の数字を削り「明治二十五年九月一日迄に」と修正する。

二十六 第三十八条「大審院所属の弁護士は本法施行の際に限り大審院総会の意見を聴き志願人中より司法大臣之を指定す」とあるが、これを削除する。

二十七 第三十九条「現在の代言人本法施行前に委任を受けたる事件に付ては其判決に至るまで所属に拘はらず職務を行ふことを得」とあるが、「判決」を削り、これに交わるに「其委任条件の終了」と修正する。

二十八 第四十条「本法は明治二十五年十月一日より施行す、明治十三年司法省甲第一号布達代言人規則は本法施行の日より廢止す」とあるが、「明治二十五年四月一日」（注、法案には明治二十五年十月一日とある）を「明治二十五年十月一日」と修正する。

（注）修正案に補足した「弁護士法」案は、『芸備日日新聞』（第一八一―一八二号・一八一―一八二号、明治二十五年三月三十日、同月三十一日、十二月一日）に掲載されたものによつた。しかし、広島代言人組合の修正案には、この「弁護士法」案とは、文言が一致しない箇所が、何ヶ所が見られる。すなわち、広島代言人組合が、検討した「弁護士法」案は、『芸備日日新聞』に

掲載されたものとは、少し文言が異なっている部分があるが、その原因は分からない。

4 弁護士法の成立

明治二十五(一八九二)年十二月一日、三度目の「弁護士法」案が、第四帝国議會に提出され、衆議院の審議に付された。しかし、この法案は、同年三月、司法大臣が各代言人組合に諮問した法案に、僅かの修正を加えたものに過ぎなかった。

当時の衆議院議長は、星亨であった。彼は、代言人出身議員の鳩山和夫、元田肇、三崎龜之助、小笠原貞信、宮城浩藏、大岡育造、丸山名政、渡邊又三郎(広島組合代言人)を特別委員会の委員に指名して、審議させた。特別委員会は、原案中の「営業区域制限」、「保証金」の条項を削除し、新たに「弁護士会への積金(三百円以内)」条項を加えた。この修正案は、衆議院本会議を通過し、貴族院に送付された。そして、貴族院で審議中、衆議院と貴族院との両院協議会が開かれ、この修正案から「二回試験条項」、「積金条項」が削除された。この両院協議会成案が、明治二十五(一八九二)年十二月二十五日に可決され、弁護士法(いわゆる「旧々弁護士法」)は成立した。

「旧々弁護士法」の概略は、次の通りである。

第一に、弁護士の職務は、裁判所における訴訟行為とされ(第一条)、訴訟外の法律実務については何等の規定もない。弁護士の職務が法律事務一般に拡大されたのは、昭和十一(一九三六)年四月一日施行の「旧弁護士法」(昭和八年四月二十八日法律第五三号)からである。

第二に、弁護士の資格は、司法大臣の定める弁護士試験規則による試験に及第することを原則とした(第二条第二、第三条)。しかし、「男子タルコト」が条件として明示され、女性が弁護士になれるようになったのは、「旧弁護士法」からである。

第三に、弁護士が、大審院で職務を行うには、登録後三年を経過しなければならなかった(第二条)。これは、「審級制限」の名残であるが、明治三十三年(一九〇〇)年二月二十三日法律第一六号を以て削除された。

第四に、登録手数料が、二〇円とされ(第一〇条)、弁護士になろうとする者の負担が軽減された。

第五に、弁護士会は、検事正の監督下におかれ(第十九条)、代言人組合が検事の監督を受けていたのと本質的に変わりはない。

第六に、懲戒は、弁護士法または弁護士会会則に違背したとき、会長または検事正の申告により、管轄控訴院において懲戒裁判所が開かれ、懲戒罰が科せられた(第二条、第三条)。懲戒罰は、譴責、百円以下の過料、一年以下の停職、除名であった(第三条)。

このような「旧々弁護士法」に対する、制定当時の評価の一端が、新聞記事に出ているので紹介しよう(「芸日」明二十六年・三・五)。

弁護士法には、三年の見習と保証金と管轄とを厳に規程し置きて、一は以て弁護士と判検事の権衡を取り、一は以て弁護士の弊風を洗滌する当局者の心算なりしも、一時に嚴重に過ごすは困難ならんとて、管轄の事は政府提出の法案にも規定せず、保証金と見習の事だけ挿入して、議會に提出したるに、貴衆両院の決議に由りて、三年の見習期限も除かれ、保証金の条も削除せられたれば、其結果は代言人規則と格別の差なき者となれり。判検事との権衡の一段は兎も角も、弊風の洗滌すべからざるは頗る遺憾なり。尤も、新法には、大審院に於て事務を執る前には少くも三年間弁護士たる者なるを要するの一箇条あり、是丈は旧規則になき所なれども、此他には一も弁護士監督の道なく、殊に惜むべきは弁護士懲戒の規定をも尽く削除したるの一事にして、此点までも削除しては、弁護士の弊風は到底洗滌

すべからざるならんと、某法律家は歎息せり。

八 広島始審裁判所の官許代書人

1 明治前期の代書人

明治五(一八七二)年九月一日から施行(明治五年八月二十三日司法省達)された「司法職務定制」(明治五年八月三日太政官無号達)により、初めて代書人が創設されたが、民事訴訟において代書人を用いるかどうかは、その本人の意思に任されていた。しかし、町村役人の差添が必要とされていた(「司法職務定制」第七二条)。ところが、明治六(一八七三)年九月一日から実施された「訴答文例」(明治六年七月十七日太政官第二四七号達)により、町村役人の差添は廃止されて、代書人強制主義が採用され、代書人は、民事訴訟に当たって必要不可欠の存在となった。しかし、明治七(一八七四)年七月十四日、いわゆる「代書人用方改正」(太政官第七五号布告)により、代書人選任は任意的なものとされ、その代りに親戚また朋友の者を差添人として、訴状、答弁書等の訴訟書類に連印することが強制された。その差添人も、明治八(一八七五)年二月三日には、任意的なものとなった(太政官第一三三号布告)。これにより、民事訴訟において、代言人、代書人、差添人を用いる必要がない、本人訴訟が認められたのである。

代言人については、明治九(一八七六)年四月一日、「代言人規則」(明治九年二月二十二日司法省甲第一号布達)が施行され、その職務が公認されたが、代書人については、「代書人規則」は制定されず、単に書式に従って訴訟書類を作成することに限られる事実上の存在となった。

しかしながら、代書人に対する、需用が無くなった訳ではない。「訴答文例」に定める書式に従った訴状、答書の作成は、

一般人にとっては難しく、かつ、書式と些細な相違があっても却下されたので、代言人に訴訟を委任しない人々にとっては、相変わらず、代書人は民事訴訟に際して必要な存在であった。それだけではなく、県庁、区役所、町村役場、警察などの官公署へ提出する書類の作成に当たっても、文字を知らない者、手続になれていない者が、代書人を利用していた。

さて、広島県においては、明治十（一八七七）年六月十日までは、県庁において、県官が裁判をしていた。したがって、県庁の門前で営業していた代書人は、訴訟書類を作成するだけではなく、県庁や警察に提出する文書の代書も行っていたのである。

後に、芸備日日新聞社の社主となる早速勝三は、明治九（一八七六）年四月一日「代言人規則」が実施される以前は、県庁において、代言人として民事々件を取扱っていたことが、「訴状受取録」（広島地方裁判所々蔵）から分かる。代言人としての取扱事件数は僅かなので、代書の方が主体であったと思われる。そして、明治十一（一八七八）年頃には、早速勝三は、早速社と称して、東本川において代書業を営んでいたが、明治十一（一八七八）年八月十四日、広島警察署が中島新町から大手筋一丁目に移転した（明治十一年八月十二日県甲第一〇七号布達）のを期に、大手筋一丁目の広島警察署の門前に移り、広島警察署と広島県第四課（明治十一年十二月、警保課となる。後の警察部）に提出する書類の代書を専業としたという（「新」明十一・八・十六、明十一・十一・八）。早速は、明治九（一八七六）年四月、代言人は免許が必要となり、更に、明治十（一八七七）年六月、裁判所が県庁から分離したので、広島県第四課と広島警察署を相手とする代書に重点を移したのである。

明治十一（一八七八）年九月頃になっても、山口町には、裁判当事者に対して宿を提供し、代書・差添を業としている者がいた（「広新」明十一・九・十九）。この者は、宿屋も兼ねているので、江戸時代の公事宿の系譜を引いていると思われる。

明治十二(二八七九)年十月、広島立志舎の山田十畝らは、広島県警保課で取調を受けた時、その差添人は、「責付」(身柄を拘束しないで、差添人に委託する)に当たつての受書を、県庁門外の代書人に書いてもらつている(「広新」明十三・三・十二、明十三・三・十八)。

明治十二(二八七九)年十二月頃には、広島裁判所の人民溜所には、代書人が、四、五〇人もいたという(「広新」明十二・十二・二十二)。

明治十九(二八八六)年五月頃、横川以西の或る戸長役場には、お定まりの代書人があつて、その者の代書した書類でなければ、多くは進達出来ないという(「芸日」明十九・五・十四)。

明治十九(二八八六)年十一月二十日、「出生死去出入等届出方・寄留者届出方」(明治十九年九月二十八日内務省令第一九号)の実施期限(十二月一日施行)が切迫したので、広島区役所に提出する届出書面を代書してもらうため、近辺の代書店は繁忙しているという(「芸日」明十九・十一・二十)。

明治二十(二八八七)年二月一日、「登記法」(明治十九年八月十一日法律第一号)が施行されると、同年四月頃、広島県下の登記所(注、原則として治裁判所に置かれるが、当初は郡役所、戸長役場の方が多かった)の辺りには、代書を業とする者がいて、いづれも多忙であるという。その理由は、依頼人の多くは登記の書式に暗く、かつ、売買貸借が頻繁であることによる(「芸日」明二十・四・十二)。

そして、明治二十(二八八七)年十一月頃、広島未決監獄辺りにも、代書人がいた(「芸日」明二十・十一・十六)。明治二十一年(二八八八)年二月二十七日、広島監獄の既決囚は、総て水主町に移されたので、竹屋村の代書場は不景気になつたという(「芸日」明二十一・三・二)。監獄周辺の代書人は、拘留監入監中の者に対する、差人の代書などをしていた(「芸日」

(注1) 代書人強制主義の頃の代書人についての笑話が、『小田県新聞』第二号(明治六年十一月自六日至十日)に掲載されているので紹介しておく。紹介文は、原紙からではなく、その記事が収録された『備後史談』第一二巻第一〇号(備後郷土史会・一九三六年)からである。

●代書人の物かたり

備後深津郡笠間町(编者註、福山の笠間町か)榎原喜助なる者、訴訟被告に抛り、代書人召連れ、出頭可致旨、県庁より御差紙に付、同苗柳平なる者、代書人しとして出頭いたし、御掛様御出席、御吟味の廉々顛倒の申口、余りの事に、汝は訴答文例を弁へしやと御尋あるに、こはいかに、国字の四十八文字と我が名のほかは、黑夜に習ひし文字ゆへに、白洲で読めの語れとは、御上の無理と云はぬ計の容貌に、流石理非明断の御掛様、汝は代りて他に書人を出せよとの御申渡し相成しか、これ所謂真の代書人と申者歟、これ昨今(编者註、小田県新聞第二号は明治六年十一月の発行なれば其頃のことならん)の事そかし。

(注2) 広島県においては、明治五年二月十五日から明治十年六月十日までは、広島県庁の県官が、最初は聴訟課において、後に広島県裁判所と称して、裁判をしていた。その経緯は、次の通りである。

明治四年十月二十八日、「府県官制」(太政官第五六〇号達)により、明治維新後、最初の統一的な地方官制が定められた。次いで、同年十一月二十七日、「県治条例」(太政官第六二三号達)が制定された。この条例は、「県治職制」、「県治事務章程」、「県治官員並常備金規則」からなる。「県治職制」においては、県庁事務を四課(庶務課、聴訟課、租税課、出納課)に分け、その所管事務を定めている。そして、聴訟課は、民刑事裁判、警察事務を担当することになった。

広島県においては、明治五年二月八日、参事伊達宗興(明治五年八月二十七日権令に昇進)が来県し、同月十五日庶務課、聴訟課、租税課、出納課の四課が設置された。この時期、大部分の県においては、聴訟課の官員が、民刑事々件の審理を担当し、県令(あるいは権令)が裁判長として、裁決していった。

明治八年十一月三十日、「府県職制並事務章程」(太政官第二〇三号達)が制定され、「県治条例」は廃止された。「府県職制並事務章程」中の「府県職制」では、庁内事務は、六課(庶務、勸業、租税、警保、学務、出納)に分けられ、聴訟課は無くなっ

ている。しかし、「府県職制」末条に、「令或ハ参事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ裁判事務取扱従前ノ定規ニヨルヘシ」とある。この時期、未だ府県裁判所が設置されていない県が多く、当時、府県裁判所としての「広島裁判所」は設置されていないから、県官による裁判が続いた。

この「府県職制」末条は、明治九年九月十三日、「府県職制末条廃止」(太政官第八九号達)により廃止された。すなわち、「今般第百拾四号ヲ以府県裁判所改置分轄ノ儀布告候ニ付テハ府県裁判所末条ハ廢シ候儀ト可心得尤事務引渡ノ儀ハ追テ司法省ヨリ可相達候条引渡済迄ハ従前ノ通可心得此旨相達候事」とある。この達により、広島県においては、広島県庁が「広島県裁判所」と称して裁判を続けていたが、明治十年六月十一日、広島裁判所に対して裁判事務引渡を行なった(明治十年六月七日司法省丙第一一号達)。

なお、広島県庁における裁判と広島裁判所設置の経緯については、加藤高「明治初年代、府県裁判所異聞(1)——広島県裁判所を中心として——」(『修道法学』第二二卷第一・二合併号、二〇〇〇年)、および加藤高「明治前期、司法官任用制の一面——明治十年、広島裁判所の場合——」(『修道法学』第二三卷第二号、二〇〇一年)を参照されたい。

(注3) 広島県における、県庁設置と裁判所設置の経緯は、次の通りである。

まず、県庁であるが、明治四年七月十四日の廃藩置県により、同月二十四日県庁を広島城の「本城」に設け、同年十月十二日には三の丸に移転した。そして、明治六年三月二十日、広島小町の国泰寺を仮庁舎とした。明治九年十二月二十五日、国泰寺境内にあった県庁は失火のため全焼し、翌日から広島寺町の仏護寺の一部を仮庁舎とした。明治十一年四月十五日、広島水主町の新庁舎が落成して、そこに県庁は移転した(『広島県史年表』、広島県・一九八四年)。

次に、裁判所については、明治五年八月三日制定の「司法職務定制」では、府県裁判所を設置することが予定されているが、実際には、明治八年五月末現在、三府五十九県の内、三府十二県に設置されている過ぎず、結局、広島県には、府県裁判所(府県裁判所としての「広島裁判所」)は設置されることはなかった。

明治九年九月十三日、府県裁判所が廃止され、全国に二十三の地方裁判所が置かれ、その中の岩国裁判所が、山口、広島両県を管轄することになった(太政官第一一四号布告)。ところが、岩国裁判所は開庁することなく、同年十一月八日には、岩国裁

判所を広島に移して、広島裁判所（地方裁判所としての「広島裁判所」とした（太政官第一三八号布告）。しかし、広島裁判所も、直ちには開庁は出来ず、明治十年六月十日まで、広島県庁において、「広島県裁判所」と称して県官が裁判を行っていた。広島裁判所（元国泰寺境内、広島県庁跡地）が、開庁したのは、明治十年六月十一日である（明治十年六月七日司法省丙第一号達）。

そして、広島裁判所は、明治十四年十月十五日、向川場町（現、三川町）の広島県師範学校跡地に新築・移転した（「広新」明十四・十・十二）。広島裁判所は、明治十五年一月一日、広島始審裁判所と改称し（明治十四年十月六日太政官第五三号布告「各裁判所位置及管轄区画改正」）、更に、明治二十三年十一月一日、広島地方裁判所と改称した（明治二十三年二月十日法律第六号「裁判所構成法」）。

また、明治十四年十二月十三日、広島控訴裁判所が、広島裁判所跡地に新築・落成し（広島控訴院書記課編『広島控訴院沿革略誌』、広島控訴院・一九〇九年）、明治十五年一月一日開庁した（明治十四年十月六日太政官第五三号布告）。広島控訴裁判所は、明治十九年五月四日、広島控訴院と改称した（明治十九年五月四日勅令第四〇号「裁判所官制」）。

（注4）明治十一年九月頃になっても、裁判当事者らに対して宿を提供し、代書・差添を業としている者がいたことは、次の新聞広告によつて分かる（「広新」明十一・九・十九）。

一 諸人御宿并裁判へ掛ル代書仕候
一 刑事及び裁判差添仕候

但シ日当拾五銭ヨリ不少五拾銭ヨリ不多

一 休暇ヲ除クノ外日々右同所へ罷出居申候

広島山口丁

中村寛左衛門

なお、明治初年の代書人宿に関しては、加藤高「明治初年における諸県聴訟課、民事裁判研究のための覚書（1）3」——明治六（一八七三）年における島根県の代書人（宿）布達とその推移を中心として——（『修道法学』第四卷第二号・第五卷第二

号・第六卷第二号、一九八一〜八三年)を参照されたい。

(注5) 明治十二年十月三十日、広島立志舎の山田十畝(高知県人、自由民権家。後に、三原城々代家老であった戸田家の養子となる)、日置貫(広島立志舎々長)、および高橋忠親(広島立志舎員。後に、広島市会議員)が、新聞紙条例違反で広島県警保課の取調を受けた時、親類・組合の者を差添として出頭せよという通知があった。十畝らは、牛尾牧夫を差添人として出頭した。警保課の一色小十郎警部は、差添人に被疑者の身柄を「責付」(身柄を拘束しないで委託)した。差添人は、県庁の前で営業する代書人に、身柄引受の受書を書いてもらい、警保課に提出した。この「責付」の制度は、「治罪法」(明治十三年七月十七日太政官第三十七号布告)第二一九条、「刑事訴訟法」(明治二十三年十月七日法律第九六号)第一五九条・第一六〇条に引継がれている。

なお、広島立志舎については、拙著「広島立志舎の創立とその活動——山田十畝・稿」演説会誌の葛藤一(「広島新聞」明治十三年一月二十七日〜同年四月四日)を中心として——(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年)を参照されたい。

(注6) 明治二十二年三月頃、県庁の役人も、登記申請書を代書人に書いてもらっていた。『芸備日日新聞』第九一八号(明治二十二年三月二十七日)に掲載された、次のような笑話がある。

●下田氏の無書 本県庶務課長なる下田収蔵氏は、此程一個の小舟を購入し名前切換願を差出すに際し、代書人に依頼して其願書を認め、之を登記処へ差出したる処、氏名の肩書に下田収蔵無書に付代書と記しありしかは、係官は下田氏は本県の庶務課長なるに無書とは怪しかる次第なり、此書面は採用相成らずとて却下したる趣き。後には、大笑いの種子となりし由なり。

2 訴訟控所代書人取締仮規則

裁判所構内の代書人の中には、三百代言を行う者もいるので、裁判所はその取締に苦慮していたようである。

明治十九(一八八六)年三月二十二日、広島始審裁判所は、構内で代書営業をする者に対し、構内営業を差止め、人民控所に次のような掲示をした(「芸日」明十九・三・二十三)。

当庁構内に於て代書営業の義兼て差止置候処近來差添人等の名義を以て入込同営業を為す者有之趣き右は取締上にも

差響候条回后裁判所の許可を得たる者の外一切構内へ立入り代書営業不相成候右告示候事

そして、同年三月二十七日、広島始審裁判所は、更に、官許代書人数名を置くことにして、人民控所内に次のような掲示をした（芸日）明十九・三・二十五、明十九・三・三十。

訴訟控所代書人取締仮規則別紙の通り相定め候右告示候事

明治十九年三月

広島始審裁判所

代書人取締仮規則

第一条 裁判所訴訟控所に於て代書営業を為さんと欲する者は試験の上之を許す

第二条 代書人は自分の内七名とす

但し裁判所の都合を以て其数を増減することあるべし

第三条 代書料制限左の如し

一 訴状、二 答書、三 告発、四 告訴、五 弁駁書、六 上申書

右書類は、一枚に付三銭以下

七 証拠書類写し、八 審判の延期を請求する願書、九 執行命令を請求する願書、十 身代限命令を請求する願書、十一 財産差押へを請求する願書、十二 財産糶売を請求する願書

右書類は、一枚に付一銭五厘以下

十三 解訟届、十四 執行届、十五 計算書、十六 勧解願書、十七 勧解済口届、十八 勧解日延書

右書類は、一枚に付一銭以下

十九 呼出願書、二十 請書、廿一 請届書

右書類は、一枚に付八厘以下

廿二 名前書

右書類は、一枚に付二厘以下

第四条 代書人に於て第三条第一項乃至第十五項の書類を代書したるときは必ず署名押印すへし

第五条 代書人に於て制限以外の代書料を請取り又は何等の名義を問はず依頼人より金銭を乞ひ受けたる時は裁判所訴訟人扣所を立退かしむることあるべし

この代書人取締仮規則に基づき、広島始審裁判所は、明治十九(一八八六)年三月三十一日、第一号公判庭において、代書人試験を行った。受験者は、三〇名程で、その結果、「石川淳造其他従来免許を得たる竹内辰三郎等七名に許可されたり」という〔芸日〕明十九・四・三、明十九・四・七。

しかし、明治十九(一八八六)年十月末には、広島始審裁判所の構内にある弁当仕出所は、毎日、象戯をするやら、代書をするやらで、夥しい人々が入込み、今度は、弁当入用人の外、入講を禁止される有様であった〔芸日〕明十九・十・三十一)。

ところが、明治二十二(一八八九)年三月二十七日、広島始審裁判所は、官許代書人を廃止した〔芸日〕明二十二・三・二十九)。その理由は、明らかではない。あるいは、明治二十一(一八八八)年八月頃、広島始審裁判所は出訴人が甚だ少なく、代書人は民刑溜所に唯一人ずつ控えているが、白河夜船を漕いでいるという〔芸日〕明二十一・八・二十五)。これが、官許代書人廃止の原因であろうか。

官許代書人が、廃止されたからといって、代書人が裁判所構内から一掃された訳ではない。明治二十四（一八九二）年六月には、広島地方裁判所構内の代書人は、民刑控所に一〇余名いるという（「芸日」明二十四・六・二）。

更に、明治二十六（一八九三）年二月十七日には、広島地方裁判所は、代書人の構内営業を差止める、次のような掲示をしている（「芸日」明二十六・二・十九）。

当裁判所構内ニ於テ代書営業不相成候事

それと同時に、左の通り掲示した（「芸日」明二十六・二・十九）。

当裁判所構内ニ於テ代書営業差止候ニ付テハ自然不便ヲ感ズル者モ可有之候得共民事訴訟中ニハ口頭ヲ以テ為スヲ得可キ事柄モ有之ニ付注意ノ為メ此旨告示候事

この広島地方裁判所構内における、代書営業差止措置に対する、新聞論評は、次の通りである（「芸日」明二十六・三・一）。

● 訴訟人の不便　利害、通塞、損害、便否等は、総て事物の上に相表裏せるものにて、免がれ難き事なるが、今代書人放逐に就ても又その然るを知る。今や各地の裁判所は代書人の弊習を察し、断然之を所外に放逐したるが、訴訟人ことごとく目に文字あり、胸に法文ある者ならねば、是迄代書人に依頼したりしものは、ヒタと当惑し、折角出廷しながら手続に惑ふて、欠席裁判を受くるが如き事往々ありと云ふ。去れば、一方にては、代書人は便利なるに相違なく、殆んど無くては叶はぬ程の必要ありとは云へ、一方にては、又言ふ可からざる弊習の附随せる為め、之を放逐するも亦た已むを得ざるなり。蓋し、比較的利害のある処を計考せば、害、利に勝れるなる可し。

（注一）『日本司法書士史』は、「後掲の資料にみるように、明治二〇年代に入ると、『構内代書人』は、裁判所の營造物管理権に基

づく許・認可、監督に服するにいたつたといふことができよう。」という(司法書士史編纂委員会編『日本司法書士史』明治・大正・昭和戦前編、日本司法書士会連合会・一九八一年、二六〇頁)。しかし、明治十九年三月二十七日、広島始審裁判所が告示した「代書人取締仮規則」に基づき、裁判所構内の官許代書人の存在は、明治二十年以前から、裁判所の許可を得た「構内代書人」が、各地の裁判所に存在していたことを示している。

(注2)

ちなみに、訴訟で敗訴した原告人または被告人は、訴訟費用として、「訴訟入費償却規則」(明治九年四月二十二日司法省甲第五号布達)に定める、第一条「訴状其外書類認料」(第一 原告人ノ訴状ノ正本副本、第二 被告人ノ答書ノ正本副本、第三 訴状亦ハ答書中ニ記載シ難キ証拠ノ書類ノ写、第四 審判中ニ原告又ハ被告ヨリ差出シタル証拠ノ書類ノ写、第五 訴訟中訴状ニ関係スルノ事件ニ付原被告双方往復ノ文書) および第九条「翻訳料」(第一条ニ同シ)などを、相手方に支払うよう命ぜられた。書類一枚(一枚十六行十五字詰の割合)につき、「訴状其外書類認料」は一〇銭、「翻訳料」は二円であった。

しかし、明治十九年当時は、左記の明治十七年三月五日司法省甲第一号告示によって、一枚につき、「訴状其外書類認料」は一〇銭、「翻訳料」は四円となっている。

今般第五号布告ヲ以テ訴訟用野紙規則ヲ廢セラレ候ニ付テハ本年四月一日以後民事訴訟ニ関シ大審院又ハ裁判所へ差出ス書類ハ都テ美濃紙又ハ之ト同尺ノ紙ヲ用ヒ一枚式拾四行一行貳拾字詰ニ書スヘキモノトス

但訴訟入費ハ明治九年当省甲第五号布達第一条(注、訴状其外書類認料)第九条(注、翻訳料)ニ定メタル割合ニ依リ書類認料ハ一枚金貳拾錢翻訳料ハ一枚金四円ト相成ル義ト心得ヘシ

この明治十七年三月五日司法省甲第一号告示は、「民事訴訟法」(明治二十三年四月二十一日法律第二十九号)により消滅し、「民事訴訟費用法」(明治二十三年八月十六日法律第六十四号)は、次のように定めた。

第一条 民事訴訟法ノ規定ニ於ケル訴訟費用ハ以下数条ノ規定ニ從ヒ之ヲ算定ス

第二条 訴状其他総テ書類ノ書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付キ金二錢五厘トス但半枚ニ滿タサルモノモ亦同シ

第三條 翻訳料ハ半枚十二行二十字詰ニ付キ金五十錢トス但半枚ニ滿タサルモノモ亦同シ

(注3) 官許代書人試験に合格した石川淳造(淳藏とも表記)は、明治十九年春期の代言人試験を受験したが及第せず(「芸日」明治十九・二十)、明治二十年八月頃は無免許で代書業もしていた(「芸日」明治二十・八・二)。石川は、明治二十四年一月十三日、広島地方裁判所控所において代書業を営んでいたが、私書偽造詐偽取財事件で逮捕された(「芸日」明治二十四・一・十五)。しかし、同年二月四日、免訴となったという(「芸日」明治二十四・二・六)。

3 広島代書人組合

さて、従来裁判所門内において代書していたが、構内代書を禁ぜられた者達は、官許代書人に対抗して裁判所の両側に
出店し、通例の半値、あるいは出頭届等は無料で代書しようかと画策していた(「芸日」明治十九・四・七)。

明治十九(一八八六)年十月三日、広島始審裁判所外で代書を営業する者達は、三川町の坂本小藤大方において集会した(「芸日」明治十九・十・五)。これは、広島始審裁判所が、一部の官許代書人に構内営業を許可したことに對して、構外に追出された代書人らが、その対策を相談したのであろう。そして、「代書人中の弊を矯むるの規則を設くる為め」に、更に、
同月十日、細工町文武館で代書人の集会を開くことにした(「芸日」明治十九・十・七)。十日の会議の参加者は一七名で、「代書営業上の改良」について種々申し合せをしたが、議了に至らず、十五日に、更に同館で会議を開くことにした(「芸日」明治十九・十・十三)。

明治十九(一八八六)年十月十五日午後二時から、細工町文武館において、坂本小藤大が発起人となって、代書人会議を開いたが、会員は一三名であった。議案の要旨は、代書依頼人に丁寧に対応し、代書料を廉価にし、不正の所為がないようにする、その取締は幹事一名、副幹事二名を置き、不正者には説諭を加え、聞き入れないときは衆員にはかり除名して、
広島の新聞に除名の理由を広告するというものであった。しかし、除名広告については、満山爲法らの反対で除き、申合

規則取調印マなどの議論があつたが、午後六時になつたので、次回に譲り散会した(「芸日」明十九・十・十七)。

そして、同年十月十九日、次のような新聞広告が出された(「芸日」明十九・十・十九、二十)。この広告で、組合員である二〇名の代書人が誓つたことは、それに反することが代書人の間で行われており、それが代書人の悪弊として世間に流布していたからであらう。

代書組合広告

方今天下ノ形勢タル工芸商估ノ別ナク互ニ社会ノ利便ヲ図リ大ニ其需求者ニ益ス我々代書營業ニシテ焉ゾ囑託者ヲ利スル所ナカランヤ茲ニ我々同意者ハ公衆ヲ利シ社会ニ便セント欲シ今般組合ヲ結び凡テ温厚篤実ニ事ヲ執リ正実真直ニ人ニ偶シ誓テ囑託者ノ不満ヲ買フ如キ事勿ラシメント欲ス今其組合員トナルノ人名左ノ如シ

○波多野岩吉○天方喜久藏○安田新四郎○河内要之助○益岡儀助○河野常藏○水津陸之助○渡邊清次郎○三戸愷吾○桑原千次郎○佐々木守太郎○松尾宗三郎○保元三知輔○満山爲法○土生正雄○小澤正義○務中徳藏○加藤勘太郎○下見爲次

広島代書組合 仮幹事 坂本小藤太

(注) 桑原千次郎は、「明治七・八年訴状受取録」(広島地方裁判所々蔵)に代言人として現れる。加藤勘太郎は、「明治十年訴状受取録」(広島地方裁判所々蔵)に代書人として見える。

しかし、「代書組合」は、多少同意者はあったが好結果を得ず、同意者少数のため遂に成立しなかったという(「芸日」明治十九・二十一・十八)。それでも、坂本小藤太が仮幹事となつて、会員二〇名ではあるが、代書人組合が結成されて、一時にせよ存在したことも否定できない。現在のところ、知られている資料からは、我国で最初の代書人組合であろう。

坂本小藤太が結成しようとした代書人組合が、結局、多数の代書人の参加を得ることが出来なかつたのは、組合に入つたからといって、何らの実利・実益も無かつたからであろう。当時の代書営業にとっては、詞訟鑑定社を構えて代言人と連携する者に対する対応策、妥当な料金を策定してそれを遵守すること、法律研究会を結成して法律知識の習得を図ることなどが、重要課題であつたと思われる。しかし、それらの課題について協議が纏まらなかつたのであろう。「お行儀良く営業しましょう」と申し合わせるだけでは、組合に加入する意味は、殆ど無いといつてよい。

そして、代書人組合に加入する者が少なかつた、もう一つの原因は、その発起人であり仮幹事であつた坂本小藤太が、やり手ではあつたが、信頼感が欠けていたからと思われる。

坂本小藤太は、明治九(一八七六)年十一月六日、「明治九年訴状受取録」(広島地方裁判所々蔵)に「田水妨害之訴」(明治九年十一月六日第三二四二号)の原告人の代人として訴えを提起しているので(翌日、却下される)、この頃から、すでに代書代言葉を営んでいたと思われる。明治十二(一八七九)年頃は、広島裁判所の人民召喚状配達請負をしていた。ところが、同年一月二十七日、刑事の召喚賃金は官費支弁であるのを知りながら、召喚状受取人からその賃金を受取り、その後、そ

の召喚状の封緘紙を取繕い、賃金を受取っていないように見せかけて返納した罪により、詐偽律詐偽官文書条余の文書を詐偽する者を以て、「杖一百」の刑を受けている(『広新』明十二・二・七)。それでも、彼は、同年七月に行われた、広島区会議員選挙に当選している(広島市役所編『広島市史』第四卷、広島市役所・一九二五年、名著出版・一九七二年、一三三頁)。一方、明治十二(一八七九)年、同十三(一八八〇)年頃、坂本は、自由民権家植木枝盛と交際しているので(『植木枝盛集』第七卷、岩波書店・一九九〇年、一三〇頁―二三二頁、一三〇頁)、自由民権家でもあったようである。

坂本は、裁判所によく出入をしていたが、明治十七(一八八四)年秋には、代言人奥本數奇男と葛藤を引起こし、告訴されたが無罪となった。そこで、坂本は、告訴されて三十五日間入監したので、奥本を相手取り損害要償訴訟を提起すると騒いだが、仲裁人が出て漸くにして治まった。それにも拘わらず、明治十九(一八八六)年五月に至って、奥本に対して損害要償請求の訴訟を起こしたという(『芸日』明十九・五・七)。また、同年十二月九日には、坂本は、広島控訴院において、限月売買違反控訴事件の弁護人として弁論中、被告事件に關することではないのに、他人を犯罪に引入れようとする有様で甚だ不都合を極めるため、裁判長木付評定官から弁護を中止させられたという(『芸日』明十九・十二・十二)。そして、明治二十二(一八八九)年十月頃、坂本は、芸妓置屋の代人として、逃走した芸妓の潜伏場所搜索願を差出し、巡査と共に捜査して芸妓を探出し、その一身を借財百十円を返済するまで預かることになったが、取返そうとする相手方から暴行傷害を受ける事件に卷込まれた(『芸日』明二十二・十・三―四、明二十一・十・六、明二十二・十・十五、明二十三・一・十一、明二十三・一・十九)。この頃も、坂本は、代書代言業をしていたようである。

更に、坂本は、明治二十四(一八九一)年頃は代書博士という程の剛の者であったというが、同年三月七日、広島控訴院において、詐欺取財控訴事件(弁護人は、代言人高野一步・同安倍萬太郎)で、重禁錮四月、罰金五円に処せられている(『芸

日 明二十四・一・十六、明二十四・三・八)。この後、坂本に関する情報は途絶える。

(注1) 代言代書請負結社については、岡山県が、明治八年二月二十八日付で、司法省に対して稟申書を差出した例が、前掲『日本司法書士史』に紹介されている。岡山県からの伺いに対して、司法省は、同年五月十七日、所管外であるという指令を出した。そこで、岡山県は、同年五月二十五日内務省に伺書を差出した。内務省からは、同年六月八日、「書面代言代書請負結社之儀人民ノ委託ヲ受取扱別ニ弊害無之モノハ其界限適宜取計不苦候事」という指令が返ってきた。山下綱一は、「この指令によって、健全な組織体をもつ代言人会や代書人会の結成は認められることになったのである。かかる岡山県の代書人会結成の動向は、その沿革史上、恐らく全国での先べんをつけたものと考えられるのである。ところで、その当時の代書人会結成の動きは、相当強力であったことが、うかがえる点があるのであるが、その動向に関する詳細や、その後における代書人会の結成の有無については、これらの資料が見当たらない。」という(山下綱一「明治初期、岡山県における書士会結成の動向について」(『日司連だより』第四八号、一九六七年。後に、前掲『日本司法書士史』に収録、一六一・二三三頁)参照)。

しかし、明治八年当時は、「代言人規則」制定以前であって、代言人、代書人には誰でもなれた時期で、代書人と代言人とが画然と分かれていた訳ではなく、同一人が代書代言葉をしていたのであり、代書人だけの結社を設立することは現実的ではない。現に、明治七年六月十五日、大阪北浜に創立され、明治十三年五月十三日「改正代言人規則」が施行され、同月二十四日解散した、北洲舎は代言代書結社である(前掲「大阪弁護士会百年史」、一八頁)。この岡山県の司法省および内務省との間の伺指令も、「代言代書請負結社」を問題としているのである。

(注2) 坂本小藤太など代言人でない者は、刑事弁護に当たっては、裁判所の允許を得て弁護人となった。明治十五年一月一日施行の『治罪法』第二二六条第二項は、「弁護人ハ裁判所所属ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス可シ但裁判所ノ允許ヲ得タル時ハ代言人ニ非サル者ト雖モ弁護人ト為スコトヲ得」と規定しており、明治二十三年十一月一日施行の『刑事訴訟法』第一九七条第二項も、同様な条文を設けていた。

(注3) 「広島始審裁判所の官許代書人」を執筆するに当たって、参照した司法書士史・会史は、次の通りである。各都府県の司法書士史・会史の閲覧および「日司連だより」第四八号の収集は、広島司法書士会々長橋高由光氏および事務局の皆さんのお世話に

なった。こゝに感謝する次第である。

- 司法書士史編纂委員会編『日本司法書士史』明治・大正・昭和戦前編、日本司法書士会連合会・一九八二年六月
愛媛県司法書士会誌編纂委員会編『愛媛県司法書士会誌』、愛媛県司法書士会・一九八一年十二月
鳥取県司法書士会誌編纂委員会編『鳥取県司法書士会誌』、鳥取県司法書士会・一九八五年九月
横浜司法書士会会史編纂委員会編『横浜司法書士会史』上・下、横浜司法書士会・一九八七年一月・一九九七年一月
沖縄県司法書士会史編纂委員会編『沖縄県司法書士会史』、沖縄県司法書士会・一九八八年九月
東京司法書士会会史編纂室編『東京司法書士会史』上巻・下巻、東京司法書士会・一九九八年一月
大阪司法書士会会史編纂(特別)委員会編『大阪司法書士会史』第一巻・第二巻、大阪司法書士会・一九九一年五月・二〇〇一年五月

長野県司法書士会会史編纂特別委員会編『会史 長野県司法書士会』、長野県司法書士会・一九九五年二月

長沢藤吉編『福島県司法書士史』、長沢藤吉・一九九二年八月

山形県司法書士会会史編纂委員会編『山形県司法書士会史』、山形県司法書士会・一九九八年一月

千葉司法書士会会史編纂委員会編『会史 千葉司法書士会』、千葉司法書士会・二〇〇一年一月

山口県司法書士会会史編纂特別委員会編『山口県司法書士会史』、山口県司法書士会・二〇〇二年三月

鹿児島県司法書士会広報委員会会史編纂室編『鹿児島県司法書士会会史』、鹿児島県司法書士会・二〇〇二年十一月

秋田県司法書士会会史編纂委員会編『秋田会のあゆみ』、秋田県司法書士会・二〇〇二年十一月

香川県司法書士会会史編纂委員会編『香川県司法書士会史』、香川県司法書士会・二〇〇三年三月

九 おわりに

本稿を執筆するに当たっては、現在まで発刊された「弁護士会史」が、どのような資料を基に編纂されたかを調査した。

その結果、第二次世界大戦末期、アメリカ軍による空からの都市を中心とする絨緞爆撃のため、多くの弁護士会が、保有していた資料を焼失していることが分かった。そのため、各地の弁護士会史の多くは、奥平昌洪『日本弁護士史』（一九一四年二月発行）などの先行する弁護士史・会史、代言人規則・弁護士法、残存する資料、新聞記事・広告、郷土史料などから採録して、明治期の会史を叙述しているが、地元の代言人組合・弁護士会や組合員・会員に関しての情報が希薄な会史も多い。戦前に編纂された『東京弁護士会史』（一九三五年三月発行）、『大阪弁護士史稿』上・下（一九三七年七月発行）、『弁護士史』（東京弁護士会編・一九三九年三月発行）、『新潟弁護士会史』（一九四〇年五月発行）などは、先達が残した貴重な資料でもある。

その中で、『仙台弁護士会史』（一九八二年二月発行）の「編集後記」に、仙台弁護士会が、昭和五十三（一九七八）年十月、元毎日新聞記者大和田芳雄氏に会史の執筆を委嘱したところ、「大和田氏は明治時代からの資料収集のため一年六ヶ月にわたり、東北大法学部図書館において法律新聞を、また、宮城県立図書館において新聞マイクロフィルム（明治一〇年～昭和二四年）を調査した。」とあるのが、一番印象に残った。その結果であろう、『仙台弁護士会史』は、仙台における明治期の代言人・弁護士の活動が、当時の政治・社会情勢、代言人・弁護士制度の中に精確に位置づけられて、極めて詳細、かつリアルに描かれている。そして、「明治二〇年七月、広島組合代言人の高田似壘が、全国組合代言人連合会の設立趣旨説明とこれへの加盟勧誘のため来仙した。高田はその設立世話人と思われるが、資料はない。」（『仙台弁護士会史』四四頁）とあるのには驚いた。

その他の弁護士会史も、明治期の新聞記事・広告をよく調査して利用してはいるが、戦前の新聞を悉皆調査して会史編纂に用いたことを、編集後記で明記しているのは、仙台弁護士会の外には、岩手弁護士会の『岩手の弁護士』（一九九七年

一二月発行) くらいである。

筆者も、『広島弁護士会史』戦前編を執筆するために、まず、明治期の広島において発行された新聞紙が、何所に、どの位、残存しているかを調査し、蒐集していたので、心強く思った。残存状況は、明治十九(一八八六)年一月末以前は、極めて断片的であって、歴史を叙述するに足りる資料としては不十分である。しかし、先ず、明治初年から明治二十九(一九八六)年八月末に広島法律学校が廃校(開校は明治二十年三月)するまでの、広島において発行され、現在も残存する新聞紙のコピーを出来る限り蒐集した。

こうして、「広島法律学校沿革誌 附、講法館・広島法学校・法学講習所・尾道法律学校」(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年)から執筆を始めた。

次いで、本稿に着手した。広島代言人組合の沿革は、資料が欠けている年もあるが、『仙台弁護士会史』に見える、高田似壠が、全国組合代言人連合会の設立趣旨説明とこれへの加盟勧誘のため仙台へ行った時に、説明に用いた資料と思われる「状師会規則案緒言」(『芸日』明二十・七・十二、明二十・七・十四)を、幸運にも紹介することが出来た。

広島代言人組合が存在していた頃の『芸備日日新聞』には、法律の制定、裁判所の動向、刑事判決の結果、代言人組合・代言人の動向、法律研究会など司法に関する記事は多いが、明治二十二(一八八九)年の条約改正反対運動が熾烈であった時期は、政治記事が紙面の中心を占め、司法関係の記事は少ない。

本稿の執筆に当たっては、新聞記事の外に、従来の弁護士会史が着目していない『官報』に掲載された司法関係の記事も、明治十九(一八八六)年九月までは、総て調査した。これにより、「旧々弁護士法」が施行された、明治二十六(一八九三)年五月一日から同年六月三十日の間に、各地の裁判所において弁護士名簿に登録した、元代言人の氏名・族籍な

どが判明する。これらの弁護士が、各地の弁護士会設立当初のメンバーなのである。『官報』は、高等試験合格者・判事検事登用試験及第者の氏名・族籍、裁判官・検察官の異動・懲罰、代言人・弁護士試験の及第者の氏名・族籍、代言人・弁護士の登録・登録換・登録抹消・懲罰などが登載されている、貴重な情報源である。

そして、「はじめに」において触れたように、広島地方裁判所が所蔵する、「訴状受取録」、「裁判申渡案」、「判決謄本綴」、「上訴裁判通知録」などにより、広島において代言人が受任した事件に関する、依頼者、事件名、訴訟の結果、担当判事氏名などが分かる。更に、明治二十三（一八九〇）年までの「民事判決原本」は、国際日本文化研究センターの「民事判決原本データベース」により検索できる。それらの分析は、今後の課題としたい。

新聞記事に現れた広島 of 代言人らは、法律研究会を結成して法律に関して研究したり、法律討論会を開催して切磋琢磨し、広島法律学校を設立して後輩の育成に努め、明治十九（一八八六）年夏にコレラが流行した時は防疫のためボランティアとして活動し、刑事々件では意外なほど無罪を獲得し、中国状師会を結成して裁判所に対して建言し、明治二十二（一八八九）年の条約改正反対運動では明治維新の志士のように奔走し、そして司法省から諮問のあった弁護士法案に対しては建言するなど、現在の弁護士と変わらぬ活動をしている。この状況は、三百代言というレッテルが貼られている、代言人に対するイメージとは全く異なる。

しかも、広島 of 代言人は、平民が圧倒的多数を占め、彼等が代言人組合の主導権を握っていた。この事實は、明治初期の知識人は士族階級であり、代言人の多くは士族から出たという通念をも打ち破る。平民も、封建制の束縛から解放された、職業選択の自由、居住の自由を得て、湧き上がる知識欲・向上意欲に駆られて、代言人になったのである。

現在も、代言人の多くは、東京や大阪の一部の優秀な代言人を除き、学識がなく、品性は下劣で、訴訟を教唆し金儲に

励んでいたに過ぎないという通念が流布しているようであるが、それは実証されたものではない。そもそも、三百代言は、誰でも代言人になれた時期に発生し、免許代言人の時代になってからは、無資格・無免許で代言業を営む者の中に存在したのである。現在流布している代言人観が形成された原因は、古賀正義が指摘するように、奥平昌洪『日本弁護士史』(一九一四年一月発行)が描いた、代言人の芳しくない像が、その後に書かれた弁護士史、会史に強い影響を与えているからである。

勿論、代言人の中には、三百代言的な者も存在したことは事実である。そして、日本弁護士連合会の機関誌『自由と正義』に掲載される「懲戒処分」公告を見るにつけ、三百代言を過去の歴史として片付けることは出来ない。自戒すべきであろう。

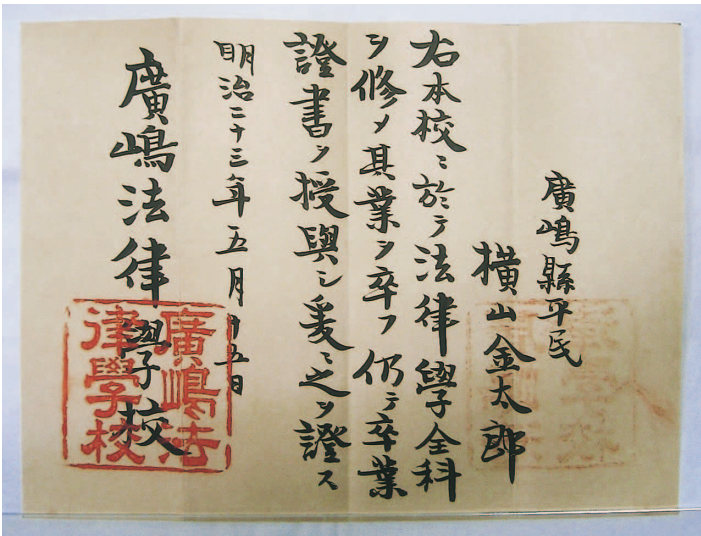
(注1) 日本弁護士史に関しては、古賀正義「日本弁護士史の基本的諸問題」(古賀正義編『弁護士の業務・経営』講座「現代の弁護士」3、日本評論社・一九七〇年)、大野正男「職業史としての弁護士および弁護士会の歴史」(大野正男編『弁護士の団体』講座「現代の弁護士」2、日本評論社・一九七〇年)、潮見俊隆「日本における在野法曹の系譜」(潮見俊隆編『日本の弁護士』法学セミナー増刊、日本評論社・一九七二年)、森長英三郎「弁護士史」(『日本弁護士列伝』、社会思想社・一九八四年)などがある。代言人に対する悪いイメージが流布している原因については、椎橋隆幸「明治期における弁護士像の検討」(鹿児島大学『法学論集』第二〇巻第二号、一九七五年)が、詳細に分析している。

(注2) 『官報』には、明治二十六年五月一日から同年六月三十日までの間に、代言人から弁護士名簿に登録した者の氏名・属籍が掲載されているが、士族(43%)よりも平民(57%)の方が多く、もともと、これには地域差があり、鹿児島、宮崎、高知、佐賀、福井、金沢、青森などの代言人は、圧倒的に士族である。

(注3) 各地の裁判所には、広島地方裁判所に保存されている「訴状受取録」などと同じような、明治期の民事裁判関係史料が、現在

も保存されている。更には、山口地方裁判所、同岩国支部には、予審受付簿、断獄表などの刑事裁判関係史料も保存されており、仙台高等裁判所にも刑事裁判関係史料が保存されているが〔吉田正志「仙台高等裁判所蔵明治初年刑事裁判関係史料の一斑」(林家礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』、信山社出版、二〇〇三年)参照〕、その外の裁判所にも、刑事裁判関係史料が残存していると思われる。

民事判決原本は、そして刑事判決原本(明治十五年以前)も、国立公文書館に保存されることになった。しかし、それ以外の民事裁判関係史料は、何れ廃棄される状況にあるが、それらも恒久的な保存措置が必要である。この点については、加藤高・紺谷浩司「明治初年代の『廣島裁判所民事取扱順序』について——明治九年三月山口裁判所民事部の『決議録』調査報告・その三——」(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年)の「後記」・加藤高「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会の活動報告概要」が論じているので参照されたい。



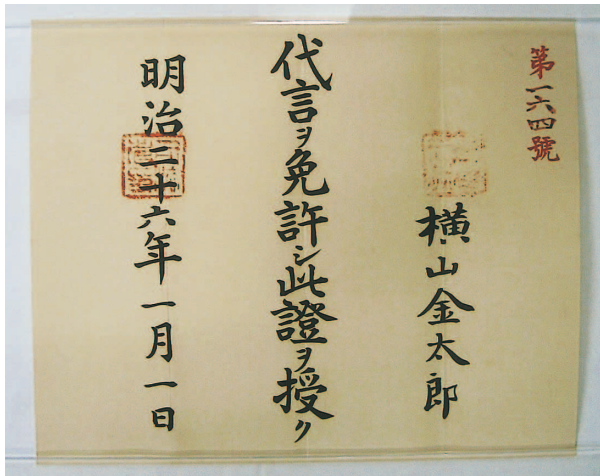
(注1) 横山金太郎の「広島法律学校卒業証書」および「代言免許

状」は、孫の横山滋氏(横山耳鼻咽喉科医院々長)が所蔵されている。大きさは、いずれもB5サイズである。

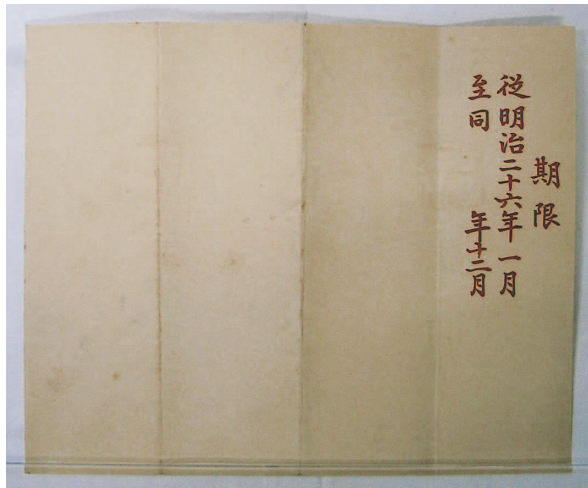
(注2) 横山金太郎の「代言免許状」の写真は、上段が表、下段が裏

である。年月日の部分の上に省印が押捺されている(明治十三年五月十三日司法省丙第八号達、明治十三年六月二十六日司法省丙第十二号達に基づく「代言免許状雛形」参照)。

代 言 免 許 状



広島代言人組合沿革誌（増田）



九一三（三一九）